

衆議院 第四百十五回国会

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録

第十号

平成十一年四月二十二日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 山崎 拓君

理事 赤城 徳彦君

理事 玉沢 徳一郎君

理事 中山 利生君

理事 前原 誠司君

理事 西村 眞悟君

安倍 晋三君

浅野 勝人君

小野寺五典君

大島 理森君

瓦 力君

阪上 善秀君

田村 憲久君

萩山 教蔵君

平林 鴻三君

細田 博之君

宮腰 光寛君

八代 英太君

伊藤 英成君

岡田 克也君

玄葉光一郎君

横路 孝弘君

佐藤 茂樹君

若松 謙維君

井上 喜一君

木島日出夫君

春名 眞章君

伊藤 茂君

出席國務大臣

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

厚生大臣 宮下 創平君

出席政府委員

内閣官房内閣安

全保障・危機管

理室長 兼内閣総理大臣

官房安全保障・

危機管理室長

防衛庁長官官房

長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁経理局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部長

防衛施設庁施設

部長

外務省総合外交

政策局長

外務省総合外交

協力部長

外務省アジア局

長

外務省北米局長

外務省欧亜局長

外務省経済局長

外務省条約局長

大蔵省主計局次

長

厚生省健康政策

局長

労働省労働局長

自治大臣官房総

務審議官

委員外の出席者

衆議院調査局日

米防衛協力のため

の指針に関する

特別調査室長

田中 達郎君

委員の異動

四月二十二日

兼任

相沢 英之君

大島 理森君

宮島 大興君

木島日出夫君

同日

兼任

小野寺五典君

林 義郎君

松本 純君

春名 眞章君

同日

兼任

大島 理森君

相沢 英之君

木島日出夫君

同日

兼任

宮島 大興君

大島 理森君

相沢 英之君

木島日出夫君

同日

兼任

小野寺五典君

林 義郎君

松本 純君

春名 眞章君

同日

兼任

大島 理森君

相沢 英之君

本日の会議に付した案件

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に

関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間

の協定を改正する協定の締結について承認を求

めるの件(第百四十二回国会条約第二二〇号)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保

するための措置に関する法律案(内閣提出、第

百四十二回国会閣法第一〇九号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、

第百四十二回国会閣法第一一〇号)

○山崎委員長 これより会議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、日本国の自衛隊

とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、

物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と

アメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際

して我が国の平和及び安全を確保するための措置

に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法

律案の各案件を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。桑原豊君。

○桑原委員 本委員会で二回目の質問に立たせて

いただきます民主党的に桑原でございます。

きょうは、最初に、この前の質問でも触れたわ

けでございますが、いま一つ内容がどうもはつき

りしないというところでございますので、まず、周

辺事態確保法案のいわゆる九条、自治体及び民間

の協力の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

政府は、この間の質疑を通じて、その協力

内容の明確化については、法律に書く気はない

が、法律施行の際、施行通達みたいなものも検討

してみたい、こういうふうな御答弁をいたしてお

ります。そういったこともあるわけですが、既に

自治体等の要望にもこたえまして十項目の事例を

示されたということですが、これはあくまでもそ

の協力内容の典型例の一部であって、それに限る

ものではない、こういうことでもございいます。

そこで、一つまずお伺いしたいのは、この協力

の問題というのは、この法律の中にありまして

も、いわゆる国民の生活に最も影響が生じる可能

性がある、そういう内容でございまして、国会と

いう場で審議をされると、我々の立場ではやは

りそのことが一番気がかりにもなるし、あらか

じめどういったものなのかということを知られ

る、国民にまた知らしめるということが大変大切

なことではないかというように思います。

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

行政指導という形で、法案が成立した後に具体

的にマニニアルを示すようなことも言われておるわけでございますけれども、私は、そういった施行通達みたいなもので示すというふうなことは、施行通達そのものも、新しい地方分権の制度のもとではそうしたものは廃止される、今そういうふうな提案がされているわけでありまして、そういう意味では、こういった国民の生活に大きな影響が及ぶという可能性のあるものについては、やはりあらかじめそこら辺、全体を網羅するというのは難しいかもしれないけれども、ちゃんと示すということが必要ではないかというふうに思います。

施行通達のようなものをするというふうなことも含めて、その点、どのように考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

○伊藤（康）政府委員 法案の第九条につきまして、これまでたびたび御質問いただきまして、私どもの方からも御説明申し上げておるところでございますが、九条第一項で、市町村長あるいは都道府県知事等を含みますが、地方公共団体の長にお願いしておりますのは、現行の法令のもとで持っております許認可権その他の地方公共団体の長特有の事務に関して協力を求めるというものでございまして、これに関して何ら新しい事項をこの法案で加えているものではないということが第一点でございます。

また、第二項で、国以外の方々に関する協力をお願いするということはございしますが、これにつきましても、あくまで最終的には契約で実施するものでございまして、特別この法律で何らかの義務づけをしているものではないというところはこれまで御説明してきたとおりでございます。

では、その内容いかんということでございますが、これはもう、今先生も御指摘のように、非常に事態ごとに異なるものでございまして、あらかじめ具体的かつ網羅的に申し上げることはできないということでございます。

ただ、その中身につきましては、これまででもできる限りこの委員会でも、私からもあるいは各関

係の大臣からも御答弁を申し上げておるところでございます。また今後ともできる限りその努力は続けたいと思います。そこで、さらにそれらの御審議の内容等を踏まえまして、最終的には、ある意味ではそれぞれの場面、場面で出てきた質疑応答でございますので、そういったものの集大成と申しますか、そういったことを考えまして、私どもはマニニアルというようにものを申し上げているわけでございます。

したがって、そこで何ら特別新しいものというものが入るということではございませんが、できるだけそういったものも、最終的にはわかりやすくしていきたくて存じておりますが、国会の場におきましては累次御説明を申し上げているというところでございます。

○桑原委員 何ら新しいものはないんだということでございますけれども、私は、やはりそういう説明では、国民の皆さんがいろいろ考えておられる疑問であるとか不安であるとか、そういうものにこたえることにはならないというふうに思います。

これは、この間の審議の中でもいろいろやりとりがございましたけれども、既に一九九四年のあの北朝鮮の核開発疑惑に関連をして、アメリカ軍の方から当時いろいろ、その後も含めて、要請があつて、やりとりが行われてきたというふうな報道もされておるわけでございます。また、またたそういう申請があつたわけではないというふうなことでございまして、それぞれ、それぞれの節々でいろいろ調整が、議論が行われてきたのではないかと、こういうふうに思っております。

そういったことなどを含めて、もう千何十項目あるとかいうようなことがもう既に報道をされておりました。国民の皆さんも、そんなことを通じていろいろと、どういった内容のものが想定をされるのか、いろいろな議論がなまじりいわれてございまして、そういう意味では、やはりそういうものの中にちゃんとこたえていく、あらかじめ今現在で想定し得るものはこういうものがあるんです

よというふうなことを政府としてきちっとやはり責任を持って示していくことが必要ではないかというふうに思います。

私は、マニニアルというものをいつの段階で、どんなふうなマニニアル的なものを発表されるのか、そこら辺も聞きしたいわけですが、法律がつけられた後でこういうことなんだというものでなしに、この法律の条文での協力ということでは、こんなことも含めていろいろ考えているんだ、あらかじめやはり国民の皆さんに、もちろん国会という場を通じてきちっと示していくということが必要だろう、こういうふうに思うのですけれども、そのマニニアルを示されるということも、いつの時点でそういうふうなことをされるのか、そのこともあわせてお聞きをしたいと思

○伊藤（康）政府委員 先生御指摘の千五百九十九項目云々というものは、累次御答弁申し上げておりますように、必ずしも正式のものではないということでございます。

ただ、私も全部精査したわけではございませんが、そこで言われておりますのは、例えば、港湾でございましてとか空港といったようなことが具体的な地名を伴って出ているところだろうと思ひます。これらにつきましては、既にこれまで項でお願ひをすることがあるというところは申し上げておるところでございます。これにつきましては各地方公共団体にも御説明をしておるところでございます。

ただ、では具体的にそこがどこかということになってまいりますと、あるいはまたその場所が特定されたとして、それをどれだけ使うのかといったようなことになりますと、これは、現段階で申し上げることはなかなか困難でございます。恐らくそれは、基本計画というふうな段階になりま

手続、そういったことも含めまして、まあマニニアルという言葉が適切かどうかわかりませんが、解説というふうなものをつくりまして、地方公共団体等にはできるだけお渡しをしたいと思っております。法律が成立した後に、お出しするのが最も適切かと思っておりますが、できるだけ早くできま

○桑原委員 法案が成立するまでの間にマニニアルとして確定されたものを示すということは、それはなかなか難しいのかもしれないけれども、法案を成立させるに当たってこんな協力内容を考えているので協力をしてほしいというのが、ちゃんとした政府の国民に対するやり方ではないかというふうに私は思ふんです。その点、改めて

その後だというふうな御答弁でございましたけれども、私は、むしろその後はきちっとしたものを示すべきであつて、その前に、あらかじめ説明をしていくという責任をやはり果たすために、今ある、網羅できるものをちゃんとお示しをしていくというのが筋ではないかと思ふんですが、どうですか。

○伊藤（康）政府委員 現段階でどういふことがあるかという御質問だと思いますが、それにつきましては、既に二月三日付のいわゆる十項目と申しておられます文書でかなり網羅的にお話をしておるわけでございます。そのほかに、かつ先般、自治大臣の方からは、地方公共団体の持つべき施設の使用といったようなことについて例示があつたというふうに承知しております。

それで、この十項目につきましてはわかりにくいという御批判をいただいておりますので、「建物、設備等の安全を確保するための許認可」といったようなことで、かなり網羅的な書き方をしておりますので、なかなかおわかりにくかったかと存じますけれども、基本的にはここに挙げたものが大宗であらうと思っております。私ども、これ

以外に今具体的に何かと言われますと、これはなかなか特定したいところかと存じます。
なおかつ、先ほども申し上げましたが、具体的にどこか、あるいはどの程度かといったようなことについては申し上げられないというところは、御理解いただけるのではないかと存じます。

○桑原委員 この十項目は、あらかじめ具体的にこういったものは確定されるものではない、そして、「以下」のものに限られないが、例えば」ということで例示的に十項目が挙げられておるわけですね。

そういう意味では、まさにいろいろなものがあるけれども、そのうちの一部なんです、典型例なんですという程度の話であって、まだまだいろいろあるんだという感じが、この文面からも読み取れるわけですが、そういうことと以降、さらにこんなものがありますよみたいなちゃんとした話が全然ないわけではないです。私は、これに限らずいろいろあるのではないのかというのを言っているわけ、あるとすればそれらも含めて、ちゃんと法律が成立する前に国民の皆さんにきちっとお示しをすべきではないか、こういうふうに申し上げておるので、その点、もう一度お願いいたします。

○伊藤(康)政府委員 確かにこの十項目の中には、これに限られるものではないということも申し上げておるわけですが、これは、まさにあらかじめ網羅的に全部ということ、事態によつて異なるものもございまして、また法令の数も多岐にわたっております、あるいはまた条例等もあるわけでございます、そこを申し上げるというのとはなかなか困難かと存じます。
現段階でいろいろ御説明申し上げておりますのは、先ほど申し上げましたように、この十項目、そのほかに、地方公共団体所有の施設の使用、土地等の使用といったようなことを申し上げておるわけでございます。また、先般は別途御質問がございました、教育施設というようなお話しもございました。

そういったようなことで、私ども、考えられる限りのことは御説明をしてみたいと存じますし、また、先生今御指摘のように、今後の過程でさらにこういったものがという具体的なものが出てまいりますれば、当然それは御報告申し上げたいと存じます。

○桑原委員 ぜひ、そういった事例がわかり次第といいますが、こういったものが考えられるというところがやはりきちっと国民に示されるように、その都度その都度、やはりきちっとした対応をしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから私は、この九条という条文の持つ意味というものについてもう一度ちょっとお伺いしたいと思うんですが、この規定は、いわゆる自治体の長の権限の行使というふうなものについて協力を求めるのか、国民に協力を依頼するとか、要するに協力をしてもらうんだというふうなことで、法律で決める条文としては、規定をして何かを強制していくというふうなものではないわけですね。協力が、こういうことなんですか、この規定がなければ、例えば九条の一項がなければ、自治体に協力を求めることができないのか、あるいは、この項がなければ自治体はまた逆に国の要請に応じられないのかというふうなことに、どうなんですか。

○伊藤(康)政府委員 本法案におきましては、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に対する対応措置というものについて規定をしておるわけでございます、これはほかのところにも出てまいります、いわば内閣全体が一致して対処していくというところでございます。

したがって、そういうような重要な事態でございまして、地方公共団体の長の有する権限の行使につきましても、その公共的な性格とか、あるいはほかにか代替手段を求めることが困難であるとか、果ては御説明申し上げておるところでございしますが、そういったことから「必要な協力を求めることができる」という規定を置いておるわけ

でございます。

では、これがなければ法的に全く不可能であるかというところであります、それは、例えば、国といたどもいろいろな許認可の申請をすることはあるわけでございます、そういうこと自体ができないというところではないと存じますけれども、しかしながら、冒頭に申し上げましたような事情のもとにおきまして国が地方公共団体にいろいろ関与することにつきましては、できる限り法律で定めるものというふうに認識をしておるところでございます。

また、もう一つ申し上げますと、仮にこの九条というものが無いといたしますと、これのもとになつております四条の方で、基本計画で地方公共団体にどのような協力を求めるかを示すことになつておりますが、それもできないということになつてしまふのではないかとこのように思つております。

○桑原委員 この条文が入ることによって、いわゆる単なる協力ではなくて、その協力を要するものという必要性、あるいは、義務とまではいきませんが、そういう必要性が非常に大きくなつていくんだ、こういうような内容を込めていくというところであります。それとも、単なるそういうものが込められているんだということではなしに、そういうものに、そういう必要性が法的に強く担保されるようなことになるのだというふうなことになるのか、そこを少し説明してほしいと思ひます。

○伊藤(康)政府委員 先ほども御説明申し上げましたが、この周辺事態安全確保法におきましては、内閣は全体で一致して対応措置をとつていくというのを主眼としておるわけでございます。

そういう中におきまして、地方公共団体におきましても、先ほど申し上げたような代替性のない機能につきましても、ぜひ御協力いただきたい、そういうようなことでこの九条一項というものが規定されておるわけでございます、法律である以上、当然のことながら、地方公共団体の長は求めに、応じまして権限を適切に行使するということが法的には期待される立場に置かれるということ、を、私どもこれまで御説明申し上げておるのとおりでございます。

ただ、そこはあくまで各関連の法令で認められております権限を適切に行使していただくということでございますから、すべて国の言うとおりのことではないのは当然でございますけれども、その法令の定める精神に従ひまして適切に行使していただきたいということでございます。

なお、担保云々という言葉が、非常に定義が難しい言葉でございますが、正当な理由があつて国の求めに応じない場合に何らかの制裁があるかと言われれば、それはこの法律では何ら規定していないということでございます。

○桑原委員 どうも、お話を聞いておりますと、法律的に協力を要する必要性がどうこうということよりも、むしろ協力を求める側の、内閣の一体性といえます、そういうものがこれによって強調されているというふうな受けとめ方には私はなるわけですね。

そうであるとするならば、ある意味では、さきの話に戻るわけですが、協力を求める側の強い意欲とか姿勢とか、そういうものが強調されるというところであれば、私は、やはりなおのこと、協力の内容については詳細にきちっと国民にわかるように、自治体にわかるように説明をしていくというのが極めてこれと不可分の関係になるのではないかと、こういうふうに思ふので、その点についてはどうでしょうか。

○野田(総)国務大臣 令、地方自治体に御協力を願ひする項目、テーマについて極力わかりやすく具体的に説明をしていくべきであるという御指摘は、それはそのとおりだと思います。

ただ、あらかじめ、先ほど来事務局から、安否から御答弁申し上げておりますとおり、事態の内容というのは必ずしも、単一的な形態として想定してそれに基づいて説明するということとかが

て誤解を招くということもござります。そういう意味で、いろいろな事態があり得るわけですから、それに即した御説明ということにしたいかならうと、かえって混乱を生じかねないという側面もあるわけでありまして。しかし、基本的に、いろいろ具体的な事例ということについて必要な説明については、さらに我々も誠意を持って自治体に対して懸念のないようにその説明の努力をしていきたいと考えております。

その問題と、それから今御指摘の第九条に基づく協力要請の規定、この問題は、必ずしも直結する話ではないと思っております。それは、先ほど来御答弁申し上げておりますが、この法律がなくても、九条がなくても、事実行為として国から地方公共団体に対して協力要請を行うということはもちろん可能なことであります。

しかし、この周辺事態という場合におきましては緊急な対応が特に必要なケースでありますし、一方で、地方団体の持つべき権限というものには極めて公共的なものであって他に代替手段がない、そういう性格の権限の行使を求めるということでござります。他にそれを、代替手段を求めるということは難しいという性格がある。したがって、国として周辺事態にあっては地方団体に對して迅速にかつ適切に権限を行使していただくということを期待いたしておるわけであって、正当な拒否する理由がないという場合には協力をさせていただくということを期待いたしておるわけです。もちろん強制力というものはなく、これは果次申し上げておるわけですが、しかし、このような意味で協力を求めるものであります。

したがって、そのための根拠を明らかにすること、さらには、その手続も明確にしていただくという趣旨からこの第九条というものを規定しておるわけですね。

さらにまた、協力によって地方団体が損失を受けた場合は、国として「必要な財政上の措置を講ずる」との規定も置くこととしておるわけで、この規定を置くためにも、協力を要請するという国

の立場についてその根拠を法律上明らかにしておきたいという意味もあると考えておるわけですね。

○桑原委員 先般、私は地方公団会と福井の方へ行きました。そのときにも、やはり公団の方からは、いわゆる情報が非常に少ない。いろいろな周辺事態というのはどうでないか、あてでないかというふうなことはみんな想定をしておりまして、特に日本海側のような場合には北朝鮮で何かがあつてどうこうというふうなことが一つ考えられるというところで、そういうことを想定しながら、あんな協力、こんな協力というふうに勝手にある意味ではそれぞれみんな思い描いているわけですね。国民の意識の方が有意義では先行していろいろなことを考えているわけですね。

も、国の方からは自治体や国民に対してはこういったことなんだというふうな情報の提供といひますか、正式な国としての物の考え方、そういうものが余りはつきり示されていないというふうな、情報不足といひますか、そんなことによるいろいろな不安、そんなものを指摘する声もござりました。ぜひその点は留意をして、できる限りきちっとお示しをさせていただくという方向でやっていただきたいと思います。

それからもう一つ、さきの参考人質疑のときに、民間の協力の問題なんでござりますけれども、連合の笹森事務局長、参考人としておいでいただいたわけですが、民間に協力依頼がされて、ある企業なり団体なりがそれを引き受けてやるということになったときに、非常に危険が予想されるわけで、労働者、働く人たちのいろいろな不安がある、そういったことについて労働組合としてどうしていくのかというふうなことで、危険な業務を拒否できる労働者の権利を保障するため、就業規則に係る労働協約に、労働者の業務を拒否する表明権、拒否表明権を求めているんだ、労使交渉の中でそういうことをやっていると、私は、そのことについて、拒否表明権だけではなしに、例えば、それは我々としては受けるわけ

にいかないというふうなことで、労働組合がストライキをしてそれに抵抗するというようなことにも及ぶようなこともあるやもしれません。そういうことについて労働省としてどういうふうに考えておられるのか、そのことをお聞きしたいと思ひます。

○甘利國務大臣 労働協約と申しますのは、労働条件やそれに付随する事項につきまして、労使が一致をして締結するということでありまして、

そこで、今先生が御質問の、危険な業務であるがゆえにそれを受けないという労働協約が結べるかということが第一点であります。そもそも政府は、そういう危険な業務というものを民間に委託するということは想定をしておりませんからあり得ないことでありますけれども、それでも心配ということ、明確に危険だということの業務、それについて、労働協約上そういう仕事は受けないんだということを書くことが可能かどうかというお話で事を進めますと、結論から申せば、不可能ではないというふうに思ひます。

そして、そのことに関して、さらに、業務命令が出たときにそれを拒否できるか、あるいは、そのうするのためにストライキができるか云々というお話であります。そもそも、労働協約に結ばれていて、危険であるがゆえに、具体的にこの業務は危険だということ、労働者が一致して受けませんということを使用者側が受けるということ自体が想定されないので、受けるということ自体がこれは労働協約違反でありますから、労働協約に違反している業務命令というものは従う義務がほとんど発生をしませんから、要するにやらないというだけで、ストライキをする必要がない項目だというふうに理解しております。

○桑原委員 労使の間で交渉の結果、そういった業務はやらないんだ、引き受けないんだというふうな協約を締結することが可能だというふうに私は思うので、それだけでも、そういったことについてどう考えるかというふうにお聞きしたかったので、大臣のそういう御返事で了解いたしましたと思ひま

す。大臣、それで結構でございます。

次に、事前協議について伺ひたいと思います。この事前協議というのは、日本が戦後、アメリカを中心とした占領軍に占領されておつて、その後、今度は安保条約というもので米軍が日本の基地を使用しているいろいろな対処をしていくということの一つの区切りをつける。日本に米軍は占領中と同じようにして存在はするけれども、日本が独立をして、アメリカ軍の果たす役割というもの

は日本のためにあるんだというふうなことで、そして、アメリカ軍は占領軍としていたのではないんだぞというふうなことをきちっと示すために、この事前協議というものが果たす役割といひます。か、日本の独立国としての存在を証明していくというふうな、そういう大きな意味を持っていると私は思ひます。国民の皆さんも、米軍は好き勝手に日本にいて行動するんじゃないんだ、重要な活動をするときにはちゃんと日本の政府の事前の了解を得てやるんだ、そういう軍隊なんだよということを国民に対してもちゃんと示していく大変大事な制度であらうというふうに思ひます。それが今まで一度も運用されなかった、その必要性がなかったというふうなことでござりますけれども、あった、なかったは別にして、そういう大きな意味を持った制度であらう、こういうふうに私は思っております。

政府は、この事前協議に関する諸問題については今回のガイドラインの改定に当たっても変更はないんだ、それから、事前協議に関する密約なども一切ないんだ、あるいは、事前協議の申し出があれば、その諸否は原則閣議で決めるし、緊急の場合は、総理、外務、防衛の三大臣で決めるんだ、こういうふうな答弁をされております。

そこで、我々民主党政は、事前協議の手続についての明確化といひます。国民の側から見ると、ちゃんと事前協議がなされて、日本の政府の態度がはっきり表明されて、そういう結果になったんだなということが手続として明確にわかるようなことというふうな求めておるわけですね。

も、政府からこのことについては余り明確な答弁がないように思います。

そこで、私は、やはり国民にこういった事前協議の持つ意味、そしてちゃんと行われているんだということがわかるためにも、政府は、事前協議で米軍に対して同意をする場合は、その同意に基づいて米軍が日本の基地を前進するとかいろいろな行動をやるわけですけれども、その行動を開始する前に、国民に同意をしたということを知らせる義務があるというふうに思うのですけれども、その点についてどう思われるか、お聞きしたいと思います。

○高村国務大臣 日米安保条約第六条及びこの実施に関する岸・ハーター交換公文に基づいて行われる事前協議の対象となる事項は、委員がおっしゃるように、国民あるいは国会にとっても重大関心事項でありますから、政府としては、特別の事由がない限り、事前協議の事実を事後にしかるべく公表して、国会にも報告したいと考えております。必ずしも米軍が行動する前ということには限りませんが、できるだけ早く国会に諮って国民にお知らせしたい、こういうふうに思っております。

○桑原委員 私は、やはり事前ということに意味があるように思います。例えば、日本の基地を前進した後に言うというよりも、この前進行動というのは政府の了解を得てやったんだということがちゃんと事前に国民にわかる、国民に知らす、そんな義務があると思いますし、国会にということもございまして、急を要する場合は大半だというふうに思います。そういう意味では、内閣で責任を持って、例えば記者会見をするとか、そんないろいろな方法もあると思うのですけれども、そんなことを駆使しても事前にやるべきだというふうに私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

○高村国務大臣 戦闘作戦行動に係る事前協議があった場合の状況の緊急性いかんによっては、我が国が応諾した上で、その事実を公表する前に、

米軍が安保条約の目的達成のために迅速に何らかの行動をとらざるを得ないような可能性も排除されない、私はそういうふうに思います。

また、事前協議の事実が公表されることにより、米軍の軍事機密が直接間接に明らかにになり、我が国自身の安全保障にも重大な影響を与える場合等の特別の事由がある場合には、国益上の見地から事前協議の事実を公表しないことがあることについても、これまでも国会で御説明しているところでございます。

○桑原委員 いろいろな緊急の場合で、どうしてもないという事態もあり得るかもしれませんが、けれども、基本的には、やはり国民にちゃんと了解を得た行動なんだということがわかるようにきちっと知らせていくということは、私は、事前協議というものを本当の意味で実効あらしめるといいますか、国民にとっても、日本にいる米軍がちゃんと日本の政府の了解と納得の上で行動しているんだということがはっきり示されることが大変大事だというふうに思いますので、その点はそういうふうに求めておきたいと思えます。

次に、ニカラグア事件というのが、一九八〇年代、アメリカがニカラグアの内紛に関与した、そういう事態としていろいろ取りざたをされて、国際司法裁判所の判決というものも下されたわけですから。

私は、この間政府は、我々が、日本が協力をするアメリカの行動というものはすべて、国連憲章そして日米安保のつとめた全く正当な行動なんだ、こういうことを前提にしているんだと。これはまあ、我々が協力をする以上は、我々がかかわる以上は当然の話なんですけれども、そのことは理屈としてはそのとおりなんですけれども、私は、ニカラグアのこの問題を考えてみても、決して米軍がやることのすべてがそういうことではないんだ、いろいろ疑念のあることもあるという点については、今までの審議の中でも一定そういうことが理解をされているのかなというふう

に私は思うんです。

ここでちょっとお伺いをしたいんですけれども、政府は、武力紛争が発生したときの米軍の行動の性格、これは、考え方として、国連憲章、日米安保条約に従って正しい行動をとっている米軍というように政府としては考えているというふうな答弁をされています。また、周辺事態において我が国が行う後方地域支援は、違法な武力行使を行っている国に対して国連憲章及び日米安保条約に従って行動している米軍に対して行うものであって、国際法上は何ら問題はなく、こういうふうな答弁をされているわけですが、そういうふうな一つは、ニカラグア事件というものを想起いたしますと、アメリカがこの事件でとった行動というものは、国際司法裁判所の判決によれば、集団的自衛権には当たらない。そして、判決としては、その結果、米軍の反政府組織への軍事的支援の中止、あるいは与えた損害の賠償義務、こういうものを判決として下しているわけですから、アメリカはそれには従わなかった。

この裁判所の判決に加わった日本の裁判官は、アメリカ、そしてイギリスの裁判官とともにこの判決には反対をした、こういうふうなことが言われているわけですが、私も、私は、アメリカのいろいろな行動というものを対して、アメリカだから常に正しいというふうなことはやはりないというふうに思うわけです。

そういう意味で、日本の政府として、このニカラグアの事件について、まず、それに国際司法裁判所が判決を下した、そのことについてどう評価をされているのかということ、アメリカが常に正しいということはないということについて、今までのいろいろな状況を見ながら、そのことについてはどういうふうな考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○高村国務大臣 御指摘の国際司法裁判所の判決でございますが、ある国が他国内のゲリラ等の反政府勢力に対して行う支援等の論点について、法的評価を行ったものであると承知をしております。

す。

政府としては、国際社会における主要な司法機関であるICJ、国際司法裁判所の判決は厳肅に受けとめておりますが、その判決の具体的内容につきましては、それぞれの論点について個別の事件の文脈に照らして理解すべきものであると考えております。

いずれにいたしましても、米国は、日米安保条約にも明記されているとおり、国連憲章のもと、違法な武力行使を慎む義務を負っております。そもそも米国がこのような義務を守ることは日米安保条約の大前提であって、米国が仮にもかかる義務に違反した行動をとることはしないとの信頼関係なくしては同盟関係は成り立たないところであります。その旨は従来から申し上げているところでございます。

○桑原委員 政府答弁は今言われたような姿勢でやられていくということですから、その姿勢を私は堅持をしてほしいと思うんですが、常にアメリカが正しく、日本はそのアメリカに常に従うというふうな、そういう印象を国民の一部ではやはり受けているんじゃないか、こんな気もいたします。そういうことが国民の今後に対する不安というものをもたらしているというふうな気もいたします。日米同盟を前提というふうないたしましたけれども、米国が例えば国際社会に受け入れられないような行動をとった場合には、日本政府としては、そのことに対してきちっとアメリカにそういう行動を改めるように勧告をするとか、きちっとした日本の態度表明をするとか、そのことについては、協力をすることの大前提としてこれからはやっていただこうということをぜひお願いしたいと思うんですが、その点について、どういう姿勢でいくのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○高村国務大臣 日米それぞれ主権国家でありますから、それぞれ主権的に意見を述べ合ひ、そしてできるだけ同一の認識に立つよう努力をして、そして同盟関係を維持してまいりたい、こう

いうふうに考えております。

○桑原委員 次に、戦時国際法の適用関係で少しお伺いをしたいと思います。

政府はこの間の答弁の中で、周辺事態について、我が国が周辺事態に当たって中立的な立場を選択することは考えられない、要するにアメリカにくみする立場だということだと思ふんですけれども、これは国際法的にどういうことを意味するのでしょうか。中立でないということは、アメリカが武力行使を行っておるようなときには、そういう武力紛争の当事国の一方に立つということになるのか、国際的にはどんなことを意味するのか、お伺いをしたいと思います。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

果次御説明してまいりました所存でございますけれども、周辺事態という日本の平和と安全にとって重要な事態が発生している、そのときに、米軍が国連憲章、安保条約に従った行動をする、その米軍の行動を日本が支援する、これは、その起きている事態との関係で日本が第三者的な、中立的な立場に立つということではありません。日本は、日本の平和と安全に重要な影響が出ている事態において、その事態がさらに大きな紛争に至らないように、できる限りの抑止が働くように、また、不幸にして戦争になった場合には、武力紛争になった場合には、その武力紛争ができるだけ早く終息するように米軍とともに行動する、これは第三者的な中立ということではない、こういうふうに考えるわけでございます。

○桑原委員 第二次大戦ではラテンアメリカやフリカ諸国は日本と戦闘をしなかったわけですが、それでも、それでも参戦国となつて平和条約に署名をして、国際法上、武力紛争に因する意思を持てば、意思を持つということでは参戦国というふうになるというふうに考えられるのではないかと、思ふのですけれども、そのことが一つと、そういうことであれば、まして周辺事態における日本のような立場ということになれば、アメリカが武力紛争の当事国ということになればその戦闘行動を支援するということになるわけですから、紛争当事国ということになるのか戦争当事国ということになるのかわかりませんが、そういうふうな位置づけを国際法的にはされるということでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○高村国務大臣 委員がおっしゃる武力行使に因する意思とは何かということが必ずしも明確ではありませんけれども、従来から何度も申し上げておりますが、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態において、事態の拡大の抑制、取捨のために国連憲章及び日米安保条約に従って行動する米軍に対し我が国が後方地域支援を行うことは、国連憲章を含めて、国際法上何らの問題もありません。

さらに、周辺事態安全確保法案における後方地域支援等の活動は、それ自体武力の行使に該当せず、また米軍の武力の行使との一体化の問題が生ずることもないものであって、このような活動をもって我が国が参戦国または紛争の当事国となるというふうなことはありません。

○桑原委員 湾岸戦争に参加した国が二十九カ国とも三十一カ国ともいうふうに、非常に多くの数に上つておるわけでして、言われているわけですが、そのほとどの国は、直接武力を行使するということよりも、例えば基地を提供したとか、あるいは領海、領空の通航を許可したとか、輸送活動、救難活動を行ったとか、こういうふうな活動を行った国は参戦国だというふうに認められているのではないかと、思ふのです。日本の場合には、そのときには多額の資金を出したわけですが、それでも、これは参戦国ではないということになるわけですか。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

法的な観点から紛争の当事国になるという、これは実力の行使を中心とした概念でございます。一般的には、何らかの支援をすれば、それはいろいろな表現というのとはとられるかもしれませんが、果次申し上げておりますように、実力行使しない我が国の今回の後方地域支援、このようなのは、紛争当事国、交戦者の立場に日本を置くことはないと、思ふように考えております。

○桑原委員 そうすると、紛争当事国ではない、中立ではない、こういう何かよくわからない立場みたいなものがあるわけですか。それをお聞きしたいと思います。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

果次申し上げておりますように、ただいま委員御指摘の中立国あるいは交戦国、このような概念は、戦争が合法であった時代の戦時法規のときに使われていた概念でございます。したがって、戦後、国連憲章というものができまして、戦争、武力行使というものが基本的に違法化された状況におきまして、戦前の交戦国、中立国というような概念がそのまま適用されることはなくなつたということでございます。

したがって、交戦国、中立国という概念でもって現下の紛争等の参加者というものをどのように判断するかというところは一概に言えなくなつてしまつたということでございます。

○高村国務大臣 法的立場は今条約局長が申し上げたとおりでございますが、私たちは、違法な武力行使をとっている国、そしてそのことが日本の平和と安全に重要な影響を与える、そういう事態において、国連憲章あるいは一般国際法に従つて、あるいは安保条約に従つて活動している米軍、その違法な武力行使を行つていく国と米軍との間の中立的立場をとることは、こういうことを申し上げているのは、広い意味の政治的立場でありまして、そのことがかつての戦時国際法で発達した中立国とか交戦国とか、そういう法的な

ことを言っているわけではなくて、政治的立場において中立の立場、まさに違法な武力行使を行つて我が国の平和と安全に重要な影響を与えている、こういうような事態の中で、同盟国である米

国とその国との間で中立的な政治的立場をとることは、こういうことを申し上げているので、何をそういう事態においてするかということとは日本がその都度具体的に、主体的に決めていく、こういうことでございます。

○桑原委員 戦時国際法という、そういうもとの話ではございませんからあれなんですけれども、実際に武力行使が行われて戦闘状態に入つてしまつたときにはどういう立場なのか、どういう側面なのかというのが一つの問題に、当然事実上の問題としてなるのではないかと、思ふように私は思

います。それから今、政治的な立場だ、こういうふうになつてしまつたけれども、単に政治的な立場という態度の表明だけではなしに、武力行使に直結するしないは別にして、事実としていろいろな協力、支援ということをあわせ日本はやるわけですから、そういう意味では単なる政治的な立場の姿勢の表明だけではないのではないかと、思ふように私は思ふので、そうだとすれば一体どういう立場になるのか。事実として戦闘が行われておつて、そういう具体的な支援も行われるという立場に立つとすれば、それは一体どういうことなのか、こういうふうにお聞きをしておるので、思ふように思ふ。

合に、日本みずから法的に参戦国だとか紛争当事国だとか、そういうふうに評価されることはあり得ない、こういうことを申し上げているわけでございます。

○桑原委員 日本の主体的な立場の表明としては、そういうことはあり得ないというふうには言えると思うのですけれども、そこは理解をできるんですけれども、そういう姿勢で、具体的な協力の仕方いかんによつては、日本はそう主張するけれども国際法的にそう認められない場合があるのではないかと。具体的に今、周辺事態ということになって、基本計画で対応措置を決めるような、想定をされる中身からいくと、どうもそういうふうなことになるのではないかと。例えば、沿岸戦争であるとか、第二次大戦時の参戦国とかというふうなことを考えてみますと、日本はどうかという立場に国際法的にはならないのではないかと。うふうに私は思うんですけれども、その点をもう一回、条約局長でもいいですけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

累次申し上げておりますように、今回、周辺事態法に基づきまして日本としてやろうとしていること、後方地域支援、このような武力行使の当事者になる、日本がいわゆる武力行使の当事者になる、国際法的に武力行使の当事者として判断されるということはないというふうに考えております。

○桑原委員 それは、私も沿岸戦争のときの参戦国の中身を逐次調べたわけではございませんのであれですけれども、沿岸戦争のときに日本のようなかわりて参戦国と認められた、そんな国はないわけですか。それはどうですか。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、一般の概念としてどういうふうに見られたかという問題は別途あらうと思ひます。しかし、法的な観点から武力行使を伴う紛争の当事国というのはどういふことをしている国かという点に關しては、ただいま私

が申し上げたように考えるべきだというふうに思っております。

○桑原委員 今表明された国際法的な根拠というのは、何かあるんですか。

○東郷政府委員 これは繰り返すになりますけれども、国連憲章のもとにおいて原則として武力の行使というものが違法になった、この違法性を阻却する基本的な事象というのが二つ、国連憲章のもとで認められている。一つは、広い意味での国連の措置、それからもう一つは、各国において行使される個別もしくは集団的自衛権。その個別もしくは集団的自衛権の行使の基本的な内容は何が、これは累次申し上げているように、実力の行使ということでございます。

したがって、国連憲章下におきます武力の行使、実力の行使というものがいわゆる武力紛争の中核をなすというふうに御説明できると思ひます。

○桑原委員 そうしますと、武力行使に直接関与するといひますか、直接武力行使に至らないところは、中立を表明していただく、いわゆる参戦国というような範疇には入らないんだ、そういう考え方でいいですか。

○高村国務大臣 少なくとも法的には、国際法的にはそういうことになります。

ただ、一般的に言へば、いろいろなお手伝いしたところだとか、あるいは日本みたいにお金だけ出したところだとか、それは個人個人でいろいろなとらえ方はあるかと思ひますけれども、国際法的に言へば、いわゆる集団的自衛権、武力の行使、実力の行使をしているところ以外は参戦国に入らない、こういうことでございます。

○桑原委員 私が心配をするのは、我々の側に理があつて、そしてなおかつ武力行使に及んでいないというところから自分たちは正しいんだというの、国際法的にもそうなんだというふうに言うわけですけれども、事実の問題として、そういうふうなかわりを持つた我が国に対して、相手国と

いいですか、から見て、まさに自分たちに攻撃をしかけているという一方の側にあるんだというふうな考えで反撃をしてくる、こういうふうな反撃に根拠を与えることにならないのかということをお私に心配するわけです。

それは、こちらの側はそういう主張なんだから、正しいことをやっているんだし何ら問題はなないんだという主張は主張としてわかるわけですけれども、相手側にまさに参戦国だというふうになされる根拠にならないのか、こういうことを心配するわけですけれども、その点はどうなんでしょう。

○高村国務大臣 これも何度か申し上げているわけですが、それは法的根拠、正当な法的根拠を与えることにはならないわけでありまして。

ただ、現実の問題として、そういう危険性があるかないのかといへば、そういう危険性がゼロとは言えないと思ひますが、今回提案している法案の中では、後方地域支援というふうなことで、できるだけそういうことにならないようには配慮しているつもりですが、相手国が勝手に考えて、法的根拠にはならないけれども事実上の行為としてやるといふ可能性がゼロではないとして、その可能性による、日本が巻き込まれるというよりも、こういう法案をつくって、そしてそれを実行していくことによって日米安保条約の信頼性を高めていく、そのことの抑止力の方がはるかに大きな効果があるというところは、何度か申し上げているわけでございます。

それは、安保条約そのものについて、日本に米軍の基地を置くことにおいても同じような論議がもうずっと長くなされてきているわけですが、基地を貸せば巻き込まれるのではないかと。そういう可能性は私はゼロとは言いませんが、やはり現実の問題として、日米安保条約が果たしてきた役割、そのことによって日本の平和と安全が保たれてきた、こういうことは国民が広く理解することになってきていることだと思っております。

○桑原委員 このことに関連をして一つお伺いしたいのです。

周辺事態法でさまざまな活動を行うわけですが、その活動によって自衛官が、万が一、不幸にして、アメリカと敵対をして戦っている国に捕獲された。これは、船舶検査の活動ですとかあるいは捜索救難の活動ですとかいろいろの際に、そういう危険性が全くなしとはいえないというふうに思ひます。私は、後方地域支援にしても、戦闘行動というものがおよそ想定をされない地域なんだ、こういうふうな我々の規定の仕方はしておりますけれども、しかし、現在の戦争のあり方などを考えていきますと、決してそんなことが、こちら側が厳格に区別をしても、事態の進展としては、あるいは戦争の具体的なあり方としては、なかなかそれが許されないんじゃないかというふうにも思ひます。

というのは、この間の公聴会で、特に制服のO Bの皆さん方の考え方などの中に、非常に危険性を伴うものだというような、そんな危険性はやはり避けられないというふうなことの御認識もあつたように思ひます。私もやはり、どうもそういうことは、一〇〇%安全なんだと、そんなことはとても考えられないわけでございます。

万が一ですが、そういうふうな事態に至つたような場合、自衛官は、相手国に捕獲されたというふうなときに捕虜として扱われるのか、あるいは、単なる相手国にとつての犯罪人といひますか刑事被告人、そんな扱いを受けるのか。国際法上、こういうケースの場合にはどういふことになるのか。この点をお聞きしたいと思ひます。

○高村国務大臣 今委員も万が一とおっしゃつたように、まさにこういうことは一般的には、私は、自衛隊のこの法案に基づく活動というのは武力の行使を伴うものでなくて、他国に捕獲されるということは基本的には想定されないこと、万が一か万が一の話だとは思ひます。法的な議論を申し上げれば、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態におきまして、

事態の拡大の抑制、收拾のために国連憲章及び日米安保条約に従って行動する米軍に対し、我が国が本法案に基づく活動を行うことは、国際法上何らの問題もない行為であります。したがって、このような活動を行っている自衛隊の隊員を捕獲することは国際法上違法な行為であり、このようなことはあってはならないこととあります。

それにもかかわらず、どこかの国が本法案に基づく活動を行っている自衛官を捕獲してしまったような場合、当該自衛隊員は国際法的には釈放されるべきものであります。そして、この釈放されるまでの間は、当然に普遍的に認められている人権に関する基準並びに国際人道法上の原則及び精神に従って取り扱われるべきことは当然である、こう考えております。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕
○桑原委員 万が一か万々が一かというお話でしたけれども、私は、先ほども少し触れましたが、万が一ぐらいのことではなしに、かなり想定をされる人ではないかというふうにも思うんです。

というのは、一方で武器の使用というふうなものがあるという議論をされました。そして、もちろん自然権的な武器使用、武器防護のための武器使用、そういったことも含めて、こういった後方地域支援の活動の中で認められていくべきではないのかというふうな、そんな議論が行われていたと思うんですけれども、それもこれもやはり、いろいろの意味でそういった事態が想定されるからこそそんな議論がされたんだというふうに思いますし、かなりそういったことは想定をする必要があるんじゃないか、こういうふうに私は思います。

それと、今、万が一捕獲された場合に人道的な扱いを受けるべきだ。ということとは、こちら側が、この戦争はそういう我々のある意味では正しい理由を持った戦いなんだから、あるいは支援活動もそういう内容のものなんだから、当然そうあるべきだと。これは、我々の側の主張としては当然だと思ふんですけれども、実際に捕獲をされた

ときに、一体どんなふうな国際的な規定がその事態に適用されるのかというのを私はお聞きしたいわけですが、それはどうなんですか。

○東郷政府委員 国際法的には、捕虜の待遇に関する一九四九年のジュネーブ条約、いわゆる第三条約という条約がございます。この条約が、周辺事態法に基づいて行動している自衛隊員が、本来あってはならないことではございますが、万が一捕獲されたときに、厳密な意味でどのように適用されるかというところは、これは先ほど申し上げました交戦法規、中立法規がそのまま適用されないという状況のもとで、検討を要する問題ではございますが、しかしながら、基本的に、この一九四九年のジュネーブ条約が規定をしておりますところの捕虜というものは人道的に扱わねばならないというこの基本的な原則というものは、あってはならないけれども、捕獲された自衛隊員に関しても適用されるということではございます。

したがって、本来行つてはならない捕獲を行つた国は、先ほど大臣から申し上げましたように、その自衛隊員を、釈放されるまでの間、人道的な扱いをせねばならないということではございます。

○桑原委員 それは、いわゆるジュネーブ条約の第三条約が適用されるということなんです。

○東郷政府委員 ジュネーブ第三条約の、捕虜に對しては人道的な扱いをせねばならないという、その部分に關しては適用される、ここはそういうふうな申し上げてよろしいと思ひます。

ただ、今申し上げましたように、この周辺事態法のもとに活動している自衛隊員のような立場にある者に対して第三條約全体がどのように適用されるべきかということに關しては、これは、国連憲章のもとではいろいろ考へるべき問題点はあるだろうということではございませう。

ただ、繰り返すに耐へますけれども、人道的な観点で捕虜を待遇せねばならないというその基本においては、第三條約の適用はあると申し上げて

よろしいと思ひます。

○桑原委員 第三條約の適用が全体としてどうなるかはまだはっきりしない、しかし、人道的な扱いをすべきだという点はこれはそうだといいことなんです。そうすると、また先ほどの話にちよつと戻りますけれども、いわゆる紛争の当事国というふうな扱いを受けるということですか、日本の自衛隊の活動というのが、そういうことでジュネーブ条約が適用されるということになるわけですか。どの条項で適用されるということになるんですか。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

繰り返すに耐へますけれども、まさに委員御指摘のように、紛争当事国として考へるのか否か等、あるいはどの条項がどのように適用されるのかというふうなことは、個々の事態に應じて精査しなければいけない点が出てきているということかと思ひます。しかし、捕獲したその人間を人道的に扱わねばならないというこの考へ方は、現在の国際法、国際慣習法の中に定着したものであるとして、ジュネーブ条約はその考へ方を體現しているというふうな申し上げてよろしいと思ひます。

で、したがって、本来捕獲してはいけないこととありますが、万が一自衛隊員を捕獲するようになことを行つた国があれば、その自衛隊員に對しては、釈放するまでの間、人道的な扱ひはせねばならないというふうな申し上げてよろしいのではないかと考へる次第です。

○高村國務大臣 要するに、ジュネーブ条約は、捕虜として捕獲する権限のある国でも、捕虜にした場合にはこういう人道的な扱いをしなければいけませんよということを決めてゐるわけでありまして、捕虜として捕獲する権限がない国が捕獲した場合、ましていわずやそういう人道的な扱いをしなければいけないというの、条理上、當然のこととてございませう。

○桑原委員 どうもこの点、我々の側の言い分というものと、実際に捕獲をされたときに国際法的に一体どういふ扱いを受けるのかということにつ

いては、きちつとした、まとまつた考へ方がどうも示されていないように私は思ひますので、この点については改めてまた、機会を見ていろいろ問ひたいと思ひます。

最後に、財政問題についてちよつとお聞きをしたいと思ひます。

財政負担については、昨日の公聴会でも少し議論が行われました。周辺事態では、日本が活動を実施するためには当然予算の措置が必要だと思ひますけれども、この予算措置がどのようにとられるのか。例えば、災害対策と同じような物の考へ方で対応すべきではないかというふうな、そんな考へ方もあるようだけれども、予算措置としては、防衛関係予算というところで補正をしていくのか、周辺事態対応予算を編成するのか、あるいは通常の予算区分で何か対応していくのか、また予備費を崩していくというふうな考へ方もあるのか。予算対応はどういうふうな考へておられるのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 それは、原則といたしまして、一般的な予算要求、それに対する対応ということと同じと考へていただいてよろしいと思ひます。すなわち、関係の省庁から必要な予算についての要求がございますれば、財政当局としては、それに対応して、その規模、内容等を勘案しながら適切な対応を行うということではございませう。それが基本の原則と思ひます。

○桑原委員 私は、周辺事態というのに一体どれだけの経費が必要なのか、あるいは、ある意味では大変厳しい財政事情の中で、どういふ見通しを持って、まあ周辺事態なんだから、かかった経費は全部しょうがないなというふうなことなのか、あるいは一定の周辺事態に對した見通しを持った予算というものを組んでやっていくのか、そこはやはり周辺事態というものが国民の目からすると、ああ、そういう対応をするためにこれだけの経費が必要なのかというふうなことがはっきりわかるような対応の仕方というのが必要ではないかというふうな思ふのですけれども、その点につ

ではどうお考えでしょうか。

○宮澤内閣大臣 財政当局として、どのような事態であれ、要求についての適正な査定を行うことはそれは原則として当然でございますけれども、事は国の安危に関する場合には、金を惜しむということとはあつてはならないわけでございます。

したがって、その規模によりましていろいろなケースが考えられますが、おっしゃいますように、既定の配賦の予算で足りません場合に、例えば予備費ということも無論考えられます。しかし同時に、恐らくいろいろなことから考えまして国会が開会されるという公算はかなり高いと思えますから、そういう場合には、あるいはそのための予算措置をお願いするかもしれない。いろいろな対応が考えられますので一言では申し切れませんが、けれども、とにかく御不自由がかかるようなことは絶対に財政はいたさない。もちろん必要な査定はいたしますけれども、原則はそういうことであります。

○桑原委員 思いやり予算ということで、既に米兵の給料なんかを除いた米軍駐留費の八割近くが日本の負担で賄われているというふうにもお聞きしております。米軍の周辺事態での活動費も日本の平和と安全の確保というふうな形で行われるということになるれば、なおなお、この思いやり予算というものがあつてはふえていくのではないかと、あるいはもう一つ、米軍の周辺事態で活動費がふえていくのではないかと、思いやり予算という名目で日本負担というものがどうなつていくのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○野呂田内閣大臣 思いやり予算につきましては、我が国の安全保障にとりまして不可欠な日米安保体制の円滑で効果的な運用を確保するという観点から、厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、我が国としての自主的な判断に基づいて措置しているものであります。

周辺事態における米軍の活動の増加により、直ちにこれらの経費が増加することになるとは考えていないところでありますが、いずれにしましても、在日米軍駐留経費負担につきましては、我が国としての自主的な判断に基づいて適切に対処してまいりたい、そのように考えております。

○桑原委員 日本の平和と安全の確保という形で、そういったものが余り精査もせずにどんどんふえていくというふうなことがもちろんあつてはならないというふうには思いますが、今後、周辺事態ということでの共同対処ということになつてまいりますと、例えば包括的なメカニズムを動かす、あるいは日米共同調整所というふうなことも運営をしていくということになるわけですが、日米の分担というものが非常に、今まで以上に意味では問題になってくるのではないかと、思ふので、すけれども、そういった点について、日米の分担についてどんなふうな考え方であるのか、周辺事態に対処していくのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○野呂田内閣大臣 ガイドラインにおきまして、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してのおのが行う活動の調整を図るために、日米両国政府は、関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておくこととされているのは、ただいま委員御指摘のとおりであります。

この日米共同調整所を含む調整メカニズムを具体的にいかに構築するかについては、現在検討中であります。現段階で経費負担について申し上げることはまだ困難である状況でございます。

○桑原委員 周辺事態が予想される場合、いろいろな兆候があるというふうなことで、ふだん以上に警戒監視活動が活発になったり、あるいは共同演習の拡大とか、財政負担についても急増するであろうということが十分考えられるわけですが、

も、こういった場合のいわゆる予算執行というのは、それに合わせてどういうふうな対応をしようのか、この点お聞きしたいと思います。

○野呂田内閣大臣 今委員が申されたような事態に対して、防衛庁としては情報収集や監視活動を強化することは当然であると思ひます。しかしながら、その具体的な対応についてはケース・バイ・ケースで異なるものでありまして、これに必要な経費については、状況に応じて適切に措置していくことになると思ひます。

いづれにしましても、周辺事態に際しまして、我が国の平和と安全の確保に遺漏なきよう、御指摘の情報収集や監視活動を強め、適切に対応してまいりたいと思ひます。

○桑原委員 時間もございませんので、最後の質問になろうかと思ひますけれども、周辺事態への対応の予算の編成の仕方については、これからどうやっていくのか、その事態に合わせてどうしていくのか、その事態によつてもいろいろと違つてくるというふうなお話もございましたけれども、各省庁がいろいろな対応をしなければならぬ。各省庁の予算というものは、それは各省庁の予算として要求していくのか、対応していくのか、あるいは周辺事態ということで防衛関係予算、こういうふうな形でいくのか、そういう対応の仕方、それをひとつお聞きしたい。

それと、いろいろな協力が自治体に求められますが、自治体の負担に係るものというものがどれだけ想定をされているのか。自治体に負担を求めていくというふうなことをおられるのか。そこら辺、自治体関係の予算の問題ですね。それもあわせてお聞きしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 周辺事態が起きましたときの予算要求、あるいは予算をどのように編成するかというお話でございますけれども、基本的には、防衛庁を初め各省庁の予算要求にこたえるというのが普通の形であらうと思ひます。事態がどのようなことになるかということにもよりますけれども、一般的に考えますと、各省庁の予算要求にこたえ

ていくことになるのではないかと。相当膨大なものになるかもしれないが、そういうことでよろしいのではないかとと思ひます。

それから、地方につきましては、たしかこの法律に規定がございまして、地方が一定の損害を蒙るいは国が、九条にございしますが、これは普通の国内の事態でございまして、国内法あるいは地位協定で対処ができませんけれども、そうでない事態でございまして、特に法律をもって、国がそれを支弁する義務を書いておりますので、そういう事態があらますれば、国庫から支出をしなければならぬと思ひます。

○桑原委員 それでは、一応地方の負担はない、国で措置をするのだ、こういうことで受けとめてよろしいのですか。

○野呂田内閣大臣 国からの求めや依頼に基づきまして、地方自治体がみずからの権限を行使し、またはサービスの提供を行う場合の経費のうち、対価が支払われるべきものについては、国などから正当な対価が支払われるということになるものと考えます。このような対価をもつてカバーされないような特別な負担が生じた場合に、協力との間に相当因果関係があつて、その協力によつて損失を受けたと言えらるる場合には、本法案の第九条の第三項に定めるところによつて、国による財政措置の対象となるというふうに考えております。

○山崎委員長 桑原君、時間が来ておりますので……

○桑原委員 はい、これで終わります。ただ最後に、周辺事態というものがはつきりしただけの財政規模なのかというところがわかるような形で、周辺事態の予算の問題も含めて、周辺事態の内容を議論できるような、そういうやり方編成のあり方が私は必要ではないか、こういうふうな思いをしますので、意見として申し上げて終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○山崎委員長 これにて桑原君の質疑は終了した

しました。

次に、土肥隆一君。

○土肥委員 民主党の土肥隆一でございます。

まず、今回、自衛隊法の改正におきまして、在外邦人の輸送というところ、百条の八が若干変更されまして、そして輸送に供する航空機にプラス船舶がつけ加えられ、船舶には回転翼航空機、いわゆるヘリコプターが載せてあるということが法文に書いてあります。そして、邦人もしくは外国人を救出する場合は、その救出をする隊員は武器の使用をすることができ、こういうふうになっているわけでありまして。

今日、年間何百万という人が海外旅行をする時代になりまして、在外邦人の救出というのは重大な国の取り組みべき問題ではなからうかというふうに思います。

そうした中で、もう一度隊法の百条の八をつらつら読みますと、随分腰の引けた法文になっているところがあるわけでございます。まず、緊急事態が外国で起こっている、その邦人の輸送の依頼があった場合、そしてまた、当該輸送の安全について外務大臣と協議して、これが確保されていると認めるとき、それからもう一つ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度、そのときに初めて航空機によるあるいは船舶による当該邦人の輸送を行うことができる、こうなっております。

私は、海外に旅行する人は、必ずパスポートが何かのところに、あるいは海外渡航の手引のようなどところに自衛隊法第百条の八を載せるべきだと思っております。そして、それをつらつら見ながら外国に行く。あるいは、商社マンにしても企業マンにいたしまして、それを見て行かないと、結局国はほとんど何もしてくれないのですよということを認識して行かなければならないだろうというふうに私は思っております。

それにしても、今度の自衛隊法の九条の改正で、若干船も使うんだということになりまして、船を使うならまたどういふことなのかなというこ

とをきょうは確認したいと思っております。

御承知のように、昨年の五月にインドネシア危機がございまして、そのときに日本がとった態度などがいろいろ報道されたり、ペーパーになっておりますけれども、既に委員会が質問されたのかもしれないけれども、余り評判がよくなかった。シンガポールに自衛隊機を派遣しようというわけでございますけれども、ほとんど役に立たなかったということが報告になっております。五月十九日の朝、臨時便第一号機を日本政府は用意したのですが、邦人がわずか五人しか乗らず、キャンセル待ちのマレーシア人二百人が急遽搭乗した、こうなっております。この場合は民間のチャーター便でございましてけれども、自衛隊機をこういうふうにして派遣しようとするときに、いろいろ問題があるんだということはわかっております。

それで、まずお尋ねしますけれども、今回船を用意しますが、どんな船を用意して、船で出かけるときは、やはり自衛隊法百条の八でいくならば、全く輸送の安全が保障され、自衛隊任務遂行に支障を生じない限度において船を出す。船はかなり足が遅いから、のんびり出かけるわけですが、船を入れた理由は何かなのでしょう。か。

○柳澤政府委員 今回の自衛隊法百条の八の輸送手段に、輸送に適する艦船を入れているわけでありまして、おっしゃる通りに、船は航空機と比べまして速度は遅いございますが、しかし一度に大量の方を運ぶことができるというメリットがございまして。

これは、百条の八をおつくりいただいた後の政府部内いろいろな検討などを通じて、輸送手段の多様化とか安全性の確保とか、多方面にわたる検討を加えた上で、今回のような改正をお願いしておるわけでありまして、艦船をつけ加えたのは、申し上げましたように、大勢の方を一度に運べるという利点を生かして、航空機とあわせて多様な手段で目的を達成したいということでございます。

○土肥委員 もう一つ、どんな船を、どんな艦船を用意しているかということですね。

○柳澤政府委員 ここで、この百条の八の改正案ですと、輸送に適する艦船ということになっております。いわゆる輸送艦だけではなくて、一般の護衛艦でありますとかあるいは練習艦といったような、要するに大量の人員を運搬するのに適した船を考えております。

○土肥委員 必要ならばどんな船でも出すということだろうと思いますが、その自衛隊の艦船は、フル装備、つまり銃弾、武器なども含めてフル装備で出かけるわけですね。

○柳澤政府委員 自衛隊の艦艇が行動するときには、燃料あるいはもちろん武器弾薬も補給品も含めて、一通りのものを持って通常行動いたします。護衛艦ですと五インチ砲等も持っておりますけれども、輸送艦でありますとも、これは二十ミリとか四十ミリとかいった機関砲も持っておりますし、そういうものは、通常の船の行動というのは、燃料その他基準になる補給品を持って行動いたします。

それから、先ほどの船の種類で一言追加させていただきますと、では輸送の用に向かない船というのは何かといえば、例えば潜水艦のようなものは、これは向かないというふうに我々は考えております。

○土肥委員 そうすると、武器使用の武器にこれは当たるのでしょうか、どうでしょうか。

○柳澤政府委員 今の先生の御質問が、この改正百条の八の三項に言います自分の保護下に入った邦人等の防護のための武器使用ということであり、邦人等の防護のための武器使用といたしまして、小銃、けん銃、大きくても機関銃といった程度のものであります。ここで言っている武器の中に、いわゆる船が積んでいる大砲のようなものが入るかという趣旨であれば、この条文の予定するものではないということでありまして。

○土肥委員 そうすると、武器は持っていないが、機関銃までは使うけれども、装備されている

ほかの機関砲だとかんかは、僕も武器のことはよく知りませんが、それは使わないというのですか、それとも持っていないということですか。

○柳澤政府委員 申し上げましたように、百条の八第三項で想定しておりますのは、いわゆる自己保存権的なもの、あるいは自己の保護下に入った輸送の対象である邦人等の輸送の、非常に限定された局面の、万が一のための防護のための武器使用ということで、こういうケースというのは、一応、当該邦人を保護、誘導するような任務を持った隊員にそういう防護任務をつけることになりまして。

そういう隊員が持つものは、通常、小銃、けん銃あるいは機関銃といったものだと思いますが、船が本来装備しております機関砲とか大砲とかいったものは、これは、このケースといえますよりは、別途、自衛隊法九十五条の武器等防護の規定というのが、私ども特に法律上消さない限り絶えず適用されるというふうに認識しておりますし、今回もそういう前提でこの法案をお願いしておりますが、そういうケースでは一応対象になるわけでありまして。しかし、九十五条の武器等防護のケースにおきまして、基本的に、通常予定しております武器というのは、申し上げたような小銃あるいは機関銃といったようなものが第一義的に使用されるというふうに考えております。

○土肥委員 ちょっとしつこいようですが、武器等防護というふうな九十五条を適用しますと、必要になってきたらその装備している大砲なりなんなりを使う。だから、輸送に行っただけけれども、救出じゃないのですね、輸送に行っただけでも、そこで戦闘状態になったら、その艦船は戦闘もやるということになりますか。

○柳澤政府委員 まず、百条の八の前提でございますが、相手国の空港、港湾あるいはそこからの輸送経路において、輸送の安全が確保されているということがそもそもこの任務を行う前提であります。

したがって、戦闘状況ということが予想されないことを踏まえて実施いたしますが、それで、なおかつ戦闘状況ということに仮になるといたしますれば、それは、この任務の趣旨から考えまして、まずそういうことを回避するのが第一であります。

それから、九十五条の武器の使用というのは、これは何度でも申し上げておきますけれども、非常に受動的、限定的なものでありまして、まずは回避をする。回避をしても万やむを得ないときには、逐次必要最小限のものを使っていく。さらに、例の、何度でも申し上げておきますが、正当防衛、緊急避難以外のケースでは人に危害を与えてはならないといったような、そういう非常に受動的、限定的なものでありますので、その九十五条の武器使用がいわゆる戦闘行動になるような、戦闘行動というところでイメージされるような武器の使用の形態とは私どもは違っているというふうに思っております。

○土肥委員 そうすると、航空機もそうでありますが、艦船にいたしましても、要するに、百条の八によるならば、あくまでも輸送であって、それは安全が確保されて自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において輸送に向かう。ですから、救出じゃないわけですね。これはもう、やはり海外に出る日本人はよく注意しておかなきゃいけない話であります。

そうすると、救出という要素はほとんどない。航空機にしろ、自衛隊機にしろ、あるいはチャーター便にしろ、船舶にしろ、救出はしないのですか。

○野呂田国務大臣 今委員が御指摘になりましたように、自衛隊法の百条の八により自衛隊に付与される権限は、派遣先国政府等の措置により輸送の安全が確保されていることが前提になっておりまして、在外邦人等の輸送を行うのみでありまして、また、当該輸送を実施する部隊がみずから行為によって輸送の安全を確保することは、この法律の予定するところではありません。

このような意味で、委員御指摘のとおり、自衛隊法百条の八においては、救出ではなく輸送とされているところでありまして。

○土肥委員 そうすると、日本政府は救出活動といたのはしないということですね。もう一遍確認させていただきます。

○野呂田国務大臣 この法律では、救出ということまでは予定しておらない。このことにつきましては、平成五年の十一月五日の閣議決定でも、「在外邦人等の輸送の実施に当たっては、派遣先国の状況等の把握に鋭意努め、派遣先国の空港及び航空機の飛行経路において、在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないものとする。」と決定しております。これは船の場合でも同じようになるわけでありまして。

○土肥委員 結局、救出はしないということですね。

救出というのは危険が伴いますから、相当な危険な行為だと思えますが、船舶にはヘリコプターを積んだものがありますね。何のためにヘリコプターを使うのでしょうか。

○柳澤政府委員 御指摘のように、特に、本来の対潜作戦等の任務のためにヘリコプターを積んだ護衛艦を多数有しておりますが、このヘリコプターを使う利点といたしましては、通常の形で、空港、港湾等が十分使えないようなケースでも、ヘリコプターで船との間を適宜運べるというメリットがありまして、各国の例等を見ましても、こういうケースがかなりあるものというふうに承知しております。

○土肥委員 これはもう救出用には使わない、輸送に使うということですね。

そうすると、日本政府は、国民に対して、外国に行つたときはもう助けませんよ、自分で生き延びてください、万一、飛行機が間に合ったり船が間に合ったりする場所においでになるならお乗りください、それを御利用くださいということとしかしないのでしょうか。政府の見解をお尋ねいたします。

○野呂田国務大臣 先ほどから申しているとおりであります。この自衛隊法の百条の八に規定する在外邦人の輸送は、派遣先国の空港、港湾等において、派遣先国政府等の措置によって輸送の安全が確保されていることが前提であります。

これは、輸送の安全が確保されていない場合にあって実施すれば、当該輸送の対象である邦人にむしる事故等が起ることが予想されるわけでありまして、在外邦人の安全確保というそもその目的を達成することがむしろできなくなるといふことになりかねない、こういうことを配慮した結果であります。そういうことを配慮したためであるということとを、ひとつぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○土肥委員 御理解いただきたいとおっしゃって、要するに、救出はしない、それはリスクが伴うからだ。ですから、何度でも申し上げておりますように、在外邦人は自助努力でやりなさいということになるかと思ひますが、いかがでしょうか。

○野呂田国務大臣 委員の見解とちよつと異なるのでありますが、リスクを伴うというのは、救出に行つた自衛艦にリスクが伴うというよりは、むしろ、無理に輸送すれば救出しようとする邦人にリスクが伴うという意味で、御理解いただきたいということをお願いしております。

○土肥委員 それは、そういうこともあるでしょうし、とどまってもリスクがあるわけですから、いずれにしても、在外邦人は自分の生存権を自分で決めろということになるかと思ひます。そういう理解をして海外に行くべきである、行かなければならない、このように思ひます。

ところで、ガイドラインによりますと、日米協力して非戦闘員の救出に当たるとあります。これは、なぜガイドラインに入られたのでしょうか。

○佐藤(謙)政府委員 これはもう先生御存じのところだと思ひますが、ガイドラインにございます

ように、非戦闘員を退避させるための活動、自国民を退避させるということとは、それぞれの政府が責任を持って対応することとございまして、それども、そういう場合に、日本、米国の協力をすることによって、それがより効果的に行われるだろうということとで記載しているわけでございます。

○土肥委員 先ほどの防衛庁長官の答弁なども見ておりますと、輸送しきれないから。ですから、今度は、救出と書いてあるのです。非戦闘員の救出に当たる。救出は新ガイドラインによってやる、自衛隊法の法改正は必要ない、ガイドラインを適用する、こういうことですか。

○佐藤(謙)政府委員 救出という言葉があれでございますけれども、正確に申しますと、ガイドラインには、「非戦闘員を退避させるための活動」という項を立てまして、

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生ずる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合に、各々の有する能力を相互補完的に使用しつゝ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。

云々、こういう記載でございます。

○土肥委員 この解釈は、ある紛争地域にいる邦人を退避させたり、あるいはどこか一カ所に集めたり、あるいは港に輸送してきたり、あるいは空港に輸送してきたり、そういうところに日米協力して、邦人のいざば現地での準備態勢を整わせる、そういう意味なんですか。

○佐藤(謙)政府委員 非戦闘員を安全な場所まで退避させる場合に、当該国でそういった抗争地点まで輸送するという必要もございまして、その抗争地点から安全なところに、例えば日本に輸送するということがございまして、そういう行為につきまして、自衛隊といたしましては、法令

等で許された範囲の活動をするということでございます。

また、そういう活動に当たって、米軍に協力をしていただくようなものについては米軍にも協力をさせていただく、こういうことだと思っております。

○土肥委員 そうすると、現地には米軍がおり、かつ自衛隊員がおりということが前提になっているのですね。

○竹内政府委員 ガイドラインにおきまして非戦闘員を退避させるための活動というのは、特段、自衛隊とか米軍とかいうことに限った話ではございませんで、もちろん、現地に大使館、領事館、総領事館等ございます場合、そういう機関が中心となって、邦人の安全な退避ということのための仕事をやるわけでございます。

ここでも、日米両国政府が自国民の退避及び現地当局との関係についてのおの責任を有するということとございまして、原則として、自国民の退避については自分の国の政府で責任を有するというのが原則でございます。

ただし、その場合に、日米両政府間で、現地の大使館同士の連絡ということもございまして、総領事館等の連絡ということもございまして、そういうようなことを通じまして協力をするということがより安全な状況におきましては、計画を調整して協力をするということが一般的にガイドラインでは書かれてあるということでございます。

○土肥委員 そうすると、百条の八及びガイドラインによって、邦人の救出というのはいずれも強調されてはいますが、確かに非戦闘員の救出というのは書いてあるわけでありまして、いわば二つの手段で、つまり、日本独自の自衛隊法による活動とガイドラインの二つで、あえて邦人救出と言わないまでも、輸送に今後はかわかってまいります、そういうふうな政府は声明をしているのかどうか、もう一度確認させていただきます。

○竹内政府委員 委員がたがいます、ガイドラインに基づいてと申しますか、ガイドラインによって

非戦闘員の邦人の退避ということをやめるのではなく、いかという御指摘をされましたけれども、ガイドラインは、まさに大枠といたしまして、一般的なことと書いてあるわけでございますが、実際上、例えば、外務省が邦人の退避につきましていろいろな措置をインドネシアの場合にもとりまして、それは、外務省の仕事として邦人保護ということをやっているわけでございます。このガイドラインと直接関係があるわけではございません。

○土肥委員 大変しつこいようでも申しわけないのですけれども、このガイドラインの非戦闘員の救出については、日本側が要請した項目じゃないのですか。つまり、救出ということができない今の法体系あるいは日本の置かれた実情からいって、どうしてもやはりこれは問題だということで、日本側があえて新ガイドラインの検討に当たって要請されたのではないのかというふうに私は思うのですが、その辺はどうなんですか。

○竹内政府委員 これは、日本側がとか米側がということではございませんで、周辺事態におきまして、それぞれの政府が、自分の国の国民の退避に関してそれぞれ責任を持ってやらなければいけないという問題意識から発生したものでございまして、まさに主体的活動として、ガイドラインでもそういう趣旨で書かれているわけでございます。

その場合に、実際にそういう作業を行いますのは、先ほども申しましたけれども、日本の場合には外務省が中心となって邦人保護ということと、これは、そういう法律上の所掌事務というのがございますので、そういうことに従ってやるということが当初から想定されておったわけでございます。

○土肥委員 これくらいにします。重ねて申しますが、これだけ国際化の時代、そして大量の邦人が海外に出かけていて、いろいろな事件あるいは事故が起きる場合に、どうしても国家的、あるいは自衛隊を使っても救出しなればならないという場合が多々あるかと思うのです。そうしたときに、今の現状では余り安心

できませんねということをお願いしておきたいと思っております。

さて、次に移りますが、新しいガイドラインの中で、「運用面における日米協力」というところがございまして、Vの(3)というところで、「自衛隊は、「情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。」この文面を読みますと、情報収集、警戒監視及び機雷の除去は自衛隊固有の仕事となっております。

米軍はどうするかというと、米軍の関与は、「周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のため」に關与する、こうなっております。非常に抽象的な文面になっておりまして、これは何なんだろうというふうに思うわけでありまして、上記三つは自衛隊の固有の仕事であって、ここがなぜ日米協力というふうにならないのか、それはどういう理由からこういう文章になったのか、お聞きしたいと思います。

○野呂田国務大臣 御指摘のとおり、ガイドラインには、周辺事態における運用面における日米協力について、「自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。」とされているところであります。

これは、自衛隊の活動が、我が国の安全確保の観点から、憲法の範囲内で、関連国内法に従って行う趣旨を明らかにするものであります。米軍については、これらの三つの活動を「周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動」の一環として行うことが想定されているわけでありまして、

なお、ガイドラインでは、運用面における日米協力について、「自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。」というふうにされております。情報収集、警戒監視及び機雷の除去等については、日米のおの活動が適切な協力のもとで行

われることが想定されているわけですが、かかる協力が憲法の禁ずる集団的自衛権の行使に当たるものではないことは当然であると考えております。

○土肥委員 そうしますと、自衛隊の情報収集とか警戒監視、機雷の除去等の能力は十分認めて、同時に米側も情報収集、警戒監視、機雷の除去をやっている、しかし一緒にやらない、平たく言わせていただきますが、そういうことでありますか。

○佐藤(議)政府委員 今大臣が答弁したことに尽きるわけでございますが、いわば、周辺事態は日本の平和と安全に重要な影響を与える事態でございます。したがって、自衛隊は、その当然の任務といたしまして、日本人の生命財産の保護あるいは航行の安全確保という観点から、まさにその任務として、この情報収集であるとかあるいは警戒監視、機雷掃海、こういうことを行うということとでございます。

○土肥委員 双方やっているのです。局長、双方やっているのです。米軍もちゃんと、同じこの三つのことを。

○佐藤(議)政府委員 米軍がそういう活動を米軍としてやっているというところはあり得ると思っております。ただ、私どもとしては、あくまでも自衛隊が自衛隊の任務としてそういう行いをやるということとでございます。

それで、ここで運用面における協力として整理されておりますのは、おのおのがそれぞれその任務のために実施をするわけでございまして、それが結果としてお互いに寄与するということを述べているわけでございます。

○土肥委員 米軍の関与という部分ではどうなんですか。「周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復」、これは何をしようというのですか。

○佐藤(議)政府委員 日本の平和と安全に重要な影響を与える事態が生じているわけでございまして、米軍としては、そういう事態を拡大しないように、あるいはそういったものを収束するよう

にこういうふうな活動をするということでございます。

○土肥委員 この情報収集、警戒監視及び機雷の除去の項目でありまして、いわゆる周辺事態が悪化しないようにというときに何をやるのですか、米軍は何をするのですか。

○佐藤（総）政府委員 私ども、自衛隊がやる行為といたしまして、例示としまして、ここに「情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動」、こういうふうに記載してございます。米軍につきましては、「周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。」こういうことでございます。それに必要なそういった行動をとるといふことだと思っております。そういう中には情報収集であるとかその他の活動も含まれる、こういうことだと思っております。

○土肥委員 要するに、集団的自衛権を情報の部分で回避したいということだろうというふうな思ふのです。したがって、今の局長の答弁だと、米軍は何でもする、この三つの項目だけでなく、いわば周辺事態によって影響を受けた日本の、あるいは平和と安全の回復のためには何でもするといふことでありまして、この事態になって米軍が関与してきた場合、あるいはこれはいろいろなほかの委員の質問もございましたけれども、情報における集団的自衛権は成り立たないのか成り立つのか、集団的自衛権に触れるのではないかと、このことを避けているというふうには私に理解しております。

では、機雷除去がなぜここに、情報と機雷除去があえて取り上げられた理由は何ですか。

○柳澤政府委員 先ほど防衛局長の方からも申し上げましたけれども、ガイドラインの運用面の協力というところで自衛隊の活動が三項目挙げられておりますのは、要すれば、そういう事態で自衛隊として、本来の任務に従って結果として日米協力になるような形で運用できるものというものは、そういう三項目であるということを示しているわけでありまして、米軍はいろいろな幅広い活動を当

然行方と思ひますが、そういう事態で我が方の自衛隊が自衛隊の任務の一環として行方のは、情報収集、警戒監視あるいは機雷の除去、そういうものを通じて結果的に日米の運用上の協力をやる、こういうことになるだろうと思っております。

○土肥委員 ちょっと私よくわからないのですが、こちらは情報通信部門で、機雷の除去が何か突然出てくるわけですか。しかも、運用面における日米協力、こういうことになっております。それでは、ほかに何か考えられますか。機雷除去等となっておりまして、何かほかに想定されるものがあるのでしょうか。

○柳澤政府委員 申し上げましたように、一種のこういう我が国の平和と安全に重要な影響を与えるようなケースで、自衛隊が本来の任務として実施するものの代表例としてこういうものを挙げたといふことであると考えておりますけれども、そのほか、ガイドラインの別表の方にございますのは、先生御承知と思いますが、日本領域及び周囲の海域、空域における交通の増大に対応する海・空域調整といったようなことも挙げられておるところであります。

○土肥委員 この機雷除去でありますけれども、聞くところによりますと、日本の海上自衛隊のお得意とするところだといふふうに言われております。米側はほとんど機雷除去船を持ってなくて、これは大いに日本の協力を得たいところだといふふうに巷間伝えられておりますが、これは本当ですか。

○柳澤政府委員 海上自衛隊がかなりの訓練も積んでおりますし、それなりの能力を持っているのはそのとおりでございます。また米軍も、在日米軍として何隻かの対機雷用の掃海艇といいますが、そういう艦艇を持っております。それぞれの軍艦は当然こういう機能を考へておるわけでありまして、いずれにしても、この日米防衛協力ガイドラインの中で想定しておりますのは、日本は日本の平和と安全の維持という観点でできるだけいろいろな活動をして、それを通じて結果的に

米軍と協力していこう、こういう考え方を述べておるわけでありまして。

○土肥委員 機雷の除去あるいは日本の自衛隊が持っている機雷除去の能力は今お認めになったわけでありまして、これは実は自衛隊法九十九条とか七十六条を用いてやるわけでありまして、けれども、日米ガイドラインの中で、機雷除去についてどういう、これはガイドラインの本文上は余り出てこないと思うのですが、日米で一体どういう協力が可能なんですか。どういう事態を想定して機雷の除去が運用面に出たんでしょうか、答弁してください。

○柳澤政府委員 何度か御答弁してきておりますけれども、ここで言います自衛隊が行います機雷の除去は自衛隊法九十九条に基づくものでありまして、これは我が国船舶の安全という観点で実施しようとする行動であります。

一方で、そういうことが結果として米軍に寄与するということは当然あるものと思ひますし、そういうことを通じて、大きな意味で日米協力になっている。そういう側面と、それから、ガイドラインの別表にございますように、日本領域及び日本の周辺の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換というのもございます。これも、機雷に対処する中で双方で情報の交換をしていく、具体的にはそういう形の協力も考えられていふことであると思ひます。

○土肥委員 そうすると、米軍もこの九十九条、七十六条は知っているわけでありまして、そうすると、運用面で情報収集、警戒監視がどの程度の能力があるかは私は存じませんが、お得意とする機雷除去についても、日米ガイドラインのもとで協力して機雷を積極的に除去していくというふうな体制にはならないのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○柳澤政府委員 いずれにいたしましても、自衛隊が行います九十九条による機雷の除去というのは、我が国の船舶の航行の安全確保という観点で行います。そしてまた、いわゆる周辺事態という

ようなケースでは、そういう活動の必要がないとは言えない、あるいはある程度想定もされるわけでありまして、自衛隊の活動として書いているわけでありまして。そういう必要がある限り、自衛隊は九十九条に基づく機雷の除去をやっていくということでありまして。

○土肥委員 そうしますと、米軍側にとつて、例えば、米軍が戦開始している、あるいは戦中である、移動しなきゃいけない、機雷があちこちに浮いているから撤去してくれとか、あるいはこれから上陸作戦をやるからその航路の機雷除去をやってくれないかというふうな話は初めから来ないのか、来てもやれないのか。どうでしょうか。

○柳澤政府委員 もう何度も申し上げてるところでありますけれども、一般に、例えば上陸作戦の妨害のために米軍に対する武力行使として敷設されているような機雷につきましては、これは他国に対する武力攻撃の一環としての機雷でありまして、これを除去することはその敷設国に対する武力の行使に当たるといふことで、憲法上許されないと、これは果敢に申し上げておる。そういうニーズそのものがあつた得ないだろうといふふうに考えております。

○土肥委員 アメリカもそういうふうに認識しておつて、自分でやりますといふことになるんでしょ、あるいは他国の機雷掃海艇を使うのかもしれませんけれども。

そうすると、まとめますと、機雷の除去については、九十九条に基づいてやるのと、それから、七十六条もある場合には適用するといふふうに結論づけてよろうかというふうに私は思ひます。したがって、機雷の除去をわざわざ運用面に取り上げておられますけれども、余り日本の自衛隊の持っている能力は発揮されないといふふうに認識しておきたいと思ひます。

自治大臣に質問いたします。大変御苦勞さまでもういよいよ、最終盤と言つていいのかわかり

ませんが、今度の法案を審議するにつけて、やはり地方の役割というものを随分大きく取り上げて、地方の皆さんあるいは首長の皆さんも、長年の平和を夢見てきた地方にとりましては、いや、大変な事態になるんですよ、周辺事態が始まるんですよ、さあ、いろいろな準備をしてくださいます。いろいろお願いをしますよということでございます。

野田大臣のこれまでの本委員会における発言を全部取り寄せて注意深く読んでおりますけれども、言ってみれば、首長に対する、あるいは地方自治体に対する民間の協力において、九条でございますけれども、首長の有する権限の行使を促さないとの周辺事態法は成立しないんだ、だからよろしくということなんであります。周辺事態法において、首長が持っている権限を使って国に協力してくださいと。首長の有する権限の行使ということですね。それから、民間には協力を依頼すると。

この首長に対する権限の行使については一般的義務規定というふうに言われておりますが、行政用語で一般的義務規定というのは一体どういう性質のものか、御答弁ください。

○野田(毅)国務大臣 本法案の第九条で、地方自治体の長に対して、その持っている権限の行使を求めることができるということになっておりますのは、これは、たびたび申し上げておりますとおり、いわゆる強制力を伴うものではない。そういう制約を背景とした義務規定ではない、そういう意味での一般的な義務規定である、正当な理由があればこれは拒否ができるということは、たびたび申し上げてきたとおりであります。

○土肥委員 正当な理由があれば拒否してもいいんですよ。正当な理由は何なのかというのは、これはなかなか、いろいろ難しい話でございますけれども。

本委員会でも田中眞紀子委員が、阪神・淡路大震災に比較して、今回のこの自治体に対する要求というのは一種の危機管理的な要素というふう

おっしゃっております。御承知のように、阪神・淡路大震災がありました後は、各自自治体が、法律の改正もございまして、相当な危機管理体制を整えております。そして、あらゆる事態に際しまして適切な行動がとれるように防災計画なんなりが整えられております。

今後、こういうことになりましたと、周辺事態がいつ起こるかわからない、地震だっていつ起こるかわからないわけでありまして、百年に一度しか起こらないような地震についても万全の体制を整えるわけでありまして、そういう場合に、やはり国の安全保障は要するに地方自治体の安全保障でもあるわけでありまして、また、国の安全保障の基本計画に基づいて地方自治体にいろいろな種々雑多な要求がおりてくるわけでありまして、そういう意味でも危機管理が必要だと思っております。だから、もう一つの危機管理体制というものを地方自治体にも要請するということになろうかと思っております。そのときに、一般的義務規定で済むんだらうか。

私は、何か強制的な手法を国がとりなさいということを言っているのではありません。言ってみれば、もう一つの危機管理をやってもらうわけでありまして、それが、場合によっては、新聞報道では千五百だとか千六百だとかいう項目が支援内容として出てきますと、これはもう大がかりな話になるわけでございます。

例えば阪神・淡路大震災で、三万五千戸の仮設住宅を建てるというのはもう並大抵なことじゃないわけでありまして、そんなことが一市町村に全部来るとは思いませんが、もう一つの危機管理、これに対してどういうふうに国がこれから対応していくんだらうか、どういう措置といいたしようか、あるいはどういう要求をしていくんだらうかというところでございます。ですから、基本計画を中央でつくったから、はい、これでやってくださいというわけにはいかないだろうというふうに思っております。ちよっと小さなことをお聞きしますが、先ほ

ど、正当な理由でお断りしますといったときには、はい、そうですかといった自治体を当たるといふふうな、そういう性格の一般的義務規定というふうな理解していいんでしょうか。大臣の御答弁をお願いします。

○野田(毅)国務大臣 そんな簡単な、気楽なものではないと私は思っていますけれども、周辺事態といってもいろいろな、ケースによってはさまざま異なる対応、あるいはその規模、内容等においても事態によって異なるであろうというのは、当然お互いわかっていることだと思います。

そういう意味で、具体的なそういう事態が発生したときにどの地域でどういうような内容の御協力をお願いするか、そういったことはまさに基本計画を策定していく中で真剣に検討されていく。当然、そのときに協力要請ということに伴っていくのだらうと思っております。

その場合、まさに九条第一項に基づく協力を求めるというこの意味は、その周辺事態に対する措置の緊要性ということがまず第一にありますし、同時に、地方公共団体の長の持つおられる権限のいわゆる公共的性格ということ、さらに、他に代替手段を求めることが困難だ、まさにその地域の御協力が求めらなければならないこと、そういう事情を考慮して国から必要な協力を求めるということになるわけで、それを法案の中で表現している、こういうことでございます。

したがって、その協力の求めがあった場合、当該地方公共団体は、先ほども申し上げましたが、正当な理由があれば拒むことができる。しかし、その正当な理由があるかどうかというところは、まさにこの第九条の第一項に基づく協力の求めを受けた、先ほど幾つかの要件を申し上げましたが、そういった前提の中での協力要請であったということとをまず基本に置いて、その上で、その権限について定められた個別の法令に照らして、また個別具体の事例に即して客観的に判断がなされるものであるということ、たびたび申し上げておるわけでございます。

そういう点で、強制力を伴うものではないけれども、そういう協力の要請を受けるという、その前提になる幾つか申し上げました事柄を考えますと、私は正当な御判断がなされるものであるというふうな考えておるわけでありまして。

○土肥委員 そうなると、地方自治体としても逃げられませんか。いわば、正当な理由を挙げて拒むなら拒みなさい、こういうことですか。

私は、三千三百ある自治体というのは、あるいは首長さんはそれぞれの責任者として、当該市町村の責任を持ち、そこに住民の皆さんの生活を守っているわけでありまして、そして、さまざまな新たな仕事加わるわけでありまして、それに一気に取り組むというようなことが果たして可能かどうか。職員の配置も変えまして、基本計画に基づいて準備をしていく。港も考えなさい、食糧やその他も確保しなさい、いろいろなこと、輸送手段も確保しなさい、いろいろなこと、やはり地元はたくさんあるわけございまして、やはり地元の方々が嫌だと思ふのは当然の心理だと思ふのであります。

ですから、今後どうなんでしょうか、この法案が仮に通過したとして、その後、地方自治体との間で幾らか連絡はとっておられるし、あるいは会議なども開いておられるようですが、よほど綿密な対応をしないと、上からやれと言ったって、そう簡単に負えるものではないでしょう。予算措置も必要でありまして、あるいはそういう特別な課や部を持たないといけない場合もあるでしょう。この場合、自治大臣が地方自治の長でございまして、自治体の協力を得る場合には、全体の基本計画、あるシミュレーションなんなりして、あるいは理解やらそういう地方の協力を求めるためのいろいろな働きかけというのは、自治大臣が窓口あるいは責任者となつてすべてやっていくのでしょうか、それとも他の省庁などがかわりを持つのでしょうか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

○野田(毅)國務大臣 この点は、自治大臣をクッションにして各自治体に連絡をとり合うというよりも、事態の緊急性を考えれば、当然のことながら、いわゆる基本計画を策定していくその責任ある役割の中で果たしていく。内閣の安危室であり、防衛庁、必要に応じて外務省、相談の上で、内閣、国として、個別的自治体に要請をしていくということになると思います。

○土肥委員 そこが問題だと思ふのです。

つまり、自治体を一番よく知っている自治省はクッションだ。逆に言えば、使い走りだ。ちよつと言ひ過ぎかな。やるのは、防衛庁と外務省だ。こういうことで、地方に求める協力などという基本計画が成り立つと考へておられるのかどうか、防衛庁なり外務省の御答弁をいただきたいと思ひます。

○野田(毅)國務大臣 周辺事態に対応する基本計画というのは、特に、幾ら地方自治体に協力を求めるという場合においても、自治大臣が責任ある立場として基本計画を策定する形というのは、私は考えられないのです。

それは、やはり少なくとも、その周辺事態に対して基本計画を策定していく、言うならそのラインの中できちんとした、しかも迅速な、実効性のある対応をしていくということでございますから、今申し上げたような形できちんとした対応をしていくというのが当然の筋道ではないか、そのように思ひます。

○土肥委員 それはそうでしょう。基本計画を自治省が立てられるわけはないわけでありませう。だけれども、現場に向かうのは地方自治体なんです。そのときに、では、自治大臣あるいは自治省は何をするのですか。

○野田(毅)國務大臣 まず第一に、その基本計画策定の中で、いわゆる安全保障会議のメンバーの一員としてのかかわり方等がもちろんございませう。それから同時に、閣議を構成するメンバーの一員としてのかかわりもございませう。

当然のことながら、そういう形で内閣としてのその計画を定める、それを実際に実施に移していくというところであれば、それぞれの守備範囲において、きちんとした責任ある対応あるいは必要な協力、これを相互にしていけるのは当然の務めであると思ひます。

○土肥委員 防衛庁にお聞きします。

基本計画ができました。それで、自治体に直接お出かけになるのですか。

○佐藤(謙)政府委員 基本計画は、基本的には内閣が中心になりまして、私どももそれに参画をして作成していくことになろうと思ひますけれども、その中で、地方自治体に対する協力を求める、こういう内容も定められるわけでございませうが、それを踏まえまして、第九条にございませうに、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従ひ、地方公共団体の長に対し必要な協力を求めることができるということでございますから、基本的には、それぞれの事務を所管する関係行政機関の長がこういうものに対応していくということだろうと思ひます。そういう中で、必要に応じていろいろな連絡あるいは協力等があらうかと思ひます。

○土肥委員 関係機関の長がということであれば、それぞれ必要な各省庁の大臣が、それぞれの責任分担範囲で、基本計画の完成を目指して指導なさる、こうなりますと、やはり地方自治体は自治大臣ということになるんじゃないでしょうか。したがって、内閣とか政府とかいひましても、やはり責任は自治大臣にある、地方自治体に対する配慮とか地方自治体の協力に対しては自治大臣が非常に重要な働きをしなきゃならぬ、こう思ひます。

ですから、そのときに、私は、今回の周辺事態法案の一番注意しなきゃいけないのは、先ほどから、地方自治体に対しては一般的義務規定だとおっしゃって、ノーも言えるよというのは結構です。しかし、基本的に、自治体を一番よく理解している自治大臣ないしは自治省が、こういう地方

の協力を得るときにはやはり窓口にならないと、防衛庁が出かけるわけにはいかないと思ひます。あるいは外務省が出かけるのも全くおかしい話になりますから、そういう意味では、私は、今後、自治大臣の役割が極めて大事であつて、地方自治をよく知り、地方自治を支えてきた省庁でございませうから、そういう意味では十分な配慮を持って臨んでいただきたいということを大臣にお願いしたいと思ひます。

では、一言どうぞ。

○野田(毅)國務大臣 基本的に、それぞれの自治体がいろいろな御協力をしてもらうということについて、その自治体の立場、あるいはこの法案が成立をさせていただいた後、それぞれの自治体における理解がさらに進んでいくように、私ども、十分自治体の立場を配慮して行政を進めるということは当然しなければならぬことであると改めて銘記をいたしております。

ただ、先ほどございませうが、この基本計画を策定していく過程の中で、例えば港湾の問題について、港湾法に関する事柄については、やはり運輸大臣がきちんとしたその所掌の中でこの運用をしていただくということが基本的な筋道でありまして、やはり関係行政機関という責任の中で物事の処理をしていきたいと思います。全般的には地方自治体に関するものでありますから、自治大臣も全く門外漢で無関係だということではもちろんございませう。しかし、基本的にはそういう流れの中にあるということ、やはりお互い承知をしていかなければならぬことではないか。

いずれにいたしましても、一方的に、何か中央集権的に、国の指揮下に地方が全部ひた伏していいるものではないという考え方は、それはそのとおりだと思ひます。

○土肥委員 官房長官、お願いします。

今度、小淵総理が訪米なさいますけれども、今回の訪米の最大のテーマは何なんでしょうか。幾つか項目を挙げて御説明いただきたいと思います。

○野田(毅)國務大臣 今回、小淵総理が訪米をいたしますのは、委員御承知のとおり、昨年十一月、クリントン米大統領が訪日をされました際に、小淵総理に対して正式に公式招待がございました。これを受けまして小淵総理は訪米をいたすわけでございまして、我が国総理としては十二年ぶりの公式訪問になるわけでございませう。

したがって、今回の訪米におきましては特定の目的を掲げたものでもございませう。二十世紀に向けて中長期的な日米協力のあり方を大所高所から議論をし、今後の国際社会の諸課題につきましまして日米両国が主要な役割を果たしていく旨を確認し、また国際社会が抱えるさまざまな重要問題について忌憚なく幅広く意見交換を行うもの、ございまして、今申し上げましたように、特定の案件が訪米の目的であるということではございませう。また、今御審議をいただいております新指針及び周辺事態安全確保法案等についても、米側から回答を求められておるような性質のものでございませう。

○土肥委員 もう答弁の中に入っておりますので、それで結構なんです。そうすると、今この日米ガイドラインの承認及び周辺事態法の法案成立というふうなことは、別にアメリカから回答を求められているようなものじゃないと。嫌な言葉ですけれども、巷間言われているのに手土産論というのがございまして、それは余りいい表現ではないと思ひますが、このガイドライン関連三法案が通らないと困るというものでもないんです。長官の御答弁をお願いいたします。

○野田(毅)國務大臣 今国会、御審議を賜ります重要法案としてお願いを申し上げておるわけでございませうので、一日も早く国会の御審議が終了をいたしますことを願つておる次第でございませう。

○土肥委員 それはそれで結構です。ただ、早くアメリカに返事しないと恥ずかしいとかいうような議論があらちこちから出てくることは、今回の訪米について何か余計なことを推測させるということにならうかというふうに思ひます。

ついでに、官房長官においでいただいたのは、日本の核政策でございます。

日米安保条約の背景には、アメリカの核抑止力、つまり、核の傘のもとに日本があるということが大前提になっているわけでございまして、新しいガイドラインにおきまして、平素からの協力の中に、「米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持する」、こう書いてあります。

私は、そつと挿入したなというふうに思うのでありますけれども、まずは「そのコミットメントを達成する」、これは英語で出てまいりますので、つまり、日米が、両国が協力してやる安全保障というものを達成するためにということでしょう。核抑止力がその最大な背景になっているんですよというふうに理解するんですが、それでよろしいですか。

○竹内政府委員 先生御指摘のガイドラインの当該箇所におきましては、ちょっと正確を期させていただきますと存じます。

そこでは、「米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。」ということとされておまして、核抑止力の保持ということが重要な要素であることは当然ここで明らかでございますけれども、このガイドラインにおきまして、通常の戦力と申しますか核戦力と通常戦力との総和と申しますか、そういう観点から抑止力をとらえておるということでございまして、特別、核抑止力のみがということではございませんので、そのことは念のために申し上げておきたいと思っております。

○土肥委員 大変丁寧なお返事で、ありがとうございます。

そこで、日本の核政策といましようか、非核三原則もあります。広島、長崎のことも言います、しかしその上にきつちりとアメリカの核の傘のもとにあるということが大前提になっているわけでありまして、そういう日本がとる核政策のいろいろな主張も、アメリカの核抑止力の傘のもとにあるということ、ほぼもう半分以上は帳消しになってしまふというふうな感想を持つんです。

アメリカとの間に、特にニューガイドラインの中で核抑止力を保持するといったときに、具体的に、例えば日本の安全保障のためにどのような核配備をしているのか、あるいはミサイルなどの準備あるいは量あるいは発射する角度とか、そういうものについての議論は新ガイドラインの検討の中にあつたんでしょうか。

○竹内政府委員 御指摘の新ガイドラインにおきまます記述でございますけれども、これはまず、日米安保体制のもとで、米国が有する核戦力と通常戦力との総和としての軍事力が抑止力としての機能を果たしていること、さらには、核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があつた場合には米国は日本を防衛する、日米安保条約に基づくコミットメントと申しますか誓約と申しますか、そういったものを守る旨、従来から表明しているということを踏まえて盛り込まれたものでございます。

なお、ちなみに、米国の核抑止力と日米安保条約上の誓約との関連につきましては、話が少し古くなりますが、例えば昭和五十年に、当時の三木総理とフォード大統領の間で発表されました日米共同新聞発表においても、米国の抑止力というものが日米安保条約に基づく誓約のもとになっている、重要な寄与をするものであるという趣旨のことが記されているところでございます。

○土肥委員 官房長官にお聞きしますが、日本の核政策は、非核三原則と日米安保条約、そして今回の新しいガイドライン、それを包むといましようか、その大前提にあるアメリカの核抑止力に期待をして今後も日本の国の運営をやっていく、そういうふうな方針でございまいしょうか。

○高村国務大臣 我が国は、従来から核兵器の究極的廃絶を目標とし、これに向けて現実的な核軍縮措置を一步一步踏み重ねていくことが重要であるとの立場を有しているわけでございます。これは、国際社会の平和の維持において核兵器を含めた軍事力が依然として重要な役割を果たしていることを十分認識した上で、核兵器のない世界を実現するためには、具体的な措置を着実に実施していくことが最も効果的であるとの考え方に基づくものでございます。

すなわち、現時点で我が国がその安全を米国の核抑止力に依存していることと、究極的には核兵器に依存する必要のない世界を目指して核軍縮を推進していることは、矛盾するものではありません。できるだけ早く核兵器に依存する必要のない世界が実現することを願って、一步一步努力をまいります。

○土肥委員 昨年私は、渡部副議長と御一緒にインドへ行つてまいりました。ちょうど核実験をやつた後でございました。インドの政府の高官が随分たくさん出てきてまして、そして渡部副議長は、核実験やめなさい、こう言つたんですね。そのときに、インドは、大変謙遜なというか、直接私どもにかみついてはきませんでしたけれども、こう言いました。

あなた方はアメリカという核の傘で抑止力を持っているでしよう、インドはそういうものはないんです。ですから自力でやる以外はないんだ。広島、長崎は挙げませんよ、言わないけれども、実験をやめなさいというの理が通るまじやないか、というふうなことでございました。パキスタンには行つてないんですが、私はパキスタンの方とお会いしたことがありますが、インドがやるからパキスタンもやるんだ。両方とも、怖いのは中国だ、こういうふうな言い方をいたしまして、もうその次はミサイルの発射をやるということでございまして。

私は、やはりもっと積極的な核政策、今外務大臣がおっしゃつたような、究極的な核廃絶と矛盾するものではないというふうにおっしゃいますけれども、もっと明確な核政策を出さないと、幾ら日本が広島、長崎を取り上げても、先ほど言いましたようなことは我々自身もあるわけであります。そういう意味では、もう少し具体的な核政策をぜひ日本政府は出すべきだというふうに思う次第でございます。

時間がありませんから、ミサイルの話もお聞きしたかったんですが、今度はTMDが飛んできた、さあ、それじゃ今度はTMDだ何だといって準備を始めるというふうな話でございまして。あるいは偵察衛星を自前で上げようというふうな話にもなるわけでございまして、何か新たな軍拡の話につながつてくるんじゃないかという疑問も持っております。

今度のガイドラインの審議を通じて、改めて、日本がどういう理念で国際平和を願ひ、そして世界の中で価値ある地位を占められるような、そういう国になり得るかということをつくづく考えております。何かここで強気の行け行けというふうな傾向は、十分によくみずからを振り返つて、謙遜に、今後の日本、二十一世紀を進めていかなきゃならないんじゃないかというふうな感想を申し上げまして、私の質問を終わります。

○山崎委員長 これにて土肥君の質疑は終了いたしました。

次に、林義郎君。

○林義郎君 お許しをいただきまして、若干の質問をさせていただきます。本会議も迫っているようでございますから、私からの質問も、要点だけ取り上げて質問したいと思っております。

中国におきましては、今回の問題、特に日米安保体制をめぐる問題につきまして、一体日本はどうなるんだ、こういうふうな不信感が中国側ではいろいろなところから伝わってきております。日本の最も重要な、大きな隣国が日本の安保政策に不安と不信を持っている状況はやはり解消しなければならぬと思ひます。日本としては十分に中国に対して説明をし、透明性を確保していくことは大変重要なことじゃないかな、こう思っているところでございます。積極的に日本から説明をし

てやる必要があるかと思ひます。

両国政府の公の立場での説明や報道、さらには中国の友人の話をいろいろ総合しまして中国側の不信をまとめれば、おおむね三つの点になるのではないかなと思ひます。

まず第一は、冷戦が終結した今日、軍事同盟を強化することは時代に逆行するという問題であります。第二に、日米安保及び自衛隊の役割がだんだんと拡大されつつあるのではないかと問題であります。第三に、台湾が日米軍事同盟の対象となることは断固反対する。こういったのが中国側から出ているところの三つの問題だろうと思ひます。

改めて、こうした問題につきまして、政府の方から、中国側の不信や不安を解消するという意味で政府の立場をこの機会にお聞きしておいた方がいいんじゃないかな、こう思つておるところでございます。

まず第一に、今日における日米安保の意義についてであります。

我が国は、講和条約後いち早く、日米安保条約を一九五一年に締結いたしました。当時は東西冷戦の中で、いわゆる共産圏対自由圏の対立がありました。自由圏では、アメリカの経済力、軍事力に頼つて平和と安定が図られており、アジアにおいても、その抑止力を確保することにより安定と繁栄を遂げてきたことは皆さん御承知のとおりであります。歴史の教えるところであり、日米安保条約は、その中核としての役割を果たしてきたことは申すまでもないことであります。

この点、中国との関係でいいますと、一九七二年の日中共同声明の発出により、当時の大平外務大臣は、安保条約の運用につきましては、今後の日中両国の友好関係を念頭に置いて慎重に配慮すると述べておられます。

しかし、一方で、日中共同声明が発表された翌年一月には中国へ参りました。多くの国会議員の方々と一緒に参つたのでありますが、そのときに周恩来総理に会いました。その時期は、まだま

だ安保条約反対という声が日本の国内でもありましたし、ほかのところでもあったと思ひます。特に、日米安保は日中人民の共同の敵であるということが言われておつた時代であります。周總理から、日中共同声明ができたことを喜びます、また、日米安保条約はこれを認めていきますとはっきりとおっしゃつたことを、私はきのうのようにこれを覚えておるところでございます。

こうした点を踏まえ、日中国交正常化と日米安保条約の関係につきまして、改めて政府の立場を明確にお伺いしたいと思ひます。

○高村国務大臣 我が国は、一九七二年に中華人民共和国との間で日中共同声明を発出し、日中国交正常化を果たしたわけでございます。

一方で、そもそもこの日中国交正常化は、日米安全保障条約にかかわりなく達成されたものであるというところは、これまでこの国会で何度も申し上げているところでございます。

○林義典委員 今のような話で、両方相並立して存在しているものだ、こういうことでござい

ます。さらに、今日、新たに冷戦の終結という状況を踏まえまして、米ソの力の均衡による安定が失われ、かえつて地域的、局地的な紛争が生じやすい状況も生じておるところであります。コソボの問題を見ましても、またアフリカの諸問題を見ましても、いろいろなところで地域的な紛争が起きて

いるというところは事実である。アジアにおきましても、問題はなとは言えませんが、私たちは、やはりカンボジアの問題というのをこの前まで持つておつた、そうした問題でアメリカの軍事力の存在が、直接的な話ではないにせよ、平和に間接的な形で貢献したものだと思つております。

この点、冷戦終了の後の日米安保体制の意義につきまして、政府の基本的な認識、アメリカのプレゼンスというふうな問題につきまして基本的はどう考えておられるのか、その辺をお伺いいたしたいと思ひます。

○高村国務大臣 日米安保条約に基づく日米安保体制は、過去四十年間、我が国及び極東に平和と繁栄をもたらしただけでなく、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能してきたと評価しております。このような日米安保条約の役割は、国民の大多数により支持されていると考えておりまして、政府といたしましては、今後とも日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとしていくと考えてございます。

○林義典委員 次に、中国側の不信の念の第二でございますが、日米安保及び自衛隊の役割が拡大されているのではないかとこの疑念が中国側にあるというところは事実だと思ひます。

まず第一の点として、日本は、第二次大戦での敗戦後、新憲法のもとで、憲法九条にあります「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」といったところであり、これは、日本の軍事分野での役割を限定したものであることはもう言うまでもないところであります。

一方、中国側からは、最近、日本が軍事衛星あるいはTMD等々の研究開発を行っていることから、日本は日米安保や自衛隊の役割を拡大しようとしていてのではないかとこのことを疑問として持つてきているところがございます。しかし、私は、TMDについていえば、もしそれで他国を攻撃しようというものであるならばともかく、専守防衛のために、攻撃されたときに対抗するものである。また、防衛のためとはいへ、攻撃にも転用されるものではないかという議論を向こうからされるわけではございませんが、それは日本の心かげの問題だ、日本の精神の問題なのだ。私は、日本は専守防衛に徹しておるのでありますから、我が国が先に侵略国をたたくという意味で自衛隊を行使するということは私はないのじゃないかな、こういうふうに認識をするところであります。

さらに、中国側は、こうした一連の動きとあわせて、指針関連法の整備も日米安保や自衛隊の役割を拡大するものというふうなことを言っているところもございまして、こうした中国側の懸念に対して、政府はいかに答えをし、いかに説明をしていくのか、お伺いしたいところでございます。

○高村国務大臣 周辺事態安全確保法案及び我が国の検討するBMDにつきましては、これまで果次の機会に中国側に対し繰り返し説明をしてきております。

すなわち、周辺事態安全確保法案につきましては、日米安保体制は全く防衛的なもので、特定の脅威、国を想定したものではない、指針に言う周辺事態は、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定できず、そのような意味で、地理的な概念ではないのであつて事態の性質に着目した概念である、台湾に関する我が国の基本的な立場は日中共同声明で表明したとおりであり、日中国交正常化も、日中平和友好条約の締結も、日米安保条約にかかわりなく達成されておる、この立場に変わりはない旨を説明してきておるわけでござい

ます。また、我が国の検討するBMDにつきましては、純粋に防衛的なシステムであり、それ自体他国に軍事的脅威を与えるものではない、我が国の検討するBMDを第三国・地域に広げることとは考えていない、いずれにしても、昨年末の政府の決定はあくまで技術研究にかかわるものであり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである旨を説明してきておるわけでございます。

我が国としては、今後とも、必要に応じてこのような考え方を中国側に説明し、しかるべき透明性を確保していきたい、このように考えております。

○林義典委員 次に、第三の問題であります。台湾問題である。具体的に言つて、台湾問題はやはり中国側の非常な関心の的だろう、こう思つておられます。

台湾につきましては、長い歴史もあるし、い

いろいろな問題があったわけでありませうけれども、この問題について、まず第一に、中国側は、周辺事態という概念は極めてあいまいである、他国の内戦やクーデターも含めこれが無限に拡大解釈される危険性があるという指摘をしておるところであります。こうした疑念に対して、政府はどういうふうに答えていくのか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○高村国務大臣 一般論として申し上げれば、内戦、クーデター等、国内で発生した事態が、純然たる国内問題としてとどまり、国外に何ら影響を与えない場合であれば、それは我が国の平和と安全に重要な影響を与えることはなく、周辺事態には該当いたしません。

他方、これまでも果敢と申し上げておる通り、内戦、クーデター等が純然たる国内問題にとどまらず、国際的に拡大して我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合には、周辺事態に該当いたします。したがって、周辺事態の概念が無限に拡大解釈される危険があるとの指摘は当たらないわけでございます。

なお、中国に対しては、先月二十八日のベルリンにおけるASEM外相会合に出席した際の日中外交相会談を含め、これまで果敢の機会に次のことを説明しております。

日米安保体制は、全く防衛的な性格のものであり、特定の脅威を前提としたり、特定の国に向けられたものではないこと。周辺事態は、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定できないという意味で地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念であること。我が国としては、日中共同声明において表明された台湾問題に関する基本的立場を堅持した上で、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを希望していること。

これまでの我が方からの説明により、中国側の一定の理解は得たと考えておりますが、今後とも我が国としては、必要に応じて、このような考え方につき説明していく考えでございます。

○林義委員 今のお話だと思ひますが、中国側にはなかなかその辺の御理解をいただけないような点があると私は思ひます。

これは、台湾は中国の内政問題である、それにも日本からどうだこうだと言われることはおかしいのではないかと、周辺事態の問題になってくるというのをおかしいのではないかと、中国のナショナリズムかもしれない、そういうような非難が私は出てくると思ひます。

ただこれについては、日本としては、中国の内政問題についてどうだこうだという話でなくて、やはり日本としては、一九七二年以来、日中共同声明に従って台湾問題については厳正に対処してきておるところであります。台湾をめぐる問題は、中国本土と台湾の間で当事者間で十分話し合いで平和的に解決してもらう、こういうことを繰り返して政府の方は、我が国としては言っているところでございますから、こうした政府の立場は不変である、私はそういうふうに考えていいと思ひます。

この安保条約の問題、ガイドラインの問題等々がどうであれ、日本の立場はそういう意味では不変である、こういうことを認識しておくべきじゃないかと私は思ひますが、高村外務大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○高村国務大臣 今委員がおっしゃったような意味で、日本政府の立場は不変でございます。

中国自身も、中国人同士で話し合いにより平和的に解決したいということを言っているわけでありますから、日本政府としてはそれを支持している、それ以上のことを内政に立ち入ってあれやこれや日本政府が言ったことはございません。

○林義委員 最後になりましたけれども、一方において、中国との間は、相互交流を進めるといふことは当然のことではあります、不信の解消といふことについてもやはりやっつけかなくちゃならない。中国の疑念があったならばそれは解消していくことが必要であり、引き続き機会をとらえて中国側に十分説明をしていくことが必要であ

る。これは高村外務大臣にもお願いして、そういった友好関係をつくっていく、これが私は必要なことである。いたずらに事を起こすことが目的ではない。そのことを改めて政府の方、高村さんからお話を伺ひまして、私は、質問を終わりたいと思ひます。

○高村国務大臣 中国は、日本の極めて近いところに位置する非常に大きな国、国際的にも影響力のある国でありますし、日本とも友好関係を持っている国でございますから、昨年、江沢民主席が来られたときに日中共同宣言が首脳間で発出されましたが、そういった精神に従って、これから国際場裏においても今後ますます共同して協力してやってまいりたい、こういうふうに考えております。

○林義委員 どうもありがとうございました。これで終わります。

○山崎委員長 これにて林君の質疑は終了いたしました。この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時十九分開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。河井克行君。

○河井委員 自由民主党の河井克行です。

両大臣におかれましては、連日連夜のお務め、本当にお疲れさまでございます。

そして、この委員会が設置をされまして、今回のガイドライン関連の三議案がこの委員会にかけられまして、毎日のようにずっと審議を行ってきいております。計算いたしましたら、八十二時間もずっと審議をしております。この委員会設置前のいろいろな本会議とか予算委員会での質問の方々が約四十九時間ですから、合計しましたら百三十一時間ぐらいます。この新しいガイドラインの審議を行っております。委員長、そろそろ、もう

いろいろな議論も出尽くしましたので、この際採決を申し上げたいところでありませうけれども、せっかくきょうはこうして第一委員会におきまして質問の機会をいただきましたので、今まで同僚議員が触れていなかったような議論、テーマにつきましてのいろいろな質問をさせていただきます。

一つ目は、この日米ガイドライン、新しいガイドラインとロシアとの関係であります。ロシアがこの日米ガイドラインについてどのような見方を持っているか、どのような認識をしているかというところにつきましては、余り今まで触れていらっしやなかったように思っております。

最初に、まず両大臣にお尋ねをさせていただきますけれども、ロシアという国を今どのように認識をいらっしやるか。言うまでもなく、今や先進国首脳会議のメンバーでもありますし、日本国とは自由と民主主義という共通の価値観を持つ、今やロシアは友好国だ、私はそんなふうに考えております。

また、せんだって北朝鮮所屬と思われる二隻の不審船が日本国の領海侵犯をした事件がありましたけれども、あの後ずっとその不審船が北上したとき、日本の政府からの要請にのっとりましてロシアの艦艇が出動して、ロシア領海に入れないように、ちょうど領海と公海線上のぎりぎりまでちゃんと出動してくれた。その結果、その二隻は急に進路を変えて西の方に、つまり北朝鮮の方に向かったというふうな事実もあります。

そして、そういったいい評価の反面、伝統的にロシアという国は警戒心が強い、猜疑心の強い国ということも、これまた国の歴史を見た場合事実であります。常に自分の国は包囲されているんじゃないか、そういうふうな警戒感があります。

例えば、最近のNATOの東方へのいわゆる拡大の問題、今起こっておりますコソボ紛争、ロシアが反対したにもかかわらずNATO諸国が軍事的な行動に出た、そういったNATO関係に対するコソボ問題へのいら立ち、そういったものが、

私は、この極東アジア方向にロシアのいら立ちが向かってこないかと断言できる保証はない、そんなふうな考えでおります。

そういう中、ちょうど今、橋本龍太郎前総理がロシアを訪問中でありまして、昨日はエリツィンさんと会談をしていただきました。ことしの秋に大統領の訪日について実現させるとの強い意向が先方より表明され、その上で両氏は、九三年の東京宣言や一昨年のクラスノヤルスク会議での合意などに基き、二〇〇〇年までの平和条約締結に努力することを改めて今回確認した、そういうふうな報道もあります。

まず、外務大臣には、ロシアという国への、今のロシアに対する一般的な認識に加えて、ちょうど昨日の来日の際としまして向こうの大統領との一連の会談についての評価あるいは感想をお聞かせただけでなく、また、防衛庁長官にも、せんだっての北朝鮮不審船へのロシアの政府としてのいろいろな対応ぶりについての評価をお聞かせただけでなく、幸いですが。

○高村国務大臣 今のロシアについての一般的な評価ということでございますが、ソ連邦崩壊以降、民主化し、そして市場経済を目指して努力をしている、いろいろな困難もあるけれども、市場経済に向かって努力をしていることは間違いない。それで、日本としては民主化、市場経済化への努力を支援することが我が国の利益にもかなうもの、こういう観点に立っているものでござい

ます。それから、二十一日、内閣総理大臣外交最高顧問としてモスクワ訪問中の橋本前総理は、エリツィン大統領と会談を行いました。これは二月のイワノフ外相の訪日、三月のマスリュコフ第一副首相の訪日、来月の私の訪日と、日ロ間の政治対話の流れの一環としても極めて有意義なミッシンであったと考えております。

平和条約交渉につきましては、この会談において橋本前総理より、二〇〇〇年までに東京宣言に基づき平和条約を締結するよう努力するとの首脳

間の合意の実現を働きかけたのに対し、エリツィン大統領はこの合意を確認されました。このことは、現在、日ロ双方の交渉者がこの問題について率直な討議を通じて努力を傾けているところであり、重要なことであつたと考えております。

また、エリツィン大統領の訪日につきましては、同大統領から秋ごろを考えているとの発言がありました。両国間では、来月末に私が訪ロするときに大統領の訪日時期を明確にすることに努めておりますが、今回、エリツィン大統領自身が強い訪日意欲とともに具体的な時期的めどを示されたことは、大きな意義が見出せると考えております。

その他、コンボ問題等も取り上げられましたが、全体として日ロ間のハイレベルの円滑な対話がまた一歩着実に進められたと評価をしているところでござい

ます。○野呂田国務大臣 北朝鮮の不審船がロシアの方面に向かったというところについてのロシア側の態度については、報道で知る程度でありまして、それ以上の反応は私どもはつかんでおりません。その余の答弁は、外務大臣の枠内であり

ます。○河井委員 どうして日本としましてロシアの関係を強く大きくしたいこうと思われたのですかと、昨年夏に橋本前総理が総理大臣職を退任された後、個人的にあの事務所にお伺いしましていろいろと教えていただきました。

そのとき前総理がおっしゃったのは、日本とロシアの間には、戦後処理の問題として最大の懸案である北方領土問題の解決という問題がある、しかしながら、この日ロ間の二つの国の関係だけではなくて、世界政治としてアジアあるいは太平洋の全体の政治の文脈の中でずっと見ても、この日ロ間がぜひとも今こそ関係を太くしなくちゃいけないんだ。

そして、その理由としては、冒頭にも言いましたけれども、いわゆる冷戦時代、ずっとロシアがアメリカと並ぶ超大国であつたわけですから、今やそのスーパーパワーとしての座から滑り

落ち、だんだんとかつての榮光が薄らぎ、そして孤立感と挫折感が深まってきている今こそ、日本にとつてロシアというカードをしつかり握ることが大事なんだ。それは、二十一世紀、もっと今よりも大きくなっていくであろう中華人民共和国と日本の国がどのように向かってくるか、どのようなおつき合いをしていくかということ考えたときに、これは大変重要なテーマなんだということ

を前総理から教えていただきました。私は、今回のこのガイドラインの議論をずっと聞いておりました。中華人民共和国に対してガイドラインがどうのこうのと、どういふふうな影響を与えるかということについて随分中国の政府が神経質になっておることは事実でありますけれども、中国としましてロシアの政府までもが、この新しいガイドラインに対して、あの二つの国が共同して警戒感を持つような事態だけは何かあつても阻止をしないでほしい、そんなふうな考えております。

その中で、今回のこの新しいガイドライン、あるいはこの後に続くであろうTMD構想につきましても、ぜひ外務大臣にお答えをしていただきたいのですけれども、日本とロシアとの政府間の対話、今後、どのようなものをも具体的にロシアの政府としてロシアの人々を安心させるという観点から日本政府としてお考えなのか、予定について教えていただければ幸いです。

○高村国務大臣 周辺事態安全確保法案についてのロシアの立場につきましては、本年二月に行われた日ロ外相会談において、イワノフ外相から、本法案が防衛的なものであり、第三国及びアジア太平洋地域の安定に影響がないことを期待している、この問題については透明性が重要であると述べるところがありました。これに対して、私から、本件法案は日米安保条約を拡大するものではなくて、特別な国を対象としているものではない、もとより防衛的なものである、本件についてはこれからの透明性を確保していきたい旨を説明をいたしました。理解が得られた、こう思つてお

ります。四月二十日の新聞であります、ロシアのパノフ大使が言ったという言葉、「個人的意見だが、おそろく日本の法整備にとつて当然のことだろう、こういうことをおっしゃっておられます。ロシアが日本のこの法案についてそんなに神経質になっているということはないものと承知をして

おります。それから、BMDに関する問題であります、我が国が検討しているBMDは純粋に防衛的なシステムであり、それ自体、他国に軍事的脅威を与えるものではありません。したがって、本来的に軍拡競争を引き起こしたり、地域の平和と安定に悪影響を与えるといった性質のものではありません。我が国は従来から、ロシア側に対し、このようなBMDに関する我が国の考えを説明してきて

おります。具体的には、本年二月の日ロ外相会談において、私からイワノフ外相に対し、我が国が検討しようとしているものが完全に防衛的なものであることを説明しました。また、今日、二日、両日に東京で開催された日ロ次官級協議において、当方から、BMDに関する我が国の基本的考え方につき説明を行ったところであります。これに対して、ロシア側からBMDの日米共同技術研究について懸念の表明というふうなことはありま

せんでした。いずれにしても、我が国としては、ロシアを初めとする本件に関心を有する諸国に対し、今後ともしかるべく透明性を確保していきたいと考えております。

○河井委員 今外務大臣も若干触れていただきましたけれども、四月十九日、これは東京で読売新聞が主催した座談会で、駐日ロシア大使のパノフさんが、ガイドラインの法整備は当然だというふうに、大変しつかり前向きな、そして今回のこの新しい法案の整備について好意的な発言をしてくれております。その際、具体的な条件として三つ挙げておりました、隣国に脅威を与えない、二

つ目が隣国を心配させない、三番目が透明性を確保する、それを担保してくれる限りにおいては当然だということを言ってくれております。

先ほども言いましたけれども、近隣のアジアの、日本の近隣のいろいろな国々、いろいろな反応をしていただいておりますけれども、やはりこのロシアという国は、極東アジアにおきましても今なお大変強い影響力と力を持った国でありますから、繰り返しで本場に恐縮でございますけれども、そういった貴重な今回のこの新しい日米ガイドラインの法案について賛同してくれる国家でありますから、十分このロシアの気持ちも今後ともお酌み取りをいただきたい。もうロシアはこれから先も黙って日本の言うこと、することに賛同してくれるというふうな、決してそういうふうなことは、従来もなかったように思いますけれども、今後とも決してないように、本場に重ねてお願いいたします。

ちょうど一昨年の夏、私は北方領土の択捉島に、戦後衆議院議員としては初めてですけれども、北海道選出の吉川代議士と二人で行ってまいりまして、いろいろと現地の住民の方々と、二泊したと思うんですけれども、一泊は普通の民家に宿泊をさせていただきました。大変に厳しい経済状況の中、いろいろなことをしながら頑張っている、いろいろなことを感じると同時に、やはり日本に対しての期待感も随分率直なレベルでお聞かせをいただくことができました。

ぜひぜひ、本場に繰り返しになりますけれども、もう一度外務大臣から、そういった観点ののっけとさせていただきます、どうか全く安心をしてください、心配ないですよということをもう一度ロシアの人々に対しておっしゃっていただきたいと思っております。

○高村国務大臣 五月末には私も訪日いたしましたし、そういったあらゆる機会に、透明性を確保するという方針に基づいてきっちり説明をしてまいりたいと思っておりますし、相手が全く懸念も表していないのに、こっからこうだ、こうだと

言うのも、余り言い過ぎるのもかえって問題があるかもしれません、透明性だけはきっちり確保していただきたい、こう思っております。

○河井委員 続きまして、もうほとんど実はいろいろなテーマが触れられておるんですけれども、恐らく数少ないまだ触れていないしやらないテーマが、実務的なこの日米間の新しいガイドライン法案ののっけと防衛協力の進め方、手順についてであります。

調整メカニズムというものが、今後この法案が成立した後、日米間でつくる予定になっております。現状では、いわゆる2プラス2、日本国では外務大臣と防衛庁長官、そしてアメリカ合衆国におきましては国防長官とそれから國務長官、この四者によりまして最高意思決定をする会議体があります。

そのもとに、具体的ないろいろな詰め作業を行っていく新しい会議体が設置されるものだ、それが新しい調整メカニズムだというふうな聞いておりますけれども、もし緊急事態が生じた際に、日米のそれが最初に協議をしようと言いつつ始めるのか。総理大臣なんですか、防衛庁長官なんですか、外務大臣なんですか、あるいは、そのときのアメリカ側の相手方、つまりカウンターパートは一体だれになるのかということも含めて、この調整メカニズムを私は一日も早くつくっていただきたいと思っております。

これはやはり、本場に大変権威のある会議体でありますから、通例では2プラス2の会議が開かれた席で設置をされるということになるんだと思うんですが、ずっと大臣の皆様方もお忙しいしうございませうので、普通は毎年九月の末にニューヨークの国連総会が開かれますので、その際におつきりになるのでしたらちょっと時間的に遅いのじゃないかな、できるだけ早くつくっていただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりのめどにつきましてもぜひ教えていただきたいと思っております。

○野呂田国務大臣 ガイドラインのVの1におい

て、周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態についての共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換とか政策協議を強化する旨を述べてあります。情報交換及び政策協議を強化することを述べてありますが、この二国間の協議やその開始につき、日米いずれかが要請するという性格のものではなく、平素から行われている種々のレベルの協議が状況に応じてより密接、緊密になっていくものと考えております。

また、この二国間協議は、首脳レベルを含む日米両国政府のいろいろなレベルで行われ得るものであり、その際には、防衛庁及び外務省の双方が関与した形で協議への取り組みがなされていくこととなるものと考えております。

御指摘いただきました調整メカニズムに関する具体的な調整の方法やメンバー等については、現在検討を進めているところであります。具体的なことを申し上げられる段階にはございませんが、米側のカウンターパートとしては、米国防務省、国防総省、在京米大使館、在日米軍等が考えられます。御指摘のとおり、この法案の審議の状況を踏まえつつ、できるだけ早く調整メカニズムを構築できるように努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○河井委員 今はずっと国会審議で、両大臣を初め外務省、防衛庁の方々も大変お忙しい日々でいらっしゃる、作業がそういった面でも若干おくれしているのかもしれないけれども、ぜひ一日も早くこういった具体的な手順をつくっていただきたい。今、再度お願いをさせていただきます。

今、日米間の防衛協力の進め方について質問したんですけれども、次は日韓であります。今回のこの新しいガイドライン、いろいろなケースが想定をされておりますけれども、いろいろな対象についてですね、その中の一つで、恐らく主たるものの一つが、朝鮮半島有事ではなからうか、そんなふうに考えております。この朝鮮半島有事は、言うまでもなく、日米間の協力だけでは対処できないことが多くございま

して、韓国の了解とか協力がどうしても必要であります。しかしながら、日韓の間は、日米と違っています、同盟条約を結んでおりません。そういう中でありまして、もともとやはり韓国政府あるいは韓国のそういった関係当局と一体となって、一定の協力関係を日本がこれからつくっていく必要があるのではないかと。

具体的には、邦人救出あるいは難民救出、そして日本海や対馬海峡海域での不審船の拿捕など、日米間だけでは効果的に動けない、そういった部分につきまして、ぜひとも積極的に意見交換、意見調整を進めていただきたいと思います。思いますが、その点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○野呂田国務大臣 御指摘いただきましたとおり、防衛庁としては、平素から韓国との間で種々のレベルで緊密な意見交換を実施していくことが地域の平和と安定を確保する観点から重要なことであると認識しております。

このしの一月に私が訪韓した際に、千容宅国防長官との防衛首脳会談におきましても、昨年十二月の北朝鮮による潜水艇侵入事案のような緊急事態が発生した場合に、日韓の防衛当局間で相互に連絡をとれるよう体制の確保が重要である、かかる緊急時の連絡体制について具体的、技術的な研究を日韓共同で行うことで一致したところであります。

この合意に基づきまして、私の方から本件について審議官クラスの事務レベルで具体的な検討を行うよう指示しまして、三月十一日両国間で合意いたしました。防衛庁防衛審議官、韓国国防政策企画局長、それから海軍防衛部長、韓国海軍作戦司令部間、及び空軍防衛部長や韓国空軍作戦司令部間の三つのチャンネルの連絡体制を構築することとしたわけであります。

この連絡体制についてはもう間もなく稼働することになります、防衛庁としては、先般の不審船の問題もございましたし、今後とも、平素から韓国との幅広い対話や交流を積み重ねて、相互理

解を深め、より緊密な日韓関係を構築し、地域の平和と安定に貢献するように心してまいりたい、
こういうふうな考えでおります。

○河井委員 続きまして、もう一つ防衛庁長官にお尋ねをさせていただきたいのですが、今回のこのガイドラインの新しい法案は、例えば話としていかどうかわかりませんが、ドーナツだと思っているのです。私はドーナツが大好きで、いろいろところで買ってはよく食べているのですけれども、ちょうど真ん中に何にもなくて、ぐるりと周りがいっぱいドーナツなんです。

ただ、やはりドーナツはドーナツでも、中にあんこが詰まったドーナツをこれから僕らはつくっていかなくちゃいけない。それは、ガイドライン、周辺有事のことだけじゃなくて、やはり国内の有事法制というものをしっかりと、次の時代に向かって、国民の皆さんが安心していただけるようにつくっていく必要があるというふうに考えております。

いろいろと難しい中ですが、野呂田大臣から、この国内の有事法制の今後の法整備の促進方につきましてぜひお願いをしたいわけでごさいますけれども、ぜひとも大臣の御認識をお聞かせいただければ幸いです。

○野呂田国務大臣 有事法制の問題につきましては、現在の研究が、問題点の整理を目的とし、立法の準備ではないという前提が置かれて、研究に入っておるわけでありまして、

そういう事情を勘案しつつ、引き続き必要な検討を続けているところでございますが、防衛庁としては、単に研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましいと考えていることは、従来より申し上げているところであります。

このことは、私が申し上げているだけではなくて、防衛庁としては、研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましいと考えているというものは、例えば、平成六年六月十四日、参議院の予算委員会において、当時の神田防

衛庁長官も答弁しておられるところでありますし、あるいはまた、平成九年及び平成十年の防衛白書においても同じような考え方を述べてきたところでありまして、私どもは、こういういろいろな、もう既に二十数年間の研究をしているわけでありまして、できればそういう成果を踏まえた法制化が望ましい、こういうふうに考えているところであります。

○河井委員 大体質問として用意させていただいたのは以上でございますけれども、今回のこの周辺事態の想定される対象につきまして、政府当局は、それはそのときになってみないとわからないというふうな答弁を一貫していただいております。これは、私は、高度なあいまい戦略だということ、大変高く評価をさせていただいております。

野党の方からは、はっきりしろというふうな追及が、この百三十時間の審議を通じてずっとあったわけですが、どの国に対して行くとも行かないとも言いませんよというところが、日本の安全保障をしっかりと守る中で一番重要な戦略だ、このあいまい戦略というのを胸を張っておっしゃっていただいてもいいのじゃないのかな、私はそんなふうに考えております。

いずれにしても、今回のこの新ガイドラインが、二十一世紀の初頭に今後向かいます、あのときあのガイドラインをつくってよかったね、ちょうど私たちの世代が今の外務大臣とか防衛庁長官のお年ぐらいいったときに、そのときの次の世代の人たちから評価をしていただける内容である、そんなふうに確信をいたしております。どうか一時間でも一分でも早期成立をお願いさせていただきます。質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○山崎委員長 これにて河井克行君の質疑は終了いたしました。

次に、東祥三君。

○東(祥)委員 自由党の東祥三でございます。

周辺事態安全確保法案の大詰め審議に当たりまして、私たちは今何を決めようとしているのか、改めて国民の前に赤々と示しておく必要があると思っております。そういう意味で、本日、四十分間、外務大臣と防衛庁長官にお尋ねいたします。

論点がいろいろと集約されてきていると思えますが、本日は、周辺事態の定義、並びに、私たちは一貫して主張させていただいておりますが、なぜ船舶検査に国連決議を必要としないのか、この二点を中心に議論をさせていただきたい、このように思っています。

まず、外務大臣にお伺いします。

私は、今日の安保条約というのは、一九五二年の吉田総理による旧安保条約締結の当時、あるいはまた一九六〇年の岸総理による安保条約締結当時のように、米国の我が国と極東の安全保障の責任をゆだね切り、そして、日本領内に基地をえ提供していただければ何もしなくてもよいという時代ではない、このように思うわけでございます。このことを、まず外務大臣に御確認いただきたいと思えます。

○高村国務大臣 昭和二十六年に旧安保条約が締結された後、五十年近くが経過する間、冷戦が終結し、国際情勢は大きく変化したわけでございます。しかしながら、我が国を取り巻く国際情勢には、依然として不安定、不確実な要因が存在しております。

このような情勢において、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に際する対応を含め、より効果的な日米防衛協力関係を構築することが一層重要になってきたと考えております。

このような認識のもと、日米両国政府は、日米安保共同宣言において指針の見直しを開始することと意見の一致を見、その後、日米協議を行い、平成九年九月に新たな日米防衛協力のための指針を公表した次第であります。

新指針は、日米安保体制のもとで、施設・区域の提供のみならず、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うため、日米防衛協力のあり方に関

する一般的な大枠及び方向性を示すことを目的としたものであります。このような指針及びそのもとでの取り組みにより、日米防衛協力関係を一層充実させることができる、こういうふうに考えております。

政府としては、今後とも日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして維持し、その信頼性を一層向上させていくと考えてございます。

○東(祥)委員 外務大臣が言われる言葉にすべて尽くされていると思うんですが、一九六〇年の安保条約締結後、既に四十年がたちます。今、この周辺事態安全確保法案は、安保条約第六条の基地提供の義務をはるかに超えて、今御説明ありましたとおり、我が国周辺の平和と安定のために、例えば公海上でさえ米軍の軍事行動に協力する道を開こうとしているのであります。六〇年安保の際には、自衛隊は我が国が攻撃されない限り決して動かない、微動だにしないと言われてきたはずであります。

今、私たちは、吉田総理時代や岸総理時代を超えて、大きな政策の変更を行おうとしているのであります。この基本政策の変更はどのような原因によるものなのか、なぜこのような政策の変更が必要なのか、そしてこのような政策の変更を可能にするためには当然憲法絡みの議論に踏み込まざるを得ないと私は思うんですが、この点について外務大臣に、国民にわかりやすい平易な言葉で説明する義務があると私は思います。いかがでしょうか。

○高村国務大臣 冷戦が終結した今日も、我が国を取り巻く国際情勢には依然として不安定、不確実な要因が存在しているわけでございます。このような情勢において、政府としては、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に際する対応を含め、より効果的な日米防衛協力関係を構築することが一層重要になってきたと考えております。

我が国としては、このような認識に基づき、新

たな日米防衛協力の指針を策定し、さらにその実効性を確保するため、現在、周辺事態安全確保法案を国会にお諮りしているところでございます。

このことを踏まえて申し上げれば、日米安保条約に基づく日米安保体制は我が国の安全保障政策の柱の一つであり、我が国は、一九六〇年以来一貫してその効果的な運用のために努力をしてきたわけでございます。

本法案は、我が国自身の平和と安全を確保することを目的として、日米安保体制の信頼性、抑止力をさらに向上させるために主体的に作成したものであります。その意味で、これまでの政府の一貫した姿勢の延長線上にあるものであります。

大きな政策転換というのは、これは見方でありませうけれども、確かに、今までやらなかった公海上での米軍に対して後方支援等を行うということが大きな政策転換であるというのはいつの見方でありませうけれども、やはり自衛隊が、私たちが言うところの集団的自衛権は行使しないその範囲内で、日本の平和と安全に資するために汗を流してもらっている、場合によっては血を流してもらっている米軍に対して、日本は集団的自衛権を行使しない範囲でお手伝いをする、これは今までの流れの中の延長線上にある政策である、こういうふうと考えております。

○東(祥)委員 私は政策の大転換だろうと思うんです。気持ちとして米国に何かをしなければならぬ、これは主権的な日本の意思として、今日までそれはあったかもしれません。しかし、具体的に、唯一の武力組織である自衛隊を公海上まで派遣して米軍の活動に支援をする、それは今まで全くなかったことであります。それを今回の周辺事態確保法案でもってやろうとしているというこの事実、これは過去四十年間、安保条約締結以来約五十年間全くなかったことでございます。

一九五二年というのは、まだ自衛隊ができておりませんでした。したがって、日本はすべてをやるといったとしても、自衛隊がないわけですから、何も結果としてできない。五四年に自衛隊が

できますから、一九六〇年の新安保条約においては自衛隊はよりよき歩みをしていく、そういう状況下において、まだ極東の平和と安全に対して日本が直接何かをやるというのではできなかったわけですが、したがって、米国のこの極東の平和と安全をゆだねる、そういう道をずっと歩んできた。

しかし、言うまでもなくこの四十年間、日本は冠たる経済大国になっている。G8のメンバーにもなっている。そしてまた一九九〇年代以降のいわゆるポスト・ネーション・サポートによって、米軍の活動に対して、具体的な活動ではなくてお金でもってそれなりのサポートをしてきている。いよいよ本当に極東の平和と安全は、佐藤総理の言を持ち出すまでもなく、日本の平和と安全に直結する。それに対して、米軍にすべてをゆだねていいのか。私たちは、極東の平和と安全が直接日本の平和と安全に直結するという視点であるならば、米軍に対してそれなりの協力をしたい。その具体的なあらわれがこの周辺事態確保法案の中核的な考え方じゃないんですか。いかがですか。

○高村国務大臣 委員がおっしゃる大きな政策転換であるというのは、これは一つの見方ではある、こう思います。私たちが、安保条約の信頼性、効率性を高めるために努力をしてきている中で、今こういった方法で、憲法の範囲内でやろうというところで、これは今までの努力の延長線上、日米安保条約の目的の枠内での努力である、こういうこともまた言えるということは何度も申し上げていくわけでございます。

○東(祥)委員 外務大臣、今、四十年間あるいは戦後五十数年間、極めて重要な時期を迎えているんだと私は思うんです。国民に日本の安全保障政策、安全保障論というものをわかるように説明し切れないうちやいなうちだと思うんです。だますことはできないと思うんです。

事実として、日米間における、日米同盟における信頼性を向上させる、そのためにまさに極東の平和と安全、これが脅かされたときに、米軍にす

べてをゆだねるのではなくて、日本が憲法の範囲内においてできるだけのことをやろう、そういう決意をされたんじゃないですか。その結果として、公海上まで出ていって輸送業務等を中心とする活動、支援を行うという政策転換ではありませんか。今までできなかったことをやろう、こういうふうに決断したんでしょう。

まず、その事実を御指摘ください。そうでなきゃ話は進みませんよ。

○高村国務大臣 新しく自衛隊を動かすということを含んだ法案を出すわけですから、今までできなかったことをやるといえることは、それは委員の御指摘のとおりであります。そういうことを政策転換という言葉であらわすとすると、新しい法律を出すのはほとんど政策転換という話になるわけで、その政策転換という言葉に委員がどういう意味を含ませようとするか。今までと全く違った方向に行くというのであれば政策転換ということであります。私たちは、今までの方向と同じ方向で、できなかったことをさらに一つ新たな法律をつくってやろうということでありませう。その政策転換という言葉には私はびんとこない、こういうことを申し上げているわけでございます。

○東(祥)委員 新しい活動を行う、こういう決断をしたと、これはよろしいですか。

○高村国務大臣 ですから、この法案で掲げられていることは、それがなければできないことでありますから、この法案を国会に諮って新しいことができるようにしようとする、それは間違いない事実であります。それを政策転換と言うかどうかという点について、ちょっと感覚的に私はびんとこない、こういうことを申し上げているのです。

○東(祥)委員 外務大臣、私は教えていただきましたが、基本的な考え方として、我が国の周辺の安全が我が国の安全に直結している、我が国は独力で到底我が国の周辺の安全を守ることができない、それを実現することができない、我が国

周辺の安全を憲法の許す限りの力を出して米国と協力してともに守ってこそ、我が国自身の安全がある、このような基本的な考え方に立っているのではありませんか。これはいかがですか。

○高村国務大臣 基本的にそういうことであります。

我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼす事態、そういうときに米軍が安保条約に従ってその目的達成に寄与するような活動をしているときに、日本も憲法の範囲内でそれのお手伝いをしましょう、こういうことを言っているわけでありませうから、基本的に委員のおっしゃることと同じことだと思えます。

○東(祥)委員 そうしますと、外務大臣、このような基本的な考え方に基づけば、例えば我が国周辺の友邦が、例えば韓国が無法な侵略の犠牲となるとき、我が国は憲法の制約のもとで武力行使こそできませんけれども、巻き込まれる危険を冒してでも、毅然として同盟国たる米国を支持し、協力することが必要であるということになると思えますが、この点についていかがですか。

○高村国務大臣 ぜひ委員に御理解をいただきたいのは、確かに具体的な事例を挙げた方が国民にわかりやすいというところは、それはそのとおりで、そういうことも大切なことだとは思っています。思いますが、米軍が武力を行使する場合というのは相手方が違法な侵略を行ったということでありませうから、特定の国だとか、特定の国が違法な侵略を行ったというところを具体的に挙げて外務大臣がここで云々するということは、この法案についてわかりやすくなるということとは確かにあるのだからと思うのです。

よく言われるように、日本有事が第十号だとすると、この周辺事態が九章と八章と七章ぐらいなのかどうかよくわかりませんが、その前の外交努力が一章からずっと続く。私がここで余り具体的な話で、まさに、米軍が何かをする、日本がこの周辺事態安全確保法案でお手伝いをするというのは、ある国が違法な侵略行為を行ったということ

をいうわけでありまして、その一章から何章までの外交努力をしているときにそれが非常に問題になるということで、今まで私としてはその具体例に入らないで御説明申し上げてきたということ、御理解いただきたい、これからはもうささげていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

○東(祥)委員 具体例は外務大臣としてのお立場としてお答えになることができないというの、それで結構です。しかし、私が、東祥三が一つ提示しているものに対して——極東の平和と安全、これは日本の平和と安全に直結するということは一貫して言っているのです、佐藤総理の時代から。そして、それに具体的に日本が何らかの行動を起こしていくというのは、今までなかったのです。周辺事態の定義にもかかわってくる問題であるがゆえに、わざわざ、皆さん方にわかるように、国民の皆さん方にわかるように僕は説明させていただいているのです。

そのときは、今までは、ただ単に基地の提供をしていただければよかった。そうじゃないのです、これからは、必要とあるならば、公海上まで出ていって、そして輸送業務にもタッチするということ、今までなかった新しい活動をやるうとしていくわけですね。それは、新しい考えに基づき、新しいちゃんとした政策に基づき、新しい憲法論議を踏まえた上でやらない限りではいけないということ、僕は申し上げたいわけですね。

だから、そういう意味で、そういう場合、私が例に出している例でいくならば、憲法の制約のもとで武力行使こそしませんが、巻き込まれる危険を冒してでも毅然として同盟国たる米軍に協力することが必要である、こういう考えに立たない限り、別に公海上で米軍に対しての支援活動をする必要はないではありませんかということ、を申し上げているのです。違つかそのとおりです、どっちかだと思えます。いかがですか。

○高村国務大臣 違つかそのとおりか、オール・オア・ナッシングだということでも必ずしもない

と思います。

私は、委員がこの予算委員会でしたか、大きな危険と小さな危険ということでお話しになったことは、それはそのとおりだと思うのです。巻き込まれる危険が全く排除されなくとも、抑止力ということ、日米安保条約の信頼性を高める、そしてそのことで抑止することによって日本の安全を守る非常に大きな効果がある、巻き込まれる場合がわずかにあっても、それは小さな安全である、私は、うまいことを言うなと思って委員がおっしゃっているのを聞いたわけでありまして、まさにそういうことはあると思えますが、そういう中であつても、やはり巻き込まれる危険はできるだけ少なくした方がいいというところは、それはそのとおりであらうと思えます、一つの政策選択の中で両方を比較検討してやっていかなければいけない話だろうと思えます。

○東(祥)委員 先ほど外務大臣は、信頼性を向上させなければいけないと言ったわけですね。そして、その信頼性の向上を増すということはどういうことであるかといえ、一つの周辺事態に対して、周辺事態と認定するわけですね、米軍が動き出す、そして米軍に対して日本は協力する、ともに協力活動をするがゆえにそこに信頼関係というのは生まれてくるのではないですか。ただ、日本には憲法の制約がある。したがって、刀は差しているのだけれども抜かないのです、日本が攻撃されない限り。

僕はいつも申し上げますが、内閣法制局が三百代官の答弁技術を駆使してガラス細工をつくり上げていっているのです。この法案というのは、本間に周辺事態であるとするならば、そこに米軍が出ていく、そして米軍に対して協力する、ということ、は、ある一定の段階まで、つまり自分に火の粉が降りかからない限り、米軍とともに、徹底的に協力するということでしょう。そして、火の粉が降りかかってきたならば、そのときには、抜くのですよ。その決断をされたのですか、どうなんですかというのを聞いています。そうでなければ

ば、周辺事態確保法案そのものの意味がなくなり、またよというのを申し上げたいのです。いかがですか。

○高村国務大臣 火の粉が降りかかってくることはできるだけ少ない方がいいと思っていますし、巻き込まれることもできるだけ少ない方がいいと思っています。

ただ、私がこの委員会でも何度も申し上げましたのは、その巻き込まれる危険性、火の粉が降りかかってくる危険性が全く排除されない、そういう可能性があつてもなおかつ、日米安保条約の信頼性を高める方が、その抑止力の効果の方がはるかに大きいということを申し上げてきたわけでありまして。

私は委員がおっしゃることとそんなに変わらないと思いますが、イエスかノーか、オール・オア・ナッシングだと言われると、私はちよつと気が弱いものですからちよつとしり込みをする、こういうことでございまして。

○東(祥)委員 極めて重要なことなんです。国民の皆さん方は、何をやらうとしているのかと。別の言葉で言います。我が国が同盟を結んでおきながら、周辺事態、日本が認定するんですよ、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、内閣閣議で。そのように認定しておきながら、自国だけは紛争に巻き込まれないようにと、ひきよう卑劣に画策して、米軍に基地を供与するだけではかに何も協力しないという中立志向的な態度をとれば、同盟国を裏切ることになってしまふのではないですか。

さきの委員会において、総理大臣は明確に中立的な態度をとらなとおっしゃいました。それは、なぜなら、米軍と同盟を結んでいるからです。もしこのようにならなければ、結果として日米同盟の信頼性は崩壊します。日米安保体制の抑止力が大きく損なわれます。したがって、周辺事態に及んでは、米軍に基地を供与するだけではかにも協力しないという中立的態度をとることができません。それがポイントなんです。

では、そうであるとするならば、今の外務大臣のお話を聞いている限りにおいては、信頼性を損ねないように、米軍に対して協力しようということであれば、いざというときに巻き込まれないように、どうも危ない。この法案の中に戦間地域と非戦間地域で一線が画されるように書いていますが、そういうことはもうあり得ないということとはわかっていてはありませんか。軍事的にも、また現実的にも、ロケットが飛んでくるんですよ。米軍に基地を提供しているというそれ自体でもって、もし周辺で有事が起れば、周辺事態が起れば、その瞬間から日本が巻き込まれるということ、を覚悟しない限り、周辺事態確保法案というのは動かないはずですよ。いかがですか。

○高村国務大臣 根本的には、日本の平和と安全が高まるその確率をどう高めるかということ、でやっているわけでありまして、委員のように割り切つて、オール・オア・ナッシングだ、覚悟した以上はあらゆる場合に、どんなに巻き込まれる危険が高くともということでは必ずしもないんだらうと思ひます。

総理が答弁されたように、不法な侵略を行っている国、それに対して、米軍が国連憲章に基づいて、そして安保条約の目的に向かってやっているときに、私たちは中立の立場をとるといふことはあり得ません。中立の立場をとるといふことは、それは具体的に何をやるかということ、それは具体的に全体の、それによってどれだけの信頼性が高まるのか、あるいはだめになるのか、ということが一方にあるのと同じに、一方では巻き込まれる確率がどれだけの低いのか、あるいはゆるることを総合的に判断してやらなくて、事前にはあらゆる場合こうだと決めておくことは、それはできないことだらうと思ひます。

○東(祥)委員 いや、外務大臣、これは信じられないですね。審議が大詰めを迎えていて、そのことも政府の立場として明確に言えないということ、国民をだますことになるんじゃないですか。僕はこれはびつくりしてしまいますよ。どうい

ふうに説明されるんですか。

今まで、一九五二年、一九六〇年安保条約、極東の平和と安全はアメリカに守ってもらおうと言っていたんですよ。日本はこの段階に至って初めて、米軍が動くとするその支援活動を行おうとしているんですよ。そこには、新しい考え方に基づかない限り、できるはずないじゃないですか。多くの方々は、巻き込まれる、巻き込まれない論理ですと来ているんですよ。巻き込まれない限り武力行使一体にならないという、だれにもわからない論理を振りかざしてやっているんですよ。その決断を政府みずからがしてないということでしょう。

そうであるとするならば、いわゆる周辺事態の定義それ自体がまさにおかしいということになってくるんじゃないですか。周辺事態の定義は、日本の平和と安全に重大な影響を与える、重大な影響を与えるというとはどういうことなのか。六項目出していますよ。現象面だけです。日米安保条約の精神からいけば、極東の平和と安全が脅かされれば、即、日本の平和と安全に直結するということとは、一貫して私たちが言っていることとであります。しかし、それに対して日本は何もできなかったんです。しかし、それをやろうとしているわけです。

では、やる限界というのは何なのかといえ、私たちが直接侵害されていない限り、武力行使はしませんよということでしょう。刀は抜きませんよ、しかし、抜かない限りにおいて米軍と一緒に、ともに協力しますよ、その考え方が確立されていない限り、できるはずないじゃないですか。周辺事態の定義というのは、何回も何回も言われています。日本の平和と安全に重大な影響を与える、しかし、外務大臣のお話を聞いていると、その覚悟をしないんですよ。法律上の体系もちゃんとつくり上げていないわけですから、国民にどのようにして説明するんですか。どのようにして、今まで全くやっていない、米軍の公海上における活動に輸送業務を我々の支援策の一環と

して行うということを説明できるんですか。唯一説明できる方法論は、そのように政府が、あるいは与党がその立場を明確にしない以上、日本がそのまま事態を放置している限り、その事態が日本の平和と安全に直接あるいは間接、脅かされるような事態だと判断しない限り応援することができないということになるじゃないですか。だからおかしいと申し上げているんですよ。

そこまで本場に言うとするならば、基本的な考え方、それに基づく憲法解釈、それもちゃんと新しい判断に基づいて言えない限り、この法案は絶対成立しないと思います。いかがですか。

○高村国務大臣 私は委員の言っていることが全く理解できないので。私は根本的に委員が言っていることと同じだろうと思いますが、ちょっと物事をオール・オア・ナッシングに考え過ぎるのではないかと。

だって、米軍自身が行動する場合だって、危険性を十分考えながら、危険ができるだけ少ないように行動するわけですから、日本が例えば何かお手伝いするに付いても、できるだけ危険性が少ないようにやるというのの当たり前の話でありまして、私たちは、危険がゼロでなくたって、それはゼロということはありませんけれども、それはやる、こう言っているんですから、それなりの覚悟はしているつもりであります。何かやると決めたなら、そこに危険がどんなにあるかなんかというが、全くそれを考慮に入れないでやるなどということは委員もおっしゃっているのではないと思

いますか、まあ委員がおっしゃっていることと私が言っていることは本質的にそんなに違いはないんだけれども、言葉でもってちょっとかなり離れているように聞こえるのではないかと。共産党の委員がうれしそうに笑って見られますけれども、僕はそういうことではないかと思

います。○東(祥)委員 外務大臣、トトロロロに陥っているんじゃないですか。周辺事態というのは、日本の平和と安全に重大な影響を与える事態なんです。日本の平和と安全に重大な影響を与える事態が起

こっているんですよ。そこに米軍が出ていくんですよ。そうでしょう。そして、米軍に対して日本は協力するんですよ。そこに巻き込まれる、巻き込まれないという

ことはないでしようとおっしゃっているんですよ。どうなんですか。

○高村国務大臣 巻き込まれるという言葉の意味もまた広いので、いろいろあると思いますが、我々はそれなりの覚悟をしておりますが、物事をやるについては、常に効果とそれに対する費用、費用というのはお金だけではなくて、その危険性、そういうものをその都度勘案してやる。

そういうことであれば、巻き込まれるという言葉が、ともかく米軍に対してお手伝いすること自体がもう巻き込まれるのだという言葉で言うのであれば、それはそのとおりですよ。だけれども、一般的に使われている巻き込まれるというのは、そのことによって軍事攻撃をされるということに

おいて巻き込まれるということと多くの人たちは言っていますから、私は、そういう言葉で言えば、そういう確率はできるだけ少ないような方法でお手伝いをしましょうということをさっきから申し上げているんです。

○東(祥)委員 外務大臣、おかしいでしょう。米軍に基地を提供しているのです。周辺事態が起こるのです。具体的な名前を出さないで、A国というのが国際法に違反して侵略行為を及ぼすと

する。そしてその瞬間、日本の米軍基地から米軍が飛び立っていくのです。爆撃機が。同盟を結んでいるのです。その瞬間からまさに日本は、米軍に対して基地を提供しているのですから、これは襲われたとしても、これは巻き込まれる可能性

というのではありませんか。

巻き込まれないようにする、しないというのは、では、米軍基地を取っ払い、そういう話ですか。米軍基地を提供しているのです。その瞬間から、巻き込まれる、巻き込まれないという話ではなくて、巻き込まれるという前提で物事を進めない限り、安全保障政策というのは成り立たない

でしようという原則論を私は申し上げているのです。それに対していかがですかと言っているのです。信じられないね。

○高村国務大臣 基地を提供して、我が国から戦闘作戦行動で発進するときは、我が国は、米側の事前協議を受けてノーと言う場合もあるのです。それは安保条約上、きっちりそういうことになっているのです。アメリカが日本に基地を置いている以上、日本から飛び立つときには、日本はすべてイエス、イエスと言うわけではないのです。それは、日本の国益を考えて、そして全体的に、そのことによって何かをするときは、具体的にはそれによって利益を受ける面と不利益を受ける面とを比較考量して決めるんじゃないのは、それは当たり前。同盟国であらうと何がしよう、みずから行う場合だってそうなんです。

米軍自身が行動するときだって、一番効果があつて危険が少ない行動をとるんじゃないのは当たり前前のことなんで、そういうことを全くいざというときに考慮しないで、アメリカが行動し

ちゃったなら、最大限の憲法上許されることを何が何でもすべてやれ、そこへ危険がどんなに予想されてもそのまま輸送船が突っ込んでいけなどということを、そんなことを言っているのではないとは思いますが、私も信じられない気持ちです。

○東(祥)委員 外務大臣は、話の内容をどうかすりかえないでください。私は周辺事態を前提にしているのです。周辺事態という前提のもとで、米軍が日本の在日米軍基地を飛び立っていくことをノーと言うことはあり得るのですか。それが信じられないと申し上げているのです。周辺事態、日本の平和と安全に重大な影響を与える、皆様方の定義ですよ。そこに出ていくわけですよ。

その瞬間から、日本の在日米軍基地を利用して飛び立っていくわけですから、相手国から見れば、国際法違反をする侵略国から見れば、その瞬間から、日本が巻き込まれる、巻き込まれないという話はなくなりますでしようということをお話しているのです。おかしいですか。

○高村國務大臣 日本有事の場合は明確に事前協議の対象になっておりませんから、五条の場合は、そして、周辺事態であろうがなかろうが、極東の、六条に該当する場合には、ノーと言う場合はあります。

それは、日本の平和と安全に重要な影響を与えらる事態であつたら常に米軍が武力行使をしなければいけないとか、するとか、そういうことではないのです。周辺事態が発生していても、まず米側は日本に、本当に有事にならないように、情報収集集だとか警戒監視とか、そういうことを行うことだつてあるので、まさに戦闘作戦行動を米軍が決定したら、周辺事態だつたら初めからノーと言うことはあり得ないということは日本の法体系上なつていない、こういうことを申し上げているのです。

○東(祥)委員 時間が来ましたので、本質的な部分、具体的に詰めの段階に入れないのですけれども、しかし、今のお話を聞いていて、一九五二年の旧安保条約、一九六〇年の新安保条約、そして四十年たった今日、新しい自衛隊の活動を米軍との協力に関して行おうとしているときに、その背景をなす考え方、そしてまたそれを担保する憲法論議、これが全く不足していることに今改めて私は気づきました。

そういう視点から考えていくと、まだまだこれは徹底的な審議をしないと大変なことになつてしまふな、国民は全く理解できないのじゃないのかというふうに私は改めて思つて、この審議をやめさせていただきます。ありがとうございます。

○山崎委員長 これにて東君の質疑は終了いたしました。

次に、若松議員。

○若松委員 若松議員です。公明党・改革クラブを代表して、百分ですの長丁場になると思ひます。この場合には質問側の方が不利になりまして、しっかりとやりたいと思ひますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

質問通告を三十項目ほどしておりますけれども

も、まず最初に、今懸案となつておりますいわゆる基本計画の国会承認等、そういったところを先にやらせていただき、そして、後にユーゴ問題、コソボ情勢等も含めた一般質疑をさせていただきます。最後に、いわゆる極東有事、特に難民問題について議論をさせていただきますと思つております。

まず最初に、基本計画を国会承認とする必要性ですけれども、これは防衛庁長官でしようか、周辺事態安全確保法案、この法案で、周辺事態に際して作成する基本計画の国会承認の必要性については、これまで何度も質疑が行われておりましたが、本委員会での議論もいよいよ終盤に差ししかつてくる状況ですね。改めて政府の見解をお伺ひいたします。

政府は、国会承認をすることに対して、迅速性が損なわれるとして否定的な答弁を繰り返してきましてけれども、ここが大事なんですけれども、周辺事態における自衛隊の活動の中に憲法に違反する可能性のあるもの、言いかえればグレイゾンの活動が含まれていること、及び国民の権利義務に直接かかわることが含まれているという観点から、基本計画を原則国会の事前承認とする必要性があると考えます。

ただし、緊急の場合には、自衛隊法第七十八条のように、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議してその承認を求めることにすれば、いわゆる政府の言うように迅速性が損なわれることもなく、米国の不信や不満を買うことも避けられるのではないかと思ひますが、政府の見解はいかですか。

○野呂田國務大臣 何度も申し上げて恐縮でございますが、私どもがこの法案について、現在のよううに国会に報告ということで御提案申し上げたのは、一つは、今委員もお触れになられたように迅速性の問題があります。またもう一つは、武力の行使に当たらないという問題もあります。もう一つは、国民の権利義務に直接関係しないという問題がありまして、私どもは、こういう三つの活動

の性格について考えますと、国会承認じゃなくても報告でお願い申し上げたいというふうに申し上げてきたところであります。

それからもう一つは、他の法律との均衡論というのが私は当然あるのじゃないかと思ひます。例えば海上警備行動、この間やつた不審船対策の海上警備行動とか、あるいは要請による治安出動のような場合、これは明らかに強制力を持つ行動でありますけれども、国会承認となつております。

私どもがやるこの三つの活動については、そういった何ら強制力を伴うものではないのでありますから、強制力を伴う場合であっても国会の承認を必要としないという点に着目して、その均衡上、国会に対する報告で済むのじゃないかというふうに考えてこの法案を提案しているところでありまして。

しかし、これは今、国会で大きな議論の対象となつているところでありますから、国会で十分御審議いただいて、私どもはその審議の結果については誠実に対応してまいりたい、こういうふうに考えておるところであります。

○若松委員 ぜひ、周辺事態にかかわる戦後初めての法制化という、特に骨幹であります基本計画、おっしゃつたようにすべてがということではないと思ひますけれども、やはり、周辺事態の定義の問題、またそれにかかわる自衛隊の活動、そして憲法九条との関係、非常に微妙な問題が含まれておりますので、私は、どんなことであれこの基本計画につきましても、やはり、原則国会の事前承認を必要としながらも、先ほど言いましたように、緊急対応も含めての二十日以内の事後承認、そういった形での国会承認というものを強く求めたいと思ひます。それに関しましてはもう百回ぐらひは答弁いただきました。きょうぐらひは変わるのかなと思ひましたけれども、変わらませんか。

では、続いて、周辺事態終了後の対応措置の詳細を国会に報告する義務を法案に明記する、これ

につきましても我が党一貫して主張しております。

事態終了後の国会報告の義務の法案明記化ですけれども、三月二十六日のこの委員会、野呂田防衛庁長官は、我が党の委員の質問に対しまして、この前向きの答弁をしております。周辺事態への対応措置の実施を終了する際には、政府として、安全保障会議や閣議を得てその旨を明らかにすること等について検討したい、こう思つてい、こういう閣議決定を得るといふことは、国会にも当然明らかにするといふことにならうと思ひ、そういう方向で検討してみたい、こうおっしゃいました。

PKO法の第七条を見ますと、実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときには、当該国際平和協力業務の実施の結果を遅滞なく国会に報告しなければならないと規定されているわけですね。ですから、この対応措置の詳細の国会報告、これはPKO法でもやつている事実もございまして、本法案の修正を行う必要が当然あるのではないかと。先ほどの野呂田長官の答弁どおり、あるいは政府としても同じ考え方であると私は認識しましたけれども、これは防衛庁長官及び外務大臣ですか、答弁をお願いいたします。

○野呂田國務大臣 周辺事態の対応措置につきましても、国会においてこれを検証したり議論いただくということとは、まことに有意義で大事なことでございまして。したがって、政府としては、対応措置の終了後はもとより実施中であつても、適宜御報告することは、私は当然であると考えております。

ただし、そういうふうに逐次報告をするものでありますから、あえて事後報告を義務づけるには及ばないと考えております。

委員から今、国際平和協力法の事後報告に係る規定の問題について言及されましたが、周辺事態の対応措置は、国際平和のための努力に積極的に寄与するために、他国の領土において一定期間活動を実施する国際平和協力業務とは性格の異なる

ものであると考えております。

いずれにしましても、周辺事態に際しての国会の関与については、国会で十分御審議いただき、その議論を踏まえた上で、政府としては誠実に対応していきたいということを、繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○若松委員 今長官は、PKOは外国で、海外で行われるものだ、こういうことで、今回の周辺事態とは性格が違うということですが、いよいよゆるゆる周辺事態という定義の認定も含めて、この周辺事態というのは、日本本土、我が国に直接重大な影響を及ぼすということで、こちらの方が、国民に、また国会に、周辺事態の認定に至った経緯とかその後の実際にさまざまな活動をした結果として報告する義務はPKO法よりもっと強くなければならないんじゃないか、私はそう考えるんですけれども、それについてはいかがですか。

○野呂田国務大臣 先ほどの繰り返しになりますと思っております。私は、国会においていろいろな検証をやったり議論をするということは大変有意義なことであるから、行為終了後でなくとも、途中であっても、適時国会に報告して、これを御議論いただくということにすべきだということを申し上げました。ですから、国際平和協力法のように、終わったら一遍報告するのと違ひまして、私どもは、途中であっても終わってでも、随時国会に報告して、御議論をいただいて、あるいは検証をしたいということを申し上げているわけで、あえて法律に明文規定を置く必要はない、こういうふうに考えているところであります。

○若松委員 今回のこの基本計画の閣議決定の中にも、捜索救助活動、これは当然場合によっては他国の領海もあり得るわけですね。これはPKOと同じですね。当然その活動の結果というのはやはり報告すべきじゃないかと思っておりますけれども、再度お伺いします。

○野呂田国務大臣 今委員が御所用で私の答弁を聞いてくれなかったから同じ質問になったと思うんですが、私は、これは途中であっても終わって

からも、国会に対しては逐次御報告を申し上げて、御議論いただき検証してもらいたい、そういうことを考えている。平和協力法のように、終わったら一遍報告するというんじゃないで、もっと密接な国会報告をやって御議論いただきたいというふうに申し上げているわけで、あえて明文規定を置かなかったのはそういう意味だということをおし上げておきたいと思っております。

○若松委員 いや、私は、野呂田長官が長官でいる限りは信用します。大事なものは、内閣の性格というものは変わるんですよ。委員長が大臣になった場合に、やはり恐らく運用面は違うと思います。そういうことを言うから、だから法案に明記すべきだということを私はあえて言っているんです。これはぜひ検討してください。どうですか。長官、あと百年ぐらい長官やっていただけるんですか。

○野呂田国務大臣 明晰な若松委員でありますから、国会で私がこういうことを明言するということとは、大変重たい義務を伴う、あるいは責任を伴うものだと思いますから、そこはひとつ御信用いただきしたいと思います。

○若松委員 ちょっと日本人的な情に訴えましたね。これはもうとにかく引き続き検討してください。

外務大臣は今の件についてどうお考えですか。特にPKO法との比較と、先ほどの捜索救助等に関するしまして。

○高村国務大臣 この法案を所管する防衛庁長官と同じように考えております。

○若松委員 残念ながら、期待どおりの答弁でした。

それでは次の日米安保条約の枠内の法案明記ですけれども、これは外務大臣になるのですか。

本法案の第三条ですけれども、後方地域支援につきまして、簡略して言いますと、周辺事態に際して、日米安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対して我が国が実施する活動であると規定しております。このほかには、

第一条の目的にこう書いてあります。我が国周辺の地域における我が国の平和と安全という文言を使って、安保条約との関連を想定させる規定があります。しかし、自衛隊が行う活動と日米安保条約との関係については直接触れておりません。そこで、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動に代表されるような、周辺事態に際して我が国が行う措置、これは新ガイドラインの実効性確保である以上、日米安保条約の目的の枠内の措置であると法案に明記すべきであると考へますけれども、またそうした方が、要らぬ誤解を我が国民及び近隣諸国に与えることにもならないのではないか、何の支障もないと考へますけれども、いかがですか。

○高村国務大臣 今委員も御指摘になりましたように、周辺事態の定義が、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事象ということでありまして、これが安保条約の目的の範囲内であることは疑いのないところだと思っております。そして、この三つの活動とも周辺事態において行われるということでございますから、その三つの活動がいずれも日米安保条約の目的の枠内にあるということも言えるのだらうと思ひまして、私の感覚とすれば、そういう言葉を入れる必要はないのではないかという感じを持っております。

○若松委員 これは、やはり法律というのは、特にこういう周辺事態、何が起きるか分からない状況で、実際に運用面が拡大解釈の危険性をはらんでいるというのは否定できないと思ひます。だからこそ、こういう法律というのは縛る面というのですか、限界というものを、やはり可能な限り、それはほかの法律とダブってもあえて付記すべきものであつて、かつ、その方が法律としては私はすぐれているのではないかと思いますけれども、外務大臣、いかがですか。

○高村国務大臣 繰り返しになって恐縮でございますが、周辺事態の定義として法案の第一条にきっちり書いてあるわけでありまして、それ

で、私もこの委員会、予算委員会、百遍まではいかないかもしませんが目的の範囲内ということとを繰り返して言っております。委員の御指摘だと、おまえ、外務大臣、かわつちゃうだろうという話かもしれませんが、やはり政府の答弁である、個人の答弁ではありませんから、そういったことは重みとして残るといふふうに解していただいているのではないかと思っております。

○若松委員 今回の関係の皆様は大変横の連絡がよかったのですけれども、ちょっと前の内閣はたしか随分いろいろな方がいろいろのことを言っていたような記憶がまだ残っているんですよ。ですから、やはり法律に明記するということをぜひ検討していただきたいと思ひます。

これはまた堂々めぐりになりますので、今度は次の質問に移りたいのですけれども、次は、地方公共団体、民間に対する要請、依頼内容及び補償措置などの法案への明記及びあらかじめマニュアルなどを作成する必要性についてお聞きしたいと思いますけれども、これは防衛庁長官ですか。

国防、外交について、国の専管事項であると政府が主張するのは当然のことであるのですけれども、では、この論法でいきますと、いわゆる非核の神戸方式、これについて、地方公共団体の権限を否定する国が、周辺事態における米軍に対する協力、言いかえれば直接国防、外交に関する協力を自治体に求めて、その判断すらも自治体の長に任せることは矛盾すると思ひます。

そうしますと、自治体や民間に対しては、協力を要請、依頼するのではなくて、強制力を持って行わしめるとした方が、国防、外交に関しては国の権限で行うという態度に一貫性を持たせることになると思ひますので、その方がいいのではないかと考へ方もありますけれども、そうできないところには政府の立場の苦慮もあると思ひます。また、そのものがこの法案に問題点が存在する、こういうことだと思ひます。

それでは、この地方公共団体とか民間、これが

周辺事態の際に抱える危惧、これを緩和するため、事前に例えは要請、依頼の内容とか補償措置などについて、これはやはり法案に明記をして、もしくはあわせてマニュアルなどを作成することが必要と考えますけれども、いかがですか。

○伊藤（康）政府委員 法案の九条で求めたり、あるいは依頼したりする協力の内容につきましても、は、あらゆるその項目につきましてもあらかじめ具体的に確定することは困難であるということが一つでございまして、また、その現行法令の枠内でその可能な協力を求める、あるいはまた依頼するということとでございまして、現行の法令を超える新たな対応を要請するものではないというふうな事情がございまして。

したがって、その内容そのものの、具体的な内容につきましては、基本計画という段階におきまして、その協力の種類、内容、あるいはまたしばしば御議論いただいておりますような安全配慮といったような重要事項について記載するというところに法案はなっております。また、そのような対応しきれないのではないかというふうな思っております。

ただ、これまでもいろいろ御議論がございまして、私どもとしましては、できるだけ一般的な協力の内容につきましては、地方公共団体あるいは民間の方におわかりいただけるような、マニュアルと呼んでよろしいのかどうかともかくといたしまして、そういう説明資料というふうなものをつくりにまして、それぞれの関係者に配付するなりいたしたいというふうには考えておる次第でござい

ます。

○若松委員 これはできれば法案に明記していただきたいのですけれども、とにかく最低、マニュアルは作成して、かつそれを当然、自治体の意見等も聞いて、いざというときに、地方公共団体だけではなくて民間も当然関係するわけですから、そういう心配のないような形に、やはりパッケージとしての事前準備をしつかり、特にマニュアル作成を中心にしていただきたい。あわせて、この

法案への明記も再度要求して、次の質問に移ります。

それでは、船舶検査活動の要件を国連安保理決議とする必要性、これについて今非常に、いよいよという感じもするわけですが、船舶検査活動について、この法案では、もう何度も繰り返して議論になっておりますけれども、国連安保理決議を要件としております。これが一部の報道で、自民、自由両党は、国連安保理決議にかえて、条約その他の国際約束及び確立された国際法規に変更することと合意した、こんな記事も見ました。また、たけさも、何か自公で決まったとか、これは完全に誤報のようではございます。これについては大変重要な関心事項になっております。

これについて、政府も何か是認するように、特に高村外務大臣ですけれども、外務大臣の答弁としてこう言っているのです。国連安保理決議に基づいて経済制裁の実効性を確保するために行われる船舶検査活動については、国連加盟国は自国を旗国とする船舶に対する検査を受忍しなければならぬ、したがって、この場合は、旗国の同意を別途得ることなく検査を行うことができ、国連加盟国全体を対象とした船舶検査活動が行い得る、こう言っているのですけれども、その後にも、同じ外務大臣がこう言っております。

すべての国の船舶を船舶検査するということがあれば、これは国連安保理決議のようなものが必要になってくるだろう、ただし、幾つかの国が話し合って、我々はお互いに自分たちの国の船舶を検査し合うことを認めようではないか、こういうことは一つの選択肢としてはあるのではないかと、こう、ちよっとトーンが変化してきまして。

それで、最近では国連安保理決議、条約その他の国際約束及び確立された国際法規、こういう切り口で、この修正案ですが、与野党間で協議されておりますけれども、ここが大事なのですけれども、多国籍による取り決めに基いて行うこの船舶検査活動は国際社会の信認を得ているとは考えられない、いわゆる当事者間の単なる取り決めは

決して国際社会の信認を得ているとは思えない、私はこう思うのです。そうした場合に、こういう形で、一部の国の取り決めでいわゆる国際社会の信認を得ているということであれば、当然アジアの近隣諸国は反発すると思っております。

というところで、そういう形をやりましますと、我が国に対して無用な疑念を抱かせて、結局、特に近隣諸国への外交関係が悪化する、こういう悪影響が予想されますので、私は、船舶検査活動の要件はこれは絶対に国連決議のみでとすべきである、これしか考えられないのですけれども、いかがですか。

○高村外務大臣 私の答弁を二回引いて、変わってきたとおっしゃられると、私は大変心外であります。

今委員が指摘された最初の答弁を、私は思い出しながらかいておりましたが、すべての国に受忍義務を負わせるような、すべての国の船舶に船舶検査をするような場合には国連決議が必要であるというところについては、私は今でも一貫して変わっていないわけでありまして。

二回目の答弁については、そのことを申し上げたかどうかはわかりませんが、恐らく申し上げた上でつけ加えたのではないかとと思いますが、旗国主義という点をクリアするために、お互いが納得し合ってやらせるということにはそれはあります。私は積極的にそれがいいということをやったわけではなくて、選択肢の一つとしてあり得ますね、こういうことを申し上げたわけでありまして。

もう一度全体について申し上げますと、周辺事態安全確保法案における船舶検査活動は、国連安保理決議に基づき行われる活動であります。あえて国際法の観点から船舶検査活動と旗国主義との関係を申し上げれば、以下のとおりでございます。

船舶検査活動を実施する際に、船舶の検査を要請する国連安保理決議があれば、国連憲章第二十条により国連加盟国は自国の船舶が検査を受けることを受忍しなければなりません。したがって、

て、その場合には、旗国の同意を改めて確認することなく、公海上において他国の船舶を検査することができま

他方、国連安保理決議がない場合であっても、関係国間の合意に基づきそれらの国を旗国とする船舶について船舶検査を行うのであれば、旗国主義との関係で問題が生ずることはありません。この場合、当該合意の当事国以外の国を旗国とする船舶については、当該国の同意を得ることなく船舶検査を行うことはできません。これらの国から反発を受けるのじゃないかということでありましたが、できないのですから、しないのですから、余り反発を受けることもないのかなという気はいたします。

それから、周辺事態安全確保法案における船舶検査活動については、このような法的問題及びこれまでの船舶検査の実績等を総合的に勘案の上、旗国主義の原則との関係から、国連安保理決議を前提とすることとしたわけでございます。

なお、周辺事態に際し、我が国は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態の速やかな收拾に日米間の協力のもとで努めていくことになります。その際に、船舶検査活動を初めとする我が国が行う種々の活動に対し周辺国の理解を得ていくことは、委員が御指摘のように、極めて重要だと思っております。

いずれにいたしましても、政府としては、国会において十分の議論を尽くしていただいた上で、周辺事態安全確保法案等が国会での審議を得て早期に成立または承認されることを強く期待しております。

○若松委員 ということで、いわゆる周辺事態が起きた場合の船舶検査活動、これについて、では本当に船舶検査を必要とする国は、要は、その同意が得られていない国なのですよ。結局、あなたの国の、旗国の船舶は検査しますとお互いに合意した国同士の船舶は当然検査できるわけですから、これは問題ない。

大事なのは、周辺事態におきまして、その合意

の外にいる国に対しての検査、要はこれをどうするかということ、当然そういう合意がないところの国、旗国に対する船舶を検査するの何が必要かという、やはり国連安保理決議なので、それを当然のごとく法案に明記しなくちゃいけないし、私は、この安保理決議が、基本的に周辺事態に本来必要とする船舶に対する検査、これが行われなければならない、そう考えるのです。言っていることわかりますか。どうですか。いかがですか。

○高村国務大臣 政府の立場は、国連決議を入れるということであり、まさに委員と同じ立場にあるわけであり、同じ立場にあるわけであり、その船舶検査をしたい船というのは、お互い国同士で合意ができない国の船だと言いつけるかどうかは、私は、それはちょっとわからないだろうと思います。国同士は非常に理解があっても、その中の個々の船がどこかの国に持つていても、それは困るものを選んで、いろいろことはあり得ることなので、ですから、その修正をするのかしないのかというのは、現実には、のくらしいことがあり得るかどうかという政治的判断に基づいて、するとか、そんな場合はほとんどないよということになるのか、そういう判断なのかと思っておりますが、政府としては、今出している国連決議が必要だという立場でございます。

○若松委員 あえてそう断言しているわけですから、これ以上質問はしませんけれども。

それでは、きょうは一般質問ですから、ちょっと具体例というか、具体例に過ぎるとまた答えてくれませんか、一つのおおらかな想定ということでお答えいただきたいんですけれども、北朝鮮兵士が武器で反抗した場合、北朝鮮兵士への対処措置についてお聞きしたいんです。これは質問通告の十八番に書いてあります。

いわゆる後方地域搜索救助活動、これは、あえて言わせていただきますと、「周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者に

ついて、その搜索又は救助を行う」ことであるというところで、この後方地域搜索救助活動は人道的な活動であるということから、その対象者は米兵に限られたものではない、恐らくそういうことだと思えます。

そして、朝鮮半島有事を想定した場合、戦闘参加者ではない対米協力をする我が国の民間人、または、朝鮮半島で活躍する国連軍兵士、あわせて北朝鮮兵士も対象になるとした政府は答弁されています。

それで、この救助の際、万が一北朝鮮兵士が、一度救助するという形なんですけれども、いざやってみると、武器で反抗するというのも当然想定するわけで、その場合の自衛隊の対処措置といたしましては、例えばすぐに撤退するとか、もしくは自衛措置として武力を行使する等、幾つかの選択肢があると思うんですね。

場合によっては、自衛隊は手に負えないというところで、その事実を米軍に通報するということが考えられますけれども、こういう、北朝鮮兵士が、いわゆる救助ということでやっただけでも、結果的に反抗して攻撃してきた、そうした場合にはどのように対処されますか。これは防衛庁長官ですか。

○野呂田国務大臣 後方地域搜索救助活動の救助の対象者は、戦闘行為によって遭難した救助を要する遭難者でありまして、これは米兵に限るものではないと思いません。

そういう場合に、仮に米兵と戦った相手国が武器で反抗するといったような委員の設例が今ありました、そういうことは本当は予想されないんですけれども、仮にそういうこととなった場合は、この後方地域搜索救助活動は本人の意思に反してまで行う活動ではありませんから、仮に米軍の交戦相手国の要員が武器の使用により我が国の救助を拒む場合には、救助を中止することになると思えます。

また、そういうときに反抗してくると、救助に当たった自衛隊員の生命、身体を守る必要があり

ますが、そういう場合は、法案十一條に規定する要件に該当する場合は、職務に従事する者の生命または身体を防護するため、同条に基づき、武器を使用することとなります。

さらにまた、委員が今申されたとおり、遭難者の救助を中止し、その旨を米軍に通報するか否かという御質問がありました、それはそのときそのときに我が国が主體的に判断することとなるわけでありまして、通報を義務づけられているわけではないと思えます。

○若松委員 では、そのときそのときということですので、米軍への通報というのは、要は否定もしない、肯定もしないということ、裏を返せば、否定もしているし肯定もしている、そういうことですね。

そうしますと、では、米軍への通報は否定してないわけですから、万が一その状況に応じて必要と認めて米軍に通報した場合、やはり米軍というのは軍隊ですから、日本の自衛隊とは違いますが、すぐに武力行使の補助というのですか、これにつながる可能性が大だと思いませんか。

そうすると、日本の政府の判断によって米軍に通報した、それによって米軍がその反抗する北朝鮮兵士に対して武力行使を行う、これは、いわゆる憲法上ちょっと問題があるんじゃないかと考えるわけですが、それについてはいかがですか、防衛庁長官。

○野呂田国務大臣 仮にこの情報を米軍に通報したとしても、日米安保体制下においては、日米が平素から軍事情報を含め相互に必要な情報交換を行うことは当然のことです。このような一般的な情報交換の一環として米軍へ情報を提供することは、それ自体、実力の行使に当たるものではないと考えます。したがって、憲法第九条との関係で問題を生ずるおそれはないと考えております。

○若松委員 では、通知で、たまたま結果としての米軍の武力行使は、日本が言う武力行使にはならない、そういう見解ですね。これはまた党に

よっていろいろと御意見が違ふと思うんですけれども、一応説明を聞いて、次の質問に移ります。次に、今度は機雷の話ですけれども、北朝鮮が日本海に敷設する機雷への対処なんです。

これも、三月十八日のこの委員会、ちょうど我が党の遠藤議員の質問に対して、野呂田防衛庁長官がこういふふうにご答弁しております。

我が国に対する武力攻撃の一環として機雷が敷設されていると認められる場合は、我が国領海はもとより、公海においても、自衛隊法七十六条による防衛出動により機雷の除去は可能だと考えております。

また他方、この機雷が武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められる場合には、当該機雷は海上における危険な妨害物になつていてと考えられることから、我が国領海はもとより、公海であっても、我が国船舶の航行の安全確保のために必要な場合には、一種の警察活動として、自衛隊法九十九条により機雷の除去は可能である。

こういうふうにご答弁されております。同じく、柳澤政府委員はこういふふうにも答弁しております。「従来から、武力攻撃の一環として敷設された機雷、特に他国に対する武力攻撃の一環として敷設されている機雷を除去することは、これは機雷を敷設した国に対する武力行使になるということ」から、「それは憲法上できない」と考えている、こう答弁されております。非常に、どちらかというと慎重的です。

まず、防衛庁長官、この機雷の敷設に対してどうお考えですか。

○野呂田国務大臣 今委員が申されたことは、私も答弁を重ねていることと大体符節すると思えますが、一般に、我が国に対する武力攻撃の一環として機雷が敷設されたことを憲法上問題はない、この機雷の除去を行うことは憲法上問題はない。自衛隊法七十六条の防衛出動により可能であります。

他方、他国に対する武力攻撃の一環として機雷が敷設され、我が国は対象となっていないと認められる場合には、かかる機雷の除去を行うことは憲法上許されないと思います。

また、武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められる機雷は、海上における危険な妨害物になり得ると考えられることから、我が国領海はもとより、公海上においても、我が国船舶の航行の安全確保のために必要な場合には、一種の警察活動として、自衛隊法第九十九条により機雷の除去が可能である、こういうふうでありまして、先ほど委員から御質問、御指摘があったとおりであります。

これらの機雷の判別につきましては、当該機雷の敷設海域とか戦況全般の状況とかあるいは周囲の国際情勢といった各種の要素を総合的に勘案して、基本的に、今言った機雷の三つのタイプの識別につきましては、そういうことによつて可能だと思ひます。

いずれにしても、具体的な事態に応じて、慎重に判断していく必要があると考えております。

○若松委員 敷設されている機雷が、米軍に対するものか、また米軍を支援する我が国に対するものか、当然、わざわざ機雷に目的が書いてあるわけじゃありませんから、わからないわけですね。ということでは、先ほど言いましたように、その状況等を勘案して機雷の取り扱いを決めるというところですけれども、そういう機雷に対する一つの方針というのは基本計画に含めるのですか。これについてはいかがですか。

そういう位置づけで基本計画に盛り込まれることもあるかと思っております。

○若松委員 これもぜひ基本計画に入れていただくという、やはりそれが筋だと思ひます。

○柳澤政府委員 先ほど大臣が御答弁したとおりであります。要は、いろいろな状況をお互いにシェアするということ意味で、米軍と自衛隊との間で行われている情報の交換が行われるわけでありまして、以前の答弁で引用させていただければ、いわゆる何度何分に向かつて撃つというふうなたぐいのもの、それをあえて一種の情報であるとするれば、そういうものは憲法上疑義があるということでありまして、こういふ先生が挙げられたようなケースについては、まさに、そういう状況があるということをお互いに情報交換してシェアするということとありますから、大臣申し上げたとおり、特に憲法上問題があるとは考えておりません。

○若松委員 それでは、日韓関係についての質問に移ります。

○若松委員 敷設されている機雷が、米軍に対するものか、また米軍を支援する我が国に対するものか、当然、わざわざ機雷に目的が書いてあるわけじゃありませんから、わからないわけですね。ということでは、先ほど言いましたように、その状況等を勘案して機雷の取り扱いを決めるというところですけれども、そういう機雷に対する一つの方針というのは基本計画に含めるのですか。これについてはいかがですか。

そういうことで、一般国際法で言う公海であれば、この括弧書きというのですか、これが何か不要ではないか。かえって、あることによつて難しくなつたというところで、本来ですと、この括弧書きは、領海に遠くかそういう簡単な言葉で記載すればいいんじゃないか、そう思うのです。

○高村国務大臣 排他的経済水域という概念は、国連海洋法条約の締結に伴い我が国に導入された比較的新しい概念でございます。

○若松委員 あえて誤解のなきように特別ということ、ぜひその特別の配慮で国会報告の義務化を法案に明記したかったのです。やはりそうやった方がいい法律になると思ひます。外務大臣、まだ時間がありますから、ぜひ引き続き検討してください。

○若松委員 飛んで誤解のなきように特別ということ、ぜひその特別の配慮で国会報告の義務化を法案に明記したかったのです。やはりそうやった方がいい法律になると思ひます。外務大臣、まだ時間がありますから、ぜひ引き続き検討してください。

○若松委員 飛んで誤解のなきように特別ということ、ぜひその特別の配慮で国会報告の義務化を法案に明記したかったのです。やはりそうやった方がいい法律になると思ひます。外務大臣、まだ時間がありますから、ぜひ引き続き検討してください。

助活動または船舶検査活動や米軍に対する後方地域支援を行うことは何の支障もないと考えますけれども、いかがですか。

○高村国務大臣 周辺事態安全確保法案に規定される後方地域捜索救助活動、船舶検査活動及び後方地域支援は、いずれも、基本的には、我が国領域及び排他的経済水域を含む公海上で実施されることが想定されている活動でございます。

○若松委員 固有の領土で、本来はいろいろと、基本的には何も支障もないんだけど、やはり注意を払わなくちゃいけないということですね。

○若松委員 飛んで誤解のなきように特別ということ、ぜひその特別の配慮で国会報告の義務化を法案に明記したかったのです。やはりそうやった方がいい法律になると思ひます。外務大臣、まだ時間がありますから、ぜひ引き続き検討してください。

○若松委員 飛んで誤解のなきように特別ということ、ぜひその特別の配慮で国会報告の義務化を法案に明記したかったのです。やはりそうやった方がいい法律になると思ひます。外務大臣、まだ時間がありますから、ぜひ引き続き検討してください。

に限らずに、それ以上に日韓間の協調も大変必要になると当然考えます。

○高村国務大臣 委員御指摘のとおり、昨年十月の金大中大統領の訪日におきまして、日韓両国は、過去を克服し、二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップの構築に合意をしたわけでございます。今後は、同訪日の際に宣言された日韓共同宣言と行動計画の具体化を通じて、日韓関係をさらに高い次元の友好関係へと発展させていきたいと考えます。

政府といたしましては、日韓共同宣言にもうたわれていとおき、両国間の協力を効果的に進めていく上での基礎は、政府間交流にとどまらない両国民の深い相互理解と多様な交流にあると認識しており、先般の小沢総理の訪韓の際の日韓首脳会談におきましても、若い世代の交流のさらなる推進、日韓文化交流会議の早期発足、ワールドカップ共同開催を契機とする文化交流事業の推進における協力をを行うことで日韓双方の意見が一致したところがございます。

政府といたしましては、今後ともこうした諸努力を通じて、両国民の相互理解を深めるよう努力してまいりたいと考えております。

○若松委員 これは極めて現場レベルというか、私も海外にいましたので、イメージレーション等で、ビザの延長とか、ホームオフィスというんですかね、ビザ関係をやる事務所で結構長時間待たされたとか、かなり不愉快な思いをしたわけ

すけれども、日本でもよく韓国の方から、いわゆる就労ビザじゃなくて旅行ビザで延長し、それで、いわゆる不法就労というんですか不法滞在、それに對して、結構韓国の方が、日本は経済大国なのにこれに對してかなり厳し過ぎる、運用面ももっと寛容に、さらにその受け入れの枠もふやすべきではないか、そんな意見を私もかなり受けるわけですね。例えばこういうこと一つとっても、何らかの検討をすべきではないか、そういうものが日韓の本当に国民レベルでの理解にもなっていくのではないかと、今ちょっと質問しながら、何度か御指摘いただいた私の経験から照らしあわせてお聞きしたいんですけれども、それについてはいかがですか。

○高村国務大臣 二〇〇二年ワールドカップを共催いたしますが、それに向けて、両国の専門家同士で共同委員会をつくりまして、人が行き来しやすくなるためにはどうしたらいいのかという、ビザの点等も含めて、今、検討を行っているところでございます。

これは、ワールドカップに向けて、こういうこととありますが、そういう検討をして、そしてワールドカップに向けて多くの人が行き来する、そういう結果も将来に生かしていくことも一つの選択肢としてあるのかなというのを思っておりますし、ともかく、現時点では、ワールドカップに向けてということに、一応の目的、切っておりますが、そういう専門家同士の話し合いをこの三月から進めたところでございます。

○若松委員 ワールドサッカーという目先の問題ではなくて、せっかくこういう委員会を通じて検討しているわけですから、もし入国条件とか滞在期間とか緩和することによって、先ほどの民間レベルでの日韓の交流がなされ、その結果、北東アジアのいわゆる周辺事態に對してのさまざまな我が国の行為に對してスムーズにいくような土壌形成につながるれば、私はぜひ検討していただきたい、そのように要望して、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと観点が変わりますけれども、旧ユーゴと、まだ時間がありますので、インド、パキスタンのミサイル競争、これについて質問をいたします。

通告の一番ですけれども、まず、対ユーゴ空爆戦費の支援要請時の対応ですけれども、これは外務大臣ですか。

三月二十四日に始まりましたユーゴスラビアに對するNATO軍の空爆、これについて、高村外務大臣、談話を発表いたしました。その談話は、この空爆に際して、武力行使を容認する国連安保理決議がないため、武力行使に至った事情に理解を示すという、昨年十二月のイラク空爆時の明確な支持よりも緩やかな支持にとどまっております。

この空爆に関して、ある民間の試算によりまして、一日当たり米軍だけで四十億、NATO全体では六十億以上の戦費を要していると言われていたところ、四月十九日、米国の行政管理予算局、これがこれまでの戦費が約十億ドルに達したことを発表して、クリントン大統領も、長期化する空爆で非常に巨額になった戦費を緊急に追加調達しよう、そういう必要性が出てきたということ、六十億ドルを超える緊急補正予算を議会に提出いたしました。さらに、イギリス等も含めて、他のNATO諸国からも大幅な補正予算が必要になるという声が上がっております。NATO加盟国の負担もかなり重くのしかかっているという状況で、人道的介入という名目でアメリカ等から何らかの財政支援要請があった場合に、我が国としてどう対応されますか。

○高村国務大臣 少なくとも現時点で、ユーゴ空爆に對する財政支援要請はないわけでありまして、日本国政府としては、この空爆に對する財政支援をするつもりはございません。

○若松委員 そうしますと、空爆じゃ、ない。いろいろな名目があるわけですから、いずれにしても、どんな名目であれ、今回のユーゴに關して、NATO軍に關する何らかの支援の要

請、例えば、御存じのあの湾岸戦争のときの一兆三千六百億、これは多国籍軍でしたけれども、最終的に国連決議があったわけですね。今回、NATOの介入ですけれども、先ほどの空爆以外の、例えば人道的名目での要請、そういうものがあった場合に、これは国連決議がなければ一切応じない、私はそういう態度を明確にすべきだと思っておりますけれども、それでよろしいのですか。

○高村国務大臣 空爆のための財政支援は行わないと言ったら、何らかの名目で、こうおっしゃるわけでありまして、私たちが考えている支援は、難民支援、難民周辺国支援、そしてこの問題が平和的に、平和的にだかどうかはともかく、解決した後でのコンボの復興支援、そういうことは考えておりますが、戦費についての財政支援ということとは考えておりません。

○若松委員 ぜひやはり難民支援、いわゆるUNHCRとかそういったところに対しては、当然国連組織ですから私は積極的にやるべきだと思いますけれども、それ以外のものについては今おっしゃった原則論というのを非常に重視していただきたいというのをあえて確認して、次の質問に移ります。

それでは、ミサイル発射実験を行ったインド、パキスタンへの対処ということで、今、世界の安全保障にかかわる非常に重要な問題ということ、インド、パキスタンによる弾道ミサイルの発射実験がございまして。

四月十一日ですか、ちょうど十一日前ですけれども、インドが二キロを超える射程距離を持つアグニ二号の発射実験に成功して、これに對抗してパキスタンが十四日及び十五日に、ガウリ二号及びシャヒーンの発射実験を行った。そういうことで、実質的な核保有国となった両国として、核兵器を所有するのみならず、その運搬手段であるミサイルの発射実験が必要と考えたということ、これは北朝鮮にも同じ危惧がされるわけですから、それで、パキスタンが実験を強行した理由に

は、インドに対抗せよとの国内世論もあったと思
うのですけれども、その背景を見ると、国際機関
の経済制裁が実質的に解除されているのです。
それで経済が最悪の危機を脱した、こういう安堵
感があって、さらに、米国の新に制裁はしない
のではないかと、そんな判断も働いて今回の発射実
験ということになったと理解されます。

ですから、いずれにしても昨年五月の両国の核
実験の構図をそのまま引きするような愚行になら
ないように、やはり我が国政府としても人道的な
ものを除き両国に対してのODAを、今は停止し
ているわけですが、今回残念ながら核兵器
の運搬手段の開発、これは新たな事態だと思いま
すので、それに対して政府としてどう対処するの
か。どのようにお考えですか。

○高村国務大臣 先般のインド及びパキスタンに
よる弾道ミサイル発射実験は、地域の平和と安定
を阻害するおそれがあるものとして極めて遺憾で
ありまして、我が国は、これらのミサイル発射実
験がインド、パキスタン間の緊張を高め、地域の
核兵器及びミサイル開発競争を激化させないよう
強く望んでいる旨の外務報道官談話を発出すると
ともに、在京の両国大使館を通じて、こうした我が
国の立場を両国政府へ伝達するよう強く申し入れ
を行いました。

また、我が国としては、昨年五月の核実験を受
け、両国に対し新規の円借款の停止及び新規の無
償資金協力の原則停止等の措置を講じており、こ
れらの措置を引き続き維持するとともに、今後一
層強力に、両国の核及びミサイル開発を自制する
よう働きかけていく考えでございます。

○若松委員 そうすると、昨年の五月の核実験以
降、我が国のODAの無償の停止ということでは、
我が国のいわゆる中止してきた支援、これは状況
は変わっていないということですね。

○高村国務大臣 両国に対し新規の円借款の停止
及び新規の無償資金協力の原則停止ということ
は、変わっていないわけでありまして、
ただ、パキスタンにつきまして、核不拡散分野

で一定の明確なコミットメントが得られたことと
極めて経済困難があるということ、緊急避難的
にIMFプログラム支援に必要な国際金融機関の
融資に限り支持を表明している、こういうことは
ありますが、原則的に、新規の円借款、新規の無
償資金の停止という措置は継続しているわけでござ
います。

○若松委員 なかなか難しいですね、現実には。
それでは、ちょっと観点を変えて、ODA停
止、また国際機関による経済制裁の復活の必要性
並びにその他の実効性を伴う制裁手段という観点
から、また外務大臣にお聞きしたいのです。

インドがミサイル発射実験を行った理由とし
て、インド人民党連立政権からの有力与党の離反
の動きに対して、国内の結束をねらうための手段
の一つであったとも見られていますが、これは常
套手段ですけれども、アンナ・ドラビダ進歩同
盟、これが十四日に与党から離脱したことにより
まして、政権は少数与党に転落してその目的を果
たせなかったんですね。十七日に行われた連立政
権に対する信任案は否決されて、パジバイ政権が
崩壊して、核兵器とその運搬手段であるミサイル
保有という負の遺産を残すことになったという、
非常に不安定な状況になっております。

ここで懸念されるのがCTBTへの署名問題で
すけれども、次期政権を託される国民会議派内では
この問題に関して賛否が分かれているんですね。
場合によっては議会の解散もあり得ると取り
ざたされておまして、今後の帰趨によっては国
際社会が要請しているこの問題が先送りされるこ
とは避けられない、こういう見通しが妥当ではな
いかと思います。

そうしますと、先ほどCTBTに対して一定の
コミットメントの語がありましたけれども、イン
ド、パキスタンにCTBTへの署名を迫るため
に、我が国としては、少なくとも当然ODAの引
き止めの停止は、これは今でもやっているわけ
ですけれども、先ほど国際機関、IMFですか、
ちょっとやったということですが、国際機

関に対してインドへの経済制裁の厳格な継続とか
パキスタンへの制裁の復活、これをやはり日本政
府として正式に要請すべきではないか。また、必
要に応じてその他の実効性を伴う制裁手段、これ
もやはりやるべきではないかと思えますけれども、
政府としてどうお考えですか。

○高村国務大臣 我が国は、昨年五月の印パによ
る核実験を受け、両国に対し新規円借款の停
止、新規無償資金協力の原則停止、国際開発金融
機関による融資に慎重に対応するといった厳しい
措置を講じたわけでございます。

先ほど申し述べましたように、その後パキス
タンにおいて核不拡散分野での一定の明確なコ
ミットメントが得られたことを踏まえ、パキスタ
ンの直面する経済的困難を考慮し、緊急避難的に
IMFプログラム支援に必要な国際金融機関の融
資に限り支持を表明しておりますが、いずれにせ
よ、我が国としては、G8を含む国際社会と緊密
に連携しつつ、印パ両国に対しCTBTへの署
名、批准を初めとする、国際社会が両国に求める
核不拡散上の諸項目につき前進を見せるよう、粘
り強く効果的な形で働きかけを続けていく考え
でございます。

このIMFプログラムの緊急避難的措置という
のは、これはまさに経済が崩壊してしまうという
ようなところで、非常に悩み多い選択でありまし
たが、そういうことをしたわけでありまして、私た
ち、粘り強く効果的な形で働きかけを続けてい
く考えでございます。

○若松委員 外務省公館、大使館は今どうなっ
ているのですか、この二国間に関しては、例えば館
員の家族の待機とか、制裁に準ずるようなやり
何らかのアクションをとるべきじゃないんです
か。結局、従来のそういうやり方ですと、何にも
日本としてのいわゆるインパクトもないし、結
局、日本が幾ら言っても平和造成には至らない。
何かそんな繰り返しのような、大変残念なんです
ね。高村外務大臣、どうお考えですか。

○高村国務大臣 大変残念であるというのは、委
員と全く同じように残念でございますが、我が国
一国だけが、幾ら経済大国であるからといって、
我が国の意思で差しとめられるという話ではなく
て、やはり国際社会と広く協力しながらみんなの
力で、どっちの選択をした方が結局国にとって利
益があるのかということを示すことによって、逆
に国際社会の期待に反すれば不利益があるとい
うこともしなければいけないわけでありまして、そ
ういうことをしているわけでありまして、私たち
はこのことについては粘り強く働きかけていき
たい、こういうことを申し上げているわけでござ
います。

○若松委員 これは繰り返しても、国内でこうい
う話をもてもしようがないんで、とにかく、ア
ジアの我が国のリーダーシップ発揮ということ
は、口で言うんですけれども、やはり限界を感じ
ますね。

これはちょっとときよりの趣旨とは違いますが
で、違う質問に移らせていただきます。

それでは、野田自治大臣が来られましたので、
難民問題についてちょっと質問をさせていただきます。

質問通告の二十三番ですけれども、大量の難民
が我が国に流入した場合の対応措置ということ
で、朝鮮半島有事における周辺事態ではどれだけ
の難民が我が国に流入してくるか、想像もでき
ないんですね。それとも、韓国、北朝鮮の両国か
ら流入することも当然想定されるわけですか。

ということで、一般的には、インドシナ難民の
数をはるかに超えることは容易に想像できます
ね。北朝鮮からだけでも大体十万人が見込める場
合もあるという説もありますし、当然そのときに
我が国の受け入れ態勢として考慮しなければなら
ないのは、まず負傷者に対する医療、検疫、入国
管理、韓国、北朝鮮の人々を隔離した形での収容
施設の確保あるいは建設、周辺住民の不安への対
処、警備、避難民の収容期間、その後の処置、す
なわち本国あるいは他国への送致等。ちょうど長

崎の大村、あそこにも難民キャンプ、私も視察に行つてまいりましたけれども、大変なことだと思ひます。

この周辺事態法案にはこれらの配慮、対策が全くと言っていいほど触れられていないんですね。ですから、こういう話を、まずちょっと、これは官房長官と自治大臣ですか、やはり何らかの対処をすべきだと思ふんですね。できたらこの法律に難民に対しての、当然周辺事態ということも難民の要件が入っているわけですから、何らかの施策を講ずるとかこの法案に入れ込むべきではないかと思ふんですね。まず官房長官としてはどうなんですか。

○野中国務大臣 委員十分御承知のとおり、今御審議をいただいておりますこの法案は特定の事態を念頭に置いておるわけでございせんので、ある意味において仮定の御質問にお答えすることは困難であるというように申し上げなければならぬと思ふわけでございます。

ただ、一般論といたしまして申し上げれば、周辺事態に際しまして、委員が今お話のございましたように、避難民の救援とか輸送等の対応が必要となることは想定をされるわけでございまして、それにつきましては、現行の法令であります、例えば出入国管理及び難民認定法、あるいは海上保安庁法、検疫法、家畜伝染病予防法、警察法、関税法、自衛隊法等々で、現行法令で対応することができるとは思ふので、この法案に新たな規定を設けることはしなかつたわけでございします。

ただ、内閣全体といたしましては、対応する必要があると考えられる場合におきましては、その対応につきましても漏れなきを期すのは当然でございします。法案の第四條第二項六号等に基づきまして基本計画に織り込むことになるわけでございします。

また、大量の難民対策に對しましては、緊急事態に對する対応策といたしまして、関係省庁が共同で検討を行う作業グループを設置いたしました。

て、政府全体としての対処の手順等につきまして整理を行つておるところでございます。

○若松委員 そうしますと、この難民、例えば数万人単位、これは我が国はまだ経験したことがないわけですから、万が一なつた場合にはどの組織が、だれが核になつて、中心になつてさまざまな問題を処理していくんですか。当然基本計画に盛り込むというところでございしても、ここにどここの機構とか何々室とか、そういったところが明記されるんですか、それについてはいかがですか。

○伊藤(憲)政府委員 ただいま官房長官からもお話ございましたように、特定のこれというわけではございせんが、一般的に、大量避難民というものがもし発生した場合ということにつきましては、緊急事態対応策の一つといたしましていろいろ検討を行つておるところでございます。

基本的には、出入国管理という問題を扱つております法務省が主体となると思ひますが、もちろんそれだけではなくて、関係各省庁いろいろ協力をして合はしまして、先ほど先生御指摘のような救護というのでもございしますし、あるいはまた上陸手続ですとか、あるいはまたスクリーニングと呼んでおりますけれどもそれぞれの避難民をいろいろ分けていくとか、上陸させる者あるいは本國へ帰すべき者、そういったものを分けていくというのをスクリーニングと申しておりますけれども、そういった手続をとつていくことにならうと思ひます。

それらにつきましては、当然、周辺事態の中でそういうことが予想されるという場合には、基本計画の中でそれぞれ関係省庁が行うべき主要な事項を明示していくということにならうと思ひます。

○若松委員 それでは自治大臣に確認したいんですけれども、先ほど野中官房長官も、基本的には現在の法律をベースに行つていながらも、やはり大変重要な、重大な事態ですから基本計画にも盛り込むということですね。各自自治体かなり心配している面もあると思ひますので、現在の

法律でこういう大量難民があつた場合に、また人員とか予算等で対処できるのか等については自治大臣としてはどうお考えですか。

ちょっとまだ見えないんですよ。万が一大量難民が来た場合の、今の、阪神・淡路大震災のときも終つてから担当大臣をつくつて、その人を中心にいろいろ進めていったというんですけれども、それは事後処理なんですね。その反省に立つて今回の事前対応ということですから、もっと難民問題に對して、大量難民に對してしっかりとしたものを、だれが中心者になつて責任を持つて、かつ各自自治体との関係はどういうものにしていくのかというのをしっかりとパッケージでやはり基本計画なり法案に残さなくちゃいけないと思ふんですけれども、自治大臣としてはどうお考えですか。

○野田(毅)国務大臣 自治大臣として答弁するものが適切かどうか、ちょっとよくわかりませんが、先ほど官房長官からも御答弁がありました。基本的には大量の難民が我が国に流入するようなことがあつた場合には、政府全体として適切かつ迅速な対応をするということが当然必要なわけでありまして、その際、基本計画に盛り込み、そして態勢を整えていくということが必要になるわけですが、地方公共団体に協力を求めるということも十分にあり得るだらうと思ひます。

ただ、事態が発生する前から多分こういう事態があるだらうという想定をして、では一体どれだけの数が、どこからどういふ形でとかいふことを事前に想定をして、あらかじめ特定の地方公共団体に協力要請して、言うなら予行演習的な形でやり方をするのが本當にいいのかどうかというところもございします。

ですから、今安室、事務方から御答弁を申し上げたわけですが、既にそういうことを十分念頭に置いて、今、内閣の安室を中心にしていろいろ検討をいたしておるということは申し上げることができると思ひます。

○若松委員 官房長官に再度この点についてお聞きしたいのですけれども、先ほどの基本計画に盛り込むというところですね。実は私も地元

の団地が火事になつてしまひまして、現場に立ち合つたのですよ。それで、実際に立ち合つてみると、どんな火は燃えていて、消防する人は火を消すことしか考えていないのですね。では人がはだれがやっていると、違う人。その罹災者の泊まる場所とか食事というのは全然考えていないのです。

これを見て改めて、いざ何らかの周辺事態が起きたときに、特にこういう難民問題ということ、で、どここのセクションが、だれが責任を持つて隔々までちゃんと処置していくかというところ、私はまだ不安を感じるのです。

官房長官、そこら辺、ちょっと私の不安を感じていただければ、どういふ形で一つの組織なり責任者なりが、どういふ立場の人がしっかりとこの問題に對して対処すれば、これは想定問答です。少な

くとも周辺事態に對して、特に難民発生事態に對しての対処の一つのルートというのですかね、これについて、一番のポイントというのか、やはり官房長官のようなところが最終的にはキーパーソンにならうと思ふのです。それについてはいかがですか。

○野中国務大臣 委員から先ほど御指摘ございましたように、阪神・淡路大震災の際におきまして、各省庁にまたがる問題につきましてその対応に問題がございまして、担当大臣をその後につけた反省を踏まえながら、先ほど申し上げましたように、そういう事態に對しては、内閣全体として、法四

條に基づきまして基本計画の中に織り込みまして、内閣官房が内閣全体としての対応をしなければならぬと考へておる次第でございします。○若松委員 これは内閣官房が中心ということですので、それをベースにしての基本計画ですから、またこれができた段階でいろいろと議論させていただきます。

例えば、さらに具体化するのだけれども、難民が発生したいわゆる周辺事態に備えて、災害拠点病院という言葉があるわけですね。これは、ベッドや医師及び看護婦を確保する等、厚生省としてとるべきものなんですね。これについて、阪神大震災の翌年の九六年五月ですか、厚生省が各都道府県知事に対して、緊急患者の二十四時間体制受け入れ、高度の医療機能を備えた病院を整備するよう指示したと。いわゆる災害拠点病院、これについては、周辺事態の際に活用される医療施設の有力候補と目されていると報じられております。

この災害拠点病院ですけれども、昨年四月現在で、鳥取県を除く都道府県で四百九十二病院が指定されておりました。その内訳は、国立病院が三十五、地方自治体病院が二百三十七、民間などその他二百二十となっております。

周辺事態に備えて、災害拠点病院はベッドや医師、看護婦の確保に努めることが当然必要になってくるわけですが、この法案が提出されてから一年を経過しているのだけれども、現在厚生省としてどのようにこの対策を行っているか、進捗状況を報告してくれませんか。

○宮下国務大臣 災害拠点病院は、今御指摘のございましたように、阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして、広域的に災害に対応する拠点病院を整備する必要があることから、平成八年からこれを整備し始めたもので、四百九十二カ所ございます。

これは、この指定をしたからといって、我々としては、直ちに周辺事態における応急措置としての受け入れを前提としたものではございません。しかしながら、今委員は避難民ということに重点を置いて考えておられますけれども、内閣全体として、今御指摘のように、四条の基本計画その他に必要なことがあれば基本計画に織り込むということも考えられますが、その場合に、災害拠点病院についても医療機関の一つとして、法令及び基本計画に従って受け入れを協力するということとは

想定されるわけでございます。

なお、厚生省における準備状況いかんというところでございますが、具体的なケースを想定し、あるいは地域を想定して検討はいたしております。ただし、内閣安全保障室の指示に基づきまして、九条の二項の協力を依頼するとか、いろいろの枠組み等についてはもちろん検討にあずかっておるところであります。具体的なことについてはまだまだその段階に至っていないということでございます。

○若松委員 この災害拠点病院について、二点ほどちょっと疑問を感じたのでございます。まず一点は、先ほど言いましたように、鳥取県に災害拠点病院がないのです。鳥取県に病院はない、ゼロとは思いますが、鳥取県は日本海沿岸で非常に重要なところで、地理的にも、そういうことで、厚生省として、鳥取県の災害拠点病院の指定、これについてどうお考えですか。

○宮下国務大臣 鳥取県は、御指摘のように、今災害拠点病院の指定がございません。しかし、私どもとしては、各都道府県に対して速やかに指定するようお願いしております。鳥取県におきましては平成十一年度早期の指定に向けて準備を行っておりますように伺っております。

○若松委員 わかりました。ぜひ平等な指定というものをお願いしたいと思います。

それでは、先ほど厚生大臣がおっしゃったように、九六年の五月ですか、先ほどの災害拠点病院、こういった措置をしたわけですが、当然そのための災害拠点病院ですから、その定期的な訓練、これを行っている災害拠点病院が二割しかないというのが金沢医科大学の調査でわかったというところですね。全く訓練していない病院は、回答のあった三百一施設のうち百十七施設にも上ったということで、これでは絵にかいたもちにならないのではないかと。これは、私も海外にいた経験ありますけれども

も、海外の医療施設というんですか、欧米では、有事前提の医療体制を確立することは当然マニュアル等であり前にならなければならないことと

です。日本も緊急医療体制をしっかりと確立すべきである、こういう医療専門家の方の指摘もあるわけですので、例えば、あらゆる疾病に迅速に対処するための災害訓練の励行とか患者の広域輸送システム、これも国土庁等で広域輸送システム等がありましても、そのために、災害拠点病院でそれが責任者か、そういったところもしっかりと事前準備をして、かつ訓練を定期的にすべきではないか。これについては、今政府としては

○宮下国務大臣 災害時の医療提供につきましては、日ごろからの災害訓練が重要なことは委員の御指摘のとおりでございます。

今、二割しか訓練をしていないという御指摘であります。実は多少誤解があるように思われます。一つは、例えば国立病院東京災害医療センター、これは立川にございますけれども、ここにおきましては、医師、看護婦、事務職員等に災害訓練の場合に備えての災害医療に関する研修を行うとか、あるいは、都道府県に原則一カ所設置されておる、四百九十二のうちの五十ですが、基幹災害医療センターにおきましては、各都道府県内の災害拠点病院における要員の訓練、研修に取り組みむよう指導しております。そして、災害拠点病院も指導しているところであります。

なお、今御指摘のように、金沢医科大学の調査結果は、災害時におきます医療救護チームの派遣訓練に限ったものとして六十三病院しかやっていない、二一％だという御指摘がありますが、実はそれに限っているわけではございません。全体としては七十七％ぐらい、つまり四百七十八病院のうち三百六十七病院ぐらいが災害訓練を行っております。訓練の回数も年に一・六回ぐらいやっておりますので、この点は若干、金沢医科大学の調査結果は災害派遣訓練だけに限っておりますというように

御理解いただきたいと思います。

○若松委員 そうしますと、厚生大臣として、先ほどの災害拠点病院、本来整うべき訓練とかマニュアルとかそういうことを考えると、大体何割ぐらい、厚生省として期待するところの何割ぐらいが現場として既に施行されているかということをお聞きしたいのですけれども、それはいかがですか。

○宮下国務大臣 都道府県にお願いをいたしました指定をし、訓練をお願いしているわけですが、今手元に詳細な実施状況等はわかっておりませんが、私どもとしては、この災害指定病院の指定の意味にかながみまして、やはり訓練をきちっとしておくことが重要でございますから、なお督促してまいりたいと思っております。

○若松委員 ぜひとも、こういう緊急事態に對してのやはり日ごろの訓練、これは大事ですから、厚生省としても再度都道府県に要請してチェックをして、現場の徹底というものを図っていただきたいと思っております。

あと幾つかの質問がございますけれども、時間が来ましたので、これで終わりにいたします。長時間にわたりました、ありがとうございました。

○山崎委員 これにて若松君の質疑は終了いたしました。

次に、東中光雄君。

○東中委員 私、時間が非常に短いので、簡潔にお願いしたいと思っております。

法案審議を通して、周辺事態がどういう地域で起きたいかなる事態か、全くはつきりいたしておりません。このことを、立場を別にして、各党はそれぞれ今日の時点でも指摘をしております。法案を提出した政府は、いわば周辺事態措置法の周辺事態についての定義ですから、これは根本問題なので明確にする責任があるというふうに思っています。これを明確にせぬまま、何を修正するといったって、修正するもこの方がはつきりしないのですから、できやせぬというふうに思うわけでありま。

それで伺いますが、一昨日の四月二十日の本委員会防衛庁長官が、周辺事態の概念をある程度明確化するための包括的な類型化ということ、今まで外務大臣が示しておられた四つの類型を補足して、六つの類型をお示しになりました。この周辺事態の六つの類型について伺いたいんですが、示された六つの類型のうちで、一つ目から三つ目までの前半の三つの類型では、我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫っている、あるいは武力紛争が発生し、あるいは武力紛争そのものは一応停止したがまだ秩序の維持、回復が達成されていないと、要するに、我が国周辺地域においてというふうに三つは類型されています。後の四つ目から六つ目までは、ある国における、あるいはある国の行動がということ、全部、周辺地域におけるということがなくて、ある国ということから出発しているわけであります。

類型六つのうちの前は周辺地域において、後は何にもない、なぜそういうふうになったのか、説明をお願いしたいと思います。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕
○佐藤(謙)政府委員 いずれにいたしましても、四月の二十日の段階で防衛庁長官から御説明いたしました類型でございますけれども、これは現在政府部内で検討中ということをお大臣御答弁の中で申し上げておるところでございます。そういう前提の上で、御質疑の中で防衛庁長官として現段階のお考えを述べられたものでございます。それで、そういうことを前提にして補足をさせていただきますと、周辺事態、これはもう先生十分御存じのところでございますが、まさに我が国周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な事態を与える事態でございますから、それを類型として分類しているわけでございますから、いづれにいたしましても、その事態は、我が国周辺地域における事態というのが全体にもろろなかっているわけでございます。

○東中委員 何を言っているんだよ。そういうことじゃわからぬから類型化したんだと、こういう説明をしているじゃないか。そして、四つを外務大臣が言ったときも、前の二つと後ろは、周辺地域においてということ、それから周辺地域じゃないある国、こういうふうなそのときも分かれていっているんですよ。

そして今、暫定的な似たようなことを言いましたけれども、おとこの防衛庁長官が述べているのは、六つの類型につきまして、「これで全部確定したわけじゃなくて、今外務省を中心に私どもが検討している類型である」、こういうふうな言われているわけですから、だから、一応今そういうふうにかかっている、それで全部じゃないということをおっしゃっているんですよ。

そのときに、周辺事態ということ、だって、類型化したんだ、典型化したんだとテレビでも全部放映したでしょう。それで何か確定したような感じを与えているけれども、実際は、その類型がまるきり違っているんですよ。

周辺事態についての説明で、周辺地域において発生したものと、それから、ある国、だからそれは地球上どこでもということになりますね、そういうことになったのはなぜかと聞いているんですよ。そんなことはもう、周辺事態が入っているんですよ。入っていないけれども同じなんだと。それにしても、一つの類型には入っておられるけれども一つの類型には入らない、こういう類型をしたのはなぜかと聞いているんですよ。そこまでは思ひ及ばぬで、とりあえず出したんだというんだと。それはもう言うてください。そんなないかげんなものかということになりますよ。

○野呂田国務大臣 四月二十日のこの委員会における山中委員に対する私の答弁は、周辺事態の概念について、国会の御審議でも、さらに具体的な、わかりやすい内容を求める意見も相次いでおりましたので、私もとしまして、こうした御意見を真摯に受けとめまして、政府部内において検討を行っている旨及びその内容について紹介したところでありますが、この答弁の内容については、

私も、前提つきで、あくまでも政府部内における検討の途上であるものをあえて申し上げた次第でありまして、これは決して、これで周辺事態に関する具体的な政府見解として固まったものではないということをお断りした上で、申し上げた次第であります。

政府の統一見解につきましては、なるべくまとまったものを近々発表することになる方向であると思っておりますけれども、そういう前提で御説明した次第でありまして、ひとつ御了解をいただきたいと思っております。

○東中委員 全く無責任ですよ。

三月十八日に、高村外務大臣があの四つの例を言われたときには、「今申し上げたことが政府内部で話し合って、典型的な例としてはこういうこととが示されます」ということを政府全体で話し合った結果が今申し上げたこととございます。これは三月十八日ですよ。それはそのまま残っているんですよ。そして、今度はまた一つずつ加わって、六つになった。まだ検討してあるかもしれないというところを、この委員会でもうた発言ですからね。そういうものを、今みたいなことを言うていっているのは、これはもう本当に無責任発言だ。格好だけつけているだけだということを申し上げて、時間がありませんので次に進みます。

それで、周辺地域ですね。この類型で示されたのは、我が国の周辺の地域で起こった武力紛争、周辺の地域という言葉を使っているんですよ。周辺の地域というのはどの地域なのか、これをお聞きしたい。

○野呂田国務大臣 私どもは、この法案では周辺事態という成語を書いて、御説明しているわけでありまして、周辺と事態を分けるということとはやっていないわけでありまして、あえて我が国の周辺地域ということは何かと問われれば、周辺事態が発生し得る地域を意味するものである、こういうふうに答えざるを得ないのであります。何度も繰り返して申し上げてありますけれども、周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が

が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、これは地理的概念ではなく、その発生する地域をあらかじめ地理的に特定することはできないことは、累次御答弁申し上げているとおりであります。したがって、周辺事態が地理的概念でない以上、その発生する地域である我が国周辺の地域もあらかじめ地理的に特定できないところである、こういうふうに申し上げざるを得ないと思っております。

○東中委員 そういう答弁を終始している。それはもう全く常識では考えられぬことですね。

だって、典型例で挙げたんですよ。武力紛争が起こるのは、我が国の周辺地域で起こる、こう言うているんですよ。そう書いていないものもあるけれども。だから、そういうことを言うておいて、その地域というんですか、それから、条文自体もはっきりと周辺地域という言葉があるじゃないですか。第一条にそう書いてあるでしょう。第一条、我が国の周辺地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態、それが周辺事態ですよ。あなたが今言うたのは、周辺事態について言うているわけでしょう。事態は地理的概念でないというの、当たり前ですよ。

我々が聞いているのは、地域を聞いているんですよ。ガイドラインでも日本の周辺地域という言葉を使っている。法文にも我が国の周辺地域と言っている。典型でも我が国の周辺地域においてと言っている。その地域はどこか。地域は地理的概念でないとはさすがに言えないわけ。地域について聞いているのに、それを言わない。

これは、安保条約で言いますと、日本有事の場合の規定は、我が国の領域において武力攻撃があった場合と、我が国の領域とはつきり地域を言っていますね。極東有事の場合、極東における国際の平和と安全の維持に寄与する行為、その極東というのは、極東の範囲は地理学的に正確なものでないけれどもと言って、統一見解にちゃんと出てきているでしょう。法律にあることを、それについての概念を説明

せいというときに、地域について説明しない。そして、地域について聞かれたら、事態は地理的概念でないというばかなことを言うて、そして事態が起こるところがその地域だ、これは通用しませんよ。後世の人が見たら、何ということだと言いますよ。こんなものは許されません。だから、地域について概念を明らかにせよ。するかしらないかだけはつきりしてください。

○野呂田国務大臣 これはもう何百遍と申し上げるところであります。我が国周辺の地域もあらかじめ地理的に特定できない以上、何と言われても、我が国周辺の地域とは周辺事態が発生し得る地域を意味するものである、こう答えるを得ません。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕
○東中委員 それでは、今度は、その周辺地域の中に台湾は入るんですか入らないんですか。我が国の周辺地域という言葉が法文にあります。典型についても、事例として示したところには、我が国の周辺地域と書いてある。その地域の中に台湾は入るんですか入らないんですか。

極東の中には台湾は入ると、安保条約による極東の中には、安保条約の発動する範囲の中に台湾は入るといふ答弁を何遍もしましたね。改めてしてくれと言いません。すべきでない私たちは言うていくけれども、そういう答弁をした。今度は、日本の周辺地域という、法律に書いてあるその地域の中に台湾は入るのか入らないのか、その点について答えていただきたい。

○高村国務大臣 これも何度もお答えしているのではありませんが、周辺事態が地理的概念でない、あらかじめ地理的に特定することができないという意味で地理的概念でないと言っておりますが、周辺地域においても同様に、周辺事態が起こる地域でございますので、あらかじめ特定できないわけでありまして、そこは、台湾であるところとあると、入るとか入らないとか言えないということとは、これも何度もお答えしているのとおり

でございます。

○東中委員 そういうのを詭弁と言いますよ。それはまともな答えていない。そのことについて、台湾が入るのか入らないのかということについては、もう論議上当たり前のことですけれども、ね。それで、安保条約について、極東も、地域というところについてはちゃんと全部説明してきているんだから、ここでは一切説明しない、そういうことが許されないということ、除外せいということ、国際的にも問題になっていきますね。そういう形で、台湾問題について、日本が内政干渉、主権侵害あるいは主権侵犯、あるいは干渉ということ、非常にきつい言葉で中国側は言っています。それについて、当然言わなきゃいけないことを言うおとしな。

私は、そういうことでは到底審議ができたとは言えない。後世の人が見たら、それは何だと言いますよ。法律の条文に書いてある地域とはどの地域なんだと言われて、説明がつかない、そんなことは許されません。問題が残っている。それを解明しない限り、この法案の審議なんというのは終ったなんてとても言えません。

それから、次に、この六つの類型のうち、我が国周辺の地域において、武力紛争の発生が差し迫っている場合、武力紛争が発生している場合、武力紛争そのものは一応停止したが、いまだ秩序の維持、回復等が達成しておらずな場合、周辺地域における武力紛争ということ周辺事態の一つの中心にしているんです。武力紛争がまだ起こっていない段階から、そこから武力紛争が起った段階、それが今度は中止になった場合、まだ続いている。だから、武力紛争に関する、起りそうな例といったら、そこから、武力紛争が終わってからもまだ続くというふうな非常に長い概念だということ、そのことに三つの類型が発表されたことで今度明らかになりました。

だから、そういう武力紛争が起きていなくても、起りそうだったというふうな米軍が動き出す、周辺事態だといって、それから支援する。武力紛争が終わってしまつて、一応停止した、それでもなおやるんだ、そういうことなんですね。この三つの類型からそういうふうに思いますが、よろしいですか。

力紛争が終わってしまつて、一応停止した、それでもなおやるんだ、そういうことなんですね。この三つの類型からそういうふうに思いますが、よろしいですか。

○野呂田国務大臣 武力紛争が起ったからやるんじゃない、武力紛争が起るとか、あるいは起ったとか、武力紛争が一応おさまったけれども、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるかどうかということが問題なのであつて、そういう要素を抜きにして議論しても余り意味がないと思います。

○高村国務大臣 委員はどうも、そういう場合米軍がやるんですと、何かすべて米軍が武力行使をやるかのごとき前提を置いてお話しになっていくことははつきり申し上げておきます。

○東中委員 周辺事態だということになれば、その対応措置をとるとどうなるかはガイドラインに書いてあるじゃないか。米軍も書いてある。その対応措置の中には武力の行使も含まれる、そういう軍事行動をとるといふことなので、言うてないことを言いなさんな。そして、問題をそらすことはやめなさい。

私が言っているのは、そういう事態ですつと続いていくということが、これは周辺事態といつたら何か特定したみたいなき感じを与えておきながら、日本の平和と安全に重要な影響を及ぼす、その震源地に何が起っておるかということが問題になっているわけでしょう。武力紛争があつて、それが影響を及ぼすというんでしょ。だから、武力紛争もないのに影響を及ぼす、そんなばかなことはないんですよ。そうでしょう。

地震が起りそうだから家が先につぶれる、影響を受けるというのではありません。地震が起ったから影響がありますよ。地震が起りそうだから、差し迫っているから影響があるという、こんな論理はありはせぬです。そういう変なことになっているよということをおし上げておきます。

それからもう一つ、ここで初めて出た、この間つけ加わった三つの類型は、「我が国周辺の地域における武力紛争そのものは一応停止したが、いまだ秩序の維持、回復等が達成されておらず、引き続き我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」というのが今度の類型で入っているんです。ところが、いまだ秩序の維持、回復等が行われていない、どこの秩序が知りませんが。この秩序の維持、回復が達成しておらずというのはどういうことなんですか。それを、発表された大臣に聞いています。だから、それは何ですか。

○佐藤(義)政府委員 今の「我が国周辺の地域における武力紛争そのものは一応停止したが、いまだ秩序の維持、回復等が達成されておらず、引き続き我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」、こういうふうに御説明した事項でございます。

これにつきましては、確かに、その地域におきまして武力紛争そのものは一応停止しているわけでございますが、いまだ秩序の維持、回復が達成されていないわけですから、再度紛争の発生をすることが可能性もございまして、あるいは政治体制の問題等から大量の避難民が発生する等、我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすことも当然考えられるわけでありまして、いずれにいたしましても、こういうことで、我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼす場合というところでございまして。

○東中委員 無責任な発言をしなさんな。避難民の問題は別の類型の中にあるじゃないか。ここで言うていくのはその類型じゃないか、ここで書いてある秩序の維持、回復という概念が出てくるというの、これは異常なんです、今度改めて出てきた。

ところが、実際に調べてみますと異常じゃないんです。米軍の、米国の統合参謀本部のドクトリン、教範によりますと、ポスト・コンフリクト・オペレーション、紛争後作戦というのがあります。

す。そういう規定がある。この紛争後作戦は、秩序の回復と混乱を最小限にする二つの目的のための活動を行う、そういう作戦をやるんだと書いてあるんですよ。

だから、周辺事態だということで武力紛争が仮にあったとして、それで米軍が介入をして、それで停戦になった。その場合に、紛争後作戦として、秩序の回復と混乱を最小限にする二つの目的のための活動を行うということをやっているんだ、それが、この作戦教範に載っているように、ちゃんと引き続いて米軍が動けるように周辺事態の定義へこれは入れたとしか考えられない。この間、四つのときはなかったのが今度は出てきたんですよ。こういう形になっている。

だから、秩序の維持、回復等が達成されていなかったら周辺事態だと言っている、引き続いてそれに干渉するぞということの伏線を引いている、こういうことになると思うんですが、教範にそういうことがあるのを知っていますか。

○佐藤(議)政府委員 これはまさに、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合というのを典型的に示すときにいろいろなケースを挙げたわけでごさいます、先ほど御説明いたしましたように、一たんその武力紛争は停止しておいても、まだ安定をしていないわけでごさいますから、再度武力紛争が発生する可能性が考え得る、あるいは政治体制の混乱が考え得るというような状況を考えているわけでごさいます。

○東中委員 だから、それは、まさに武力紛争が再発する場合とは書いてないのです。そういう可能性がある場合とは書いてないのです。その後の秩序維持と書いてあるじゃないですか。あなたの今説明したようなこと、書いてないじゃないですか、類型の中に。

それで、類型として書いていることは、米軍の教範に載っていることとほとんど同じ趣旨のことが書いてある。これが今の実情ですよ。こんなことで、何が類型で特定した、明確化したということになるか。なりはせぬということを上上げて

おきたいのであります。

時間がたつたので……。今度つけ加わった六つ目の類型。これも、今までに四つで、なかった。六つ目ですが、「内乱、内戦等の事態が発生し、それが純然たる国内問題にとどまらず国際的に拡大しておる場合」ということで挙げています。

内乱、内戦等の事態が国内問題じゃなくて国際的に拡大するという場合、この典型のようなものが今起こっていますね。NATO軍の空爆拡大で深刻な事態となっているコソボ問題というのがそうです。アルバニア系住民の自治権を奪い、抑圧してきたユーゴのミロシェビッチ政権と、そして分離独立を主張する一部アルバニア系武装組織、コソボ解放軍、これとの間に内戦があったわけですね。その内戦に対して、NATO軍が一方の当事者の立場に立つて軍事介入をした。

だから、内乱、内戦等の事態が発生している、それが国内問題じゃなくて、NATOが介入することによって国際的に拡大した、そういう場合には周辺事態なんだと。だから、まさに今の異常なユーゴの空爆事態、そういう事態が極東地域で起こったというように書いてないのです。類型としては、これが、日本の平和と安全に影響を及ぼすというところになったら、もう周辺事態なんだと。日本自衛隊は、米軍を支援するんだ、こういうことになるんですよ。

この類型もまさに、類型で周辺事態を明らかにするのじゃなくて、周辺事態というのとは異常なものになりますよというところの類型として示されたものだというふうに私は言わざるを得ないと思うのです。

私の時間がございせんので、このことを指摘をいたしまして——どうしても言いますか。それでは言ってください。

分断独立をめぐって争われる武力紛争を指すものであれば、仮に当該内乱において、人を殺傷し、または物を破壊する行為が伴ったとしても、これは一国の国内問題にとどまる限りにおいては、この法案で言う国際的な武力紛争には当たらないわけでありすけれども、純然たる国内問題にとどまらず国際的に拡大している場合であって、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合であれば、やはりそういう類型があってもいいのじゃないか、こういう意味で申し上げたわけでありす。

○東中委員 言いたいのは、周辺事態を明確にするということを示した類型が、今度は新たに、内乱が拡大すると、拡大するのについては、外的要素が加わる。NATOの場合は、NATOが加わることで国際化したのです。それまでは内戦状態だったと。

だから、そういう格好で周辺事態というのはどんどん広げられていく。その推進役に米軍が入って、そして日本がそれを支援するということになるんだ、そういう行動を、今度の類型化したことを示した中で明らかになってきたんですよ。これはもう、周辺地域は明らかでない、周辺事態はどんどん拡大する、それでアジア太平洋における重大な脅威になるということで、私たちは、廃案以外にないということを主張して、終わります。

○山崎委員長 これにて東中君の質疑は終了いたしました。

次に、春名眞章君。

三七％です。自治体や民間協力が際限なく求められる、これが二九％であります。

港湾、空港、輸送労働者が、組合の所属の違いを超えて共同し、反対にも立ち上がっています。宗教者や学者、文化人など、広範な層に、この法案を許さない、という声があがっています。それからまた、地方議会ですが、反対、憂慮、慎重審議などを求める意見書が続々上がっています。短期間に百八十八を超えています。

国会の使命は、こうした自治体や民間の疑問、それから危惧に、真つ正面からこたえる議論を尽くすことだと私は信じます。四月の十六日のNHK調査でも、この国会での成立にこだわらず、十分な審議を求めるという声が五七％になっております。総理のアメリカ土産のために採択をなすという議論もありすけれども、言語道断であります。徹底的な審議を委員長に強く要求したいと思ひます。まず、このことを前提に議論をしたい。

まず、港湾や病院、空港の日米地位協定に基づく二(4)化の問題についてお聞きをしたいと思ひます。この手続についてですけれども、これは、自治体の長または関係者の同意が大前提であって、それなしにはできない。港湾でいいますと、港湾管理者が米軍の一時使用を拒否した場合、日米合同委員会の合意はできない。これは、手続で当然だと思ひますが、確認しておきたいと思ひますので、答弁ください。

○竹内政府委員 御質問の点につきましては、これまで御答弁申し上げたことがあるかと思ひますが、いづれにしましても、米軍から我が国に対しては、施設・区域の提供の要請がある場合には、それが地位協定第二条四項(b)に基づく場合を含めまして、施設・区域の提供の要否について、日米安保条約の目的の達成とか我が国の財政負担との関係、さらには社会的、経済的影響等を総合的に勘案の上、判断することとしているところでございす。

そして、我が国が、御質問のような港湾とかに

つきまして、地位協定二条四項(b)の適用ある施設・区域として、すなわち米軍が一定の期間を限りまして使用する施設・区域として提供する場合に、実際の問題といたしまして、関係地方公共団体とも調整しつつ、関連の法令に従いまして、提供しようとする土地の使用権原を国が取得するといった必要な手続を適切に進めていくことが必要であると考えております。

○署名委員 長々と言われましたけれども、私が聞いたのは、同意が必要なんだという一言を言っていたのだと思います。そうでしょう。もう一回言ってください。

○竹内政府委員 施設・区域として、二条(b)であらうが別のケースであらうが、国が提供したすためには使用権原というのをまず取得する必要があると思います。それは、法令に基づいて国が権原を持たなければならぬわけですが、御質問の、関係地方公共団体との関係につきましては、実際の問題として、そのような地方の団体の意向を無視して提供するということは実際上あり得ない、できない、困難なことであらうと思えます。

したがって、実際の問題として、関係地方公共団体とも調整して、関係法に従って処理をするということをお願いしている次第でございます。

○署名委員 同意なしにはあり得ないということを確認しておきますが、しかし、口ではそういうふうにおっしゃるけれども、実際どうなっているのかということなんです。

事案法案の大目にあるのがガイドラインの最終文書でありますけれども、二日前の東中委員の質問にもそれを取り上げましたけれども、何が書いてあるか。「日本周辺地域における事案で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」、この項の中で、「1 周辺事態が予想される場合」、「2 米軍の活動に対する日本の支援」という項の中に、「日本は、必要に応じて、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行う」と

もに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。」こうはつきり記している、約束しているわけでありませう。一時的使用を確保する。

私、英文を当たってみました、これはエンシュアですけれども、確保というのは、その意味するところは、保証するという意味なんです。保証、つまり、アメリカとの間では、民間の港湾、空港の一時的使用について保証している、新ガイドラインでそのことを決めているということだと思っておりますが、その点、防衛庁長官、そうですね。

○佐藤（謙）政府委員 今先生お触れになりましたように、日米安保条約及びその関連取り決めに基つき、必要に応じて施設・区域の提供を適時かつ適切に行うということ、また、自衛隊施設及び民間空港、港湾の一時的使用を必要に応じて確保するという、まさにそのとおりでございます。先生がおっしゃったような、一方的に何か起こるということではございません。我が国が周辺事態に際しまして、我が国として自主的に判断をしていくわけでございます。

○署名委員 必要に応じてか、小さいように見せておいて、米軍との間では政府はそういう保証をもうし合っているということなんです。それは、当事者のキャンベル国防次官補代理が新ガイドラインの最終文書発表直前のブリーフィングで、指針は、アメリカがアジア太平洋地域の危機に際し、さまざまな港湾、施設、空港をどのように使用できるかの保証である、そのためにこそ作成されたのだ、こう述べているのです。当事者はもうはつきり言っているのです。一方的じゃないんです。両方でそういうふうな合意をし、米軍はそういうふうにもう認識をして、アメリカの政府はそういうふうになつていくのです。いいですか。

そこで、私は聞いていきたいと思うのです。その保証をしている相手、保証を約束している相手がどういう使用をやるかとしているのか。私は

港湾に限って申し上げたいと思うのですけれども、このことについて議論してみたいと思うのです。あたかも小さなことかのような答弁がかなり続いているのですが、果たしてそうか。

実際、平時の入港でも大変な労力が必要なんです。例えば、私調べてきましたけれども、九七年九月五日に、小樽港に空母インディペンデンスが入港しました。市の職員が五日間かけての深夜作業、三千五百キロリットルの給水作業を市の職員がやっていたんです。五日間、三隻のタグボートを使い、清掃車は十七台出動し、五日間で三十七トンのごみ処理を行い、食料の積み込みで十トントラック二台分の生鮮野菜と果物を運び、四トントラック一台分のパンを運び入れ、五十万円分の水や木炭、クリーン車動員。そして、日常的に停泊をしていたロシア貨物船も移動を余儀なくされました。もちろん、護衛艦や巡洋艦もそこについていました。一隻でもそういう規模の作業、労力が必要なんです。小樽では、そういうことがもう実証されているんです。

そこで、私は聞きたいのですけれども、特に長官に聞きたいのですけれども、長官の答弁では、九条一項に關連しての質問で、正当な場合にはという事で、その中身として、船の停泊が大変長期にわたる場合とか、接岸施設から船が大きいとみ出す場合とか、船がふくそうしているとき割り込んで停泊させる場合とか、そういうことは拒否できるんじゃないか、このような答弁をされておられる。しかし、実際は、空母一隻でこんな事態になるのです。

そして、周辺事態の戦争状態のときにはもっと大変なことになるといふのは、だれが見てもわかるのです。平時じゃないですからね。港湾と周辺の施設を一定の規模、一定の期間次々と使用していく、そういうことにならざるを得ない。だから、新ガイドラインに一時使用の確保、イコール保証、これを記している。そして同時に、その前段には新たな施設や区域の提供まで盛り込んである。そういうことを想定しているから、こうい

う保証を約束しているんじゃないですか、ガイドラインで。私はそのことを長官に確認しておきたいのですけれども、どうでしょう。

○佐藤（謙）政府委員 ガイドラインの文章に即してお尋ねでございますから、ガイドラインの文章の、例えば「周辺事態への対応」のところ、周辺事態への対応に際してのことが書いてございますが、そこには、おのおのの判断に基づいてとられるものだということが明確に記しているところでございます。

○署名委員 おのおのの判断というのではなくて、それは約束しているのです。新ガイドラインで。その新ガイドラインの保証をつくるためにこの法律をつくっているのです。その中身を私は問うているのです。確保する、保証するものかということ、私は真摯に議論しているのです。どういふふうな中身のものがやられようとしているのか、そういうことも言ってください。ちゃんと。

戦争というのはリアルに見てほしいのです。湾岸戦争では、米軍は、百六十五隻以上の艦艇、二百八十二の民間チャーター船舶を使いました。合計四百四十七隻以上のこういう艦船を動員したのです。他の多国籍軍からも六十五隻が展開しました。合計五百十二隻が作戦行動に参加しているのです。これに対して、主要兵たん基地として、ペルシヤ湾及び紅海周辺の八港湾が使用されたのです。ペルシヤ湾のバーレーン、フィジャイラ、ジュベールアリの三港湾では、百隻以上の艦艇に補給する、そういう作業をやっているのです。平均すると、一港湾に六十隻以上の艦船及び輸送船舶が出入航し、兵たん、補給業務に使用されている、こういう事態があるわけなんです。

だから、長官、今度は答えてください。あたかも一隻二隻あいているところに、民間の港に使わせてもらう、正当な理由があったら断れますよ、こういうふうな言っていますけれども、米軍

との約束、米軍の使用の態様、その姿を見れば、そんなことでは済まないんじゃないですか。いいですか、だから新ガイドラインで保証するという言葉まで使って、新たな施設や区域を提供したり、あるいは民間の港湾も一時的な使用をやりますと約束をしている。そうじゃないのですか。長官、いかがですか。

○野呂田国務大臣 すべての周辺事態が、今委員がおっしゃったようなことになるとは限らないわけでありまして、それぞれ規模、態様が違いますから、みんなそうなるということでは私はないと考えております。

日本の平和と安全にかかわる、いわば国の存立にかかわるような重要問題でありますから、安保条約のもとで日本の政府ができる限りの努力をすることは当然のことだと思えます。

○署名委員 何百遍も同じことを繰り返しているのはあなたの方ですよ。

それで、私言いたいのですけれども、例えば、米軍が使用要求を名指ししている四つの港で、博多、名古屋、神戸、松山の年間使用船舶数をちょっと調べてみたのです。博多が四万隻、一日平均百六隻、名古屋は四万四千隻、一日百二十隻、神戸は八万七千隻、一日二百四十隻、松山は四万六千隻、一日平均百二十八隻、こういう船舶が使っているのです。日本の港というのは、まさに物流、交易、地域経済に不可欠の存在なんです。そういうところに、使用を保証するということが、一時的な使用を保証するということをガイドラインは既に、先に決めていたのです。そして、先ほど出たけれども、私たちの志位書記局長が三月二十六日に極秘文書を出したけれども、その中にもそういう問題が出ていますよね。だから、そういう米軍の要求にこたえようと思えば、二四(b)のことも検討しなきゃいけない。もうはつきり出ているんですけれども、米軍のその保証にこたえようと思ったら、そういう方向に行くんじゃないですか。

検討しているんですよ、長官。これだけの

使っている民間の港、物流の拠点になっている港、そこを米軍のために一時使用する、そういうことをガイドラインは約束しているんですからね。二四(b)という方向に行こうということを当然検討しているんですよ。違いますか。

○佐藤義昭 政府委員 まず、ガイドラインの性格でございませうけれども、この前提に書いてございませうに、「指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。」という性格のものでございませうし、何度も御説明していますように、我が国としては、我が国の措置を自主的に判断して対応していくということでございます。

それから、具体的な港湾施設等についての言及がございましたけれども、ガイドラインに基づきます検討というものは、まだそういう具体的なものが行われていないわけでございます。その点は御理解をいただきたいと思えます。

○署名委員 具体的なことは検討されていないとおっしゃったけれども、三月二十六日の本委員会で私も暴露しました統合幕僚会議の資料の中には、極めて具体的なことが書いてあります。例えば「対応措置に関する検討」の中には、「施設支援」の項目があります。米軍が管理権を行使する形で施設・区域の新規提供、二四(b)化、成田、那覇などの十一民間空港及び十一港湾、在日海軍司令部が要求する七港湾等の事務所、倉庫の設置は二四(b)化で対応する、こんなことで検討されている。

四月七日の参考人の質疑で、西元元統合幕僚会議議長は、相互に、お互いに平素から情報交換をし合ひ、相手の考え方を聞き、さまざまな行き来がありますと述べて、その段階でホッチキスするものがあると述べて、私たちが言った文書もその一つであるということを実際上認めております。そこまで具体的な検討をされているんですよ。二四(b)という方向もやるんですよ。そういう

うことを検討しているんじゃないですか。長官、どうなんですか。

○野呂田国務大臣 これも何度もお答えしているとおりでありますが、千数項目の固まったものについて、私どもがそういう米側の要求を受け取った事実はございせん。共産党の皆さんがどういう資料に基づいて質問しているのかはわかりませんが、私どもとしてはそういう資料を受け取った事実はありません。

もう一度言い直しますけれども、周辺事態に対して我が国としていかなる措置を実施するかにつきましては、あくまでも事態の規模や態様等を総合的に勘案して判断することとなるので、あらかじめ申し上げることはできないわけでありまして、米軍から我が国に対し、地位協定二条四項(b)に基づく施設・区域の提供の要請があった場合は、先ほどから防衛局長が答弁しておりますように、施設・区域の提供については、日米安保条約の目的の達成、社会経済的影響等を総合的に勘案の上、我が国が主権的に判断するものであるということをお明確に申し上げておきたいと思えます。

○署名委員 そういうことを私たちに言いなから、アメリカとの関係では保証するということを言っていること自身が問題なんですよ。保証するということは、そういうことをもう約束しているということでしょう。

私は、本日に、国民に対しては非常にごまかしの答弁をされ、アメリカとの関係ではもう約束までもする、確保する、そういうやり方が国民の危機、怒り、不安を広げているんじゃないですか。この法案は、そういう危険な道に踏み出していくものにならないと思いません。どうしても廃案にする以外にないと思えます。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○山崎委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。次に、辻元清美君。

○辻元委員 社民党の辻元清美です。本日、私は、まず最初にACSAについて幾つか質問させていただきます。

この協定の名称はえらい長いんですね。ちょっと読みます。日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定というのが名前なんですけれども、ここでは、さて、後方支援という言葉が使われています。そして、ここに私はACSAの英文を持っていきますが、ここにはロジスティックサポートとはつきり書かれていますね。

それでは、同時に関連法案として提出されている周辺事態法案には後方地域支援という言葉なんですけれども、このACSAによる後方支援と周辺事態法案の後方地域支援の違いを説明してください。

○野呂田国務大臣 お尋ねの、日米物品役務相互提供協定改定協定の付表と法案別表の項目立ては異なっておりますけれども、これは、法案が日米防衛協力のための指針の実効性の確保のための措置としての性格を有するものでありますから、項目立てについては指針別表に準拠した規定ぶりとしたのであります。

協定の付表の項目と法案別表の項目の違いは、周辺事態に際してのニーズがないものを除いたことによるものであります。それ以外は相互に対応しており、その支援内容は異なるものではございません。

○辻元委員 ちょっと私の質問内容と違うお答えかなと思うんですが、質問は、ACSAでは後方支援、例えば協定の第一条の二に、「周辺事態に対応する活動に必要な後方支援」となっておりますし、それから四条にも、「周辺事態に際して、ちよつと長いので中略で、(条約の目的の達成に寄与するもの)のために必要な後方支援」となっているんですよ。ですから、ACSAでは後方支援を使って、周辺事態法案では後方地域支援となっている、これはどこが違うのか説明してく

ださい。

○佐藤外務大臣 政府委員 ACSAについてはそういった記述になってございますが、ACSAの協定の第四項の第四項、ここで自衛隊が周辺事態で行うことが書いてあるわけでございまして、第四項には、「この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、」云々、こういうふうになってございます。

ここで言っております日本国の関連の法律というのがまさに周辺事態安全確保法でございまして、自衛隊が米軍に対してこういう物品役務の提供をするのは、まさに後方地域支援という定義に従って、その枠組みで行うということになっていくわけでございまして。

○辻元委員 今初めて御説明を伺ったんですが、そうしたら、ACSAのこの後方支援という言葉も後方地域支援に変えたらどうですか。

○竹内政府委員 ACSAと申しますか、先生が先ほど言われました長い表題の協定、改正協定でございまして、もともとACSAは周辺事態におきまして後方地域支援のみを対象として書いてあるわけではございませんで、これは、協定の対象といたしまして、共同訓練、国際連合平和維持活動または人道国際救援活動といったものをその対象とした協定ができていたわけでございまして。

それを今回、周辺事態におきまして日米の、米軍と自衛隊の間の後方支援、物品役務の相互提供に關して取り決めるというところになりましたので、用語といたしましては「後方支援、物品又は役務」ということで、一つの概念としてこの第一條に定められておるとございまして。

○辻元委員 そうしますと、このACSAの中に、今回周辺事態というのを入れ込んだわけですね。今の御説明ですと、このACSAの運用に当たっては、周辺事態発生の場合だけは後方地域支援という規定で、それ以外は後方支援というふ

うに理解していいわけですか。

○竹内政府委員 先生の御質問は、用語の問題と、それから、このACSAの運用と申しますか適用の問題と、二つに分かれると思います。

用語の問題に關しましては先ほど私が申しましたとおりでございまして、実際に周辺事態におきまして後方支援、物品または役務の提供ということを行います場合には、このACSAの改正された協定の四條にも書いてございまして、それは、それぞれの国の国内法に従って行うということになるわけでございまして。したがって、日本につきましましては、周辺事態安全確保法に従って、このACSAに言います後方支援、物品、役務の提供しないしは受領というものが行われるということになりますので、それは、日本の国内法、すなわち周辺事態安全確保法上の後方地域支援という形で行われる、こういうことになるわけでございまして。

○辻元委員 ここをしつこく私が聞いたさせていたたいいますのは、以前私は、安保委員会でも野呂田長官に、この後方支援と後方地域支援の定義の議論を長官とさせていただいた折に、長官は「このようにお答えになっております。『後方支援』とは、ロジスティックサポートの訳語でございまして、一般に、作戦部隊に対する装備品等の補給、整備、回収、輸送、人員の輸送、傷病者の治療、後送、施設の取得、建設、維持運営等及びこれらに關連する役務の提供を指すわけであります。特に活動の地域を特定した概念ではございませぬ。」と、私に対して念押しされたわけですね。これがこの定義であると大臣がおっしゃっているわけですから、そうすると、ACSAで言う後方支援もこの定義に当たるわけですね。

今答弁で、この周辺事態だけは、国内法というこの前書きがあるので、周辺事態法に言う後方地域支援でやるんだというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、私が心配しているのは、ややこしいんですよ、この二つが、ややこしいでしょう。ですから、この周辺事態安全確保法

案では後方地域支援というのは地域で区切っていると言っていて、しかし、ACSAの方では後方支援になっているから、ACSAが抜け道にならんかということをお心配しているわけですよ、要するに、それははっきり、ならないということをお言明していただけますか。

○高村国務大臣 言明しろということではありませんから、言明いたします。抜け道にはなりません。○辻元委員 そうしたら、やはりそれははっきりと、これを読んだら、どう考えても後方支援と書いてあるわけですから、アメリカとの間ではこれで約束しているわけでしょう。違ふんですか。後方支援、ロジスティックサポートで、ACSAは、何ほ言うてもこれ、約束しているわけですよ。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

ただいま大臣及び同僚の政府委員から申し述べたとおりでございまして、ACSAの協定第一條、ここに、「この協定において、『後方支援、物品又は役務』とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。」というふうに、これは日米間で合意されておるわけでございまして。

そして、このACSAの協定でカバーしております活動というのは、共同訓練、国際連合平和維持活動または人道国際救援活動に必要な後方支援、それから今回加わりましたところの周辺事態に對する活動ということになったわけでございまして、今私が申し上げました後方支援という定義は、これらすべての活動にかかわるということとでございまして。

したがって、一方においてそういう事実があり、他方、周辺事態において具体的にどのような協定が適用されるかということに關しましては、先ほど同僚の政府委員から申し上げましたように、協定第四條の第四項、ここにございまして、「この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供」する、このように書いておるわけで

ございまして、ここで言っているところの「日本国の関連の法律」、これはまさに現在御審議を願っているところの周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に關する法律であり、その法律の中に、後方地域支援として周辺事態における日本の協力が行われるということが明確に書いてあるわけでございまして。

したがって、先生御指摘のように若干構成は複雑でございまして、ただいま申し上げましたように、極めて明確であるというふうに考えております。

○辻元委員 いや、明確であるとは思えないんですけれども。

もう一点、これに關連しまして、これはちょうど二年前の五月十五日に、これも安保委員会でも、西元徹也前統合幕僚会議議長にお越しいただいて、国会の中でお話を聞いています。その中で、これはある委員の方が西元さんに質問いたしまして、ガイドラインの見直しで、アメリカの地理的行動への日本の兵たん支援方法を検討していると述べていますが、アメリカ側からどういふことが要求されているのか、また、参考人の体験で、参考人というのは西元さんのことなんです、アメリカ側からこの中で特に要求が強いものはどういふものであるのかと質問がありました。

これは、要するに新ガイドラインの作成過程だと思ふんですが、それで、これに対する答えが、アメリカは、極めてブラグマチックでございまして、もし日本から施設、医療支援が行われるあるいはこれ

これの輸送支援が行われるという事になれば、彼らはその分を差し引いて戦略、輸送力を別な面に使える、このようなことでございまして、そういう具体的な計画をつくる上でそのようないくつかのことははっきりとさせていきたいというのが米軍の基本的な物の考え方でございます。したがって、後方支援を主体として、幾つかのことが含まれているのはごく自

然かな、このように考えております。
 と言っているわけですね。

彼のこの話から読み取れるのは、アメリカ側の理解というのは、ここでは後方支援という言葉を使っておりますけれども、はつきりと、日本が引き受けたのは、それをかして、戦略を組みかえるなり変えていくということで、私は、やはりこの作成過程から、それから、ACSAとかこのややこしい周辺事態との関係は今御説明を受けましたけれども、アメリカ側の理解は、あえて後方支援と言いますが、これがアメリカの戦略の一環になっていると理解しているとか考えられないんですが、その点は大臣、いかがですか。大臣、長官。

○佐藤(議)政府委員 ガイドライン、それからそれに基きますまい。いろいろな諸措置、それにつきまして、我が方と米側とは共通の理解に立っているわけでございます。

それから、周辺事態に際しまして、我が国の平和と安全を確保するという観点から、我が方としては、基本計画というもので具体的な内容を決めていくわけでございますけれども、当然、米軍としては、そういったものも自分の対応を考えるに当たっては考慮に入れてももちろん対応することになろうかと思っておりますけれども、我が方としては、あくまでもこの基本計画において我が方としての自主的判断に基づいてその対応措置を定めていくというのがまず基本になるわけでございます。

○辻元委員 私は、今の中で、米軍も考慮に入れているところの比重が高いのではないかと、うふうに考えています。

さて、あと二点ほど質問したいんですけれども、次は自衛隊の任務について引き続き質問させていただきます。

さて、周辺事態とは、先ほどからも何回もお話がありました、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態ということですから、まあ、普通で考えますと、長官、日本にとってこれは緊急事態で、非常に重要な、重く見る事態であると理解し

てよろしいでしょうか。長官。

○野呂田国務大臣 そのように考えます。

○辻元委員 そうしますと、自衛隊の皆さんにとっても非常に重大な任務であるという理解でよろしいですか。長官。

○野呂田国務大臣 そう思います。

○辻元委員 それでは、引き続きまして質問するんですけれども、後方地域支援や船舶検査活動など、状況次第では武器の使用に至りかねないという、審議の過程でさまざまな指摘がありました。また、後方地域支援は、これも指摘がありました。が、アメリカの戦闘行動と一体化とみなされかねないという行動であるわけで、かつ、今長官も非常に自衛隊にとっても重要な、重大な任務であるという御認識を示されました。

ところが、この自衛隊の任務をどこで規定しているかというところに私は疑問を感じています。自衛隊法の維則につけ加えるというだけで、今長官もおっしゃいました自衛隊の重大な任務、日本にとつて非常に緊急事態であり、重大事態であるこの任務につく自衛隊の任務が維則に入れているだけなんです。今の改正案は、かつ、その維則について議論するならばいざ知らず、周辺事態法案の附則に、維則に入れるよというのをちょっとつけてあるだけなんです。

私は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対処する自衛隊の任務が維則による任務程度という御認識なのかどうか、長官に伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○野呂田国務大臣 維則と言うから何か維則規則のように考えられますが、そうじゃなくて、一般的に法令において維則というのは、各章において分別されない事項をまとめて規定した場合の章名として用いられるのでありまして、私も、ここに書かれたから自衛隊の任務を非常に軽視しているとか、また何か軽く扱っているというふうには全く考えておりません。

○辻元委員 といいますのは、この維則の百条というのは、当初、この成り立ちを考えてみますと、土木工事等、要するに、さっぽろ雪まつりの手伝いとか、それから国体のときのファンファーレ隊を手伝うとか、いろいろな自衛隊の本来の任務以外の、「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において」ということをすべてに書いてから一、二、三と規定していつていらっしゃるんですね。これは、そういうサービス任務と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、任務以外のときに、それを維則で決めていくというというのが最初のスタートだったはずなんです。

ところが、この維則というのは便利というのか、これを利用して安易に自衛隊の任務を拡大していつていくことにつながるのではないのか。そうではなくて、自衛隊の皆さんにとっても重大な任務であると長官がおっしゃるのならば、三条の基本任務、この三つの関係で、この基本任務をちゃんと議論する、もしくは、私は今の三条の基本任務にはこれは入っていないと思いますけれども、そこを見ても、専守防衛ですとか周辺事態に対応することというのはできないと思いますけれども、これを議論し、変えるというぐらひの今回は話ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○野呂田国務大臣 法令上における維則の位置づけというのは、さっき私が申し上げたとおりであります。隊法におきまして、そのような観点から、同法一章から七章までに規定されている、指揮監督とか部隊とか自衛隊の行動、自衛隊の権限等、これらにどうしてもこの周辺事態は分別されないの、第八章に規定した次第であります。

例えば、国際平和協力業務の実施のように、これは百条の七であります。自衛隊に新たに付与される活動が自衛隊の本来の任務とは性格を異にするものであります。自衛隊が長年にわたって蓄積した技能、経験あるいは組織的な機能を活用する活動に当たるとき、自衛隊法上の整理としては、第八章の第百条の枝番号による条番号を持つ条文として施行期日順に追加したところであります。このような法律整理については、委員から大変思いやりをいただきましたが、私も、私どもとして

は法律上特に問題があるとは考えておりません。○辻元委員 昨日の公述人の方もここを指摘された方もいらつしやいますし、そのほかの論評を見ましても、ここは非常に、周辺事態法の附則に、維則に入れるというやり方で自衛隊の任務の拡大であるという指摘が多いわけで、長官はそういう御認識もありませんけれども、このような形で何でも維則に入れていくというような態度というのは、私はこれはおかしいと思います。

では長官、基本任務の三条、この三条の読み込みでは周辺事態に対処する自衛隊の任務ということとは、できないということですね、今の三条でしたら、どうなんでしょうか。

○佐藤(議)政府委員 三条の自衛隊の任務でございますが、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、」これは七十六条の防衛行動の場合でございます。それから、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」ということ、これは治安行動等の任務というふうに整備されてございます。

○辻元委員 今伺いまして、他の委員からも、私の対極の考え方をする方からいろいろ質問だという話が出ましたが、だから私は三条を変えて自衛隊が外に出ていくようにしろと言っているんじゃないんです。今の三条じゃできぬことはやめておけという、全く結論は反対なんです。しかし、矛盾という点では、両方の側と言ったら変ですけども、矛盾があるというこの指摘、私は、これはこういうやり方で法案を審議して、そしてこの法案を通していった後で、非常に禍根を残すのではないかと、うふうに感じております。

さて、もう一問どうしてもきょう、前回の積み残しで、シカゴ条約のことを一点だけやりたかったんで、それだけさせていただきますかと思っております。これは、私と同僚の照屋寛徳議員が質問主意書で出した件なんですけれども、一九九七年に沖縄にいるアメリカの海兵隊が北富士演習場で実弾砲

撃移転訓練をした際に、チャーターし、兵器、銃、弾薬を輸送した全日空機、こういう形で、この新ガイドラインの後方地域支援の先取りのような形と私は指摘させていただきたいんですが、この問題について質問主意書を出しました。

これはどういう形態で運航されたのかという質問に對しまして、政府からの答弁は、「在日米軍内において責任を有する米海兵隊の指揮官が本件航空機に搭乗し、その形態で運航を管理していたものである」として、さらに引き続きまして、これは「地位協定第五条にいう「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものに該当する」という回答をいただいておりますが、このケースの場合はシカゴ条約で言う民間機の対象になるんでしょうか、どうでしょうか。

○大島(正)政府委員 お答え申し上げます。

御質問は、日米地位協定上の五条との関連でございます。

地位協定上、米軍がチャーターした民間の航空機、米軍からの具体的な依頼に基づいて防衛施設庁が借り上げたものも含みますが、そのような航空機であつて、その運航が米軍の管理下に行われるものについては、地位協定第五条の適用のある航空機、先ほど先生が引用されました五条にある航空機として扱われることとなりますので、この点はいろいろな形で答弁させていただいていますが、けれども、このようにいわれる五条機は、まず米国の公の目的のために米軍がチャーターしたものであり、米軍の管理下で運航されるものであること、実際に、今御指摘ございました、米軍指揮官が当該機に搭乗し、その責任と管理のもとに当該機を運航している、こういう場合もございます。それから、日米安保条約の目的の達成という観点から、地位協定第五条に基づく権利を与えられるということ、こういったことにかんがみまして、シカゴ条約で言う「国の航空機」とみなされます。したがって、同条約の適用の対象外であると

考えます。

○辻元委員 前回、私は、このシカゴ条約の問題、民間の協力というところでこだわって質問したんですけれども、実際にはそのときになってみないとわからないというふうな御答弁が多かったんですが、国内で、それも平時の折にチャーターした、この場合は全日空機もシカゴ条約の対象外という今御答弁でした。

これは、周辺事態の折に民間航空機に對して協力依頼することができるといふことで、平時のときでさえシカゴ条約の対象外になるわけですから、周辺事態においては、私はやはり、今の御答弁があったとおり、ことが多々起こるのではないかと。その場合、「国の航空機」になるわけですから、シカゴ条約で保護されません、ということが今明らかにしたというふうには私は確認させていただきたいと思ひます。

幾ら一つ一つそのときになってみないとわからないというふうにおっしゃいますけれども、このケースですら対象外なんですから、それは非常に、私はこの間から主張しておりますが、民間の、特に航空機などについてのこの協力依頼というものは、私の主張はもうこんなのは外してしまつた方がよいという主張です。ただ、この間さらに質問いたしましたら、それは協力依頼ですから断れます、危険だと思つたら航空会社がお断りになったらしいという御返事でした。これは航空会社に判断させるわけですか、こういうことを。

この場合は国がやはり条件を示して、しっかりと示すべきだと思ふんですが、この間までの御答弁だと、航空会社が断つたらしいじゃないかというふうな政府の態度は非常に無責任だと思ひますが、長官、いかがですか。長官がおっしゃったんですよ、それは。

○高村国務大臣 今の問いに直接は後で防衛庁長官が答えられると思いますが、委員は、シカゴ条約の対象外であれば、何かどこかの国がこの飛行機を撃ち落としてもいいかのごとく、何か保護されないかのごとく考えておられるようであります

が、国際法上何ら問題のない飛行を行っている航空機をよその国が行うことは法律上全く許されないことであるから、シカゴ条約で保護されるかどうかは別にして、全く法的に許されないというところにおいては同じことだというふうに考えております。

○辻元委員 今のちょっと反論があるんですけども、そういう御認識でシカゴ条約を外務大臣が考えていらつしやるんですしたら、私は大きな間違いだと思ひます。そういうことを起こさないためにこの条約が国際的に結ばれているということを、時間がありませんから指摘だけさせていただきますまして、長官、先ほどの続き。

○野呂田国務大臣 この法案の九条の民間協力の依頼につきましては、これは全く強制するものでもないし、また、断つたからといって罰則規定があるわけではない。あの際委員からも、大変危険なことを強制的に民間に協力をさせるのは行き過ぎじゃないかというふうな意味の質問があつたと思ひますから、そういう場合にはお断りしても構ひ構ひないでしようかというふうに申し上げたつもりであります。

○辻元委員 それでは質疑を終わりますけれども、先ほどから私は思ふのは、やつと国民の皆さんにこの新ガイドライン関連法案の内容がこの審議を通じて理解できてきた、わかつてきた段階が今ではないかと私は思つております。

ですから、何かこれだけ審議したというのではなくて、これだけ審議したからこそ皆にわかつてきて、自治体とか市民が声を上げ始めているんだと思ひますので、何だか総理が二十九日に訪米するからアメリカに土産に持っていきたいなんというの、全く永田町の中だけの一部の利害関係者の論理だと思ひますので、きょうはこれで終わりますが、委員長、たつぷり、しっかりと来週も審議していただきたいということを申し上げまして、私の質疑を終わります。

○山崎委員長 これにて辻元清美君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十三日金曜午前八時理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会

平成十一年五月七日印刷

平成十一年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局